

新たな計画の基本的考え方(案)

－沖縄21世紀ビジョン基本計画(素案)－



沖縄県

平成23年4月

はじめに

国際社会は、グローバル経済の進展、中国をはじめアジア諸国の伸張、環境・エネルギー問題等に加え、朝鮮半島情勢や尖閣諸島問題など平和的共存を実現する上での不安定要因を抱えています。我が国においても、人口減少や少子高齢化といった急激な社会構造の変化に加え、経済成長力の鈍化、国と地方のあり方の見直し等の課題に直面しており、沖縄を巡る時代潮流は、大きな変革の中にあります。このような時代にあって、沖縄振興計画も残すところ1年となり、新たな沖縄の創造に向けたあり方を検討する重要な時期を迎えています。

こうした中、県では、未来を見据え、県民の参画と協働のもとに、将来のあるべき沖縄の姿を描いた基本構想である沖縄21世紀ビジョンを策定しました。同時に、過去を顧みて、沖縄振興計画に基づく各種施策等の総点検を実施し、課題及び対策等の検証を行ったところです。こうした経緯を経て、現段階における「新たな計画の基本的考え方(案)」を取りまとめました。

この「新たな計画の基本的考え方(案)」は、総点検結果で残された課題の克服、さらには沖縄21世紀ビジョンの実現を目指して、県としての新たな計画に関する基本的な方向性を示し、同時に沖縄振興特別措置法に代わる新たな法律への位置けに関する内容を明らかにしたものです。今後、沖縄県振興審議会における調査審議を経るとともに、県議会、市町村、県民等、各界各層の意見を集約し決定する予定です。政府においては、県の基本的考え方について十分理解をいただき、沖縄振興特別措置法に代わる新たな法律の制定に向けて取り組まれることを期待するものです。

3月11日に発生した東日本大震災は未曾有のものであり、亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りするとともに、被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。

沖縄県では、被災地の復興及び被災者の皆様の生活環境の回復に関して、最大限の支援を行いたいと考えています。一方、この震災は今後の日本のあり方に大きな影響を及ぼすものです。今後、沖縄県振興審議会等における議論を踏まえ、その影響を十分に考慮し決定していきたいと考えております。

平成23年4月

沖縄県知事 仲井眞 弘多

新たな計画の基本的考え方（案）

目 次

第1章 総 説

| | |
|-----------|---|
| 第1章 総説 | 1 |
| 1 計画策定の意義 | 1 |
| 2 計画の性格 | 3 |
| 3 計画の期間 | 4 |
| 4 計画の目標 | 4 |

第2章 基本方向

| | |
|----------------------------|----|
| 第2章 基本方向 | 5 |
| 1 基本的課題 | 5 |
| (1) 時代潮流 | 5 |
| (2) 地域特性 | 6 |
| (3) 基本的課題 | 7 |
| 2 基本的指針 | 9 |
| (1) 自立 | 9 |
| (2) 交流 | 10 |
| (3) 貢献 | 11 |
| 3 計画の展望値 | 12 |
| 4 施策展開の基軸的な考え | 13 |
| (1) 日本と世界の架け橋となる沖縄型自立経済の構築 | 13 |
| (2) 沖縄らしい優しい社会の構築 | 14 |

第3章 基本施策

| | |
|--------------------------------|----|
| 第3章 基本施策 | 15 |
| 1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して | 15 |
| (1) 自然環境の保全・活用・再生 | 15 |
| (2) 持続可能な循環型社会の構築 | 17 |
| (3) 低炭素島しょ社会の実現 | 19 |
| (4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造 | 21 |
| (5) 文化産業の戦略的な創出・育成 | 23 |
| (6) 価値創造のまちづくり | 25 |
| (7) 人間優先のまちづくり | 26 |
| 2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して | 28 |
| (1) 健康・長寿おきなわの推進 | 28 |
| (2) 子育てセーフティネットの充実 | 30 |
| (3) 健康福祉セーフティネットの充実 | 31 |
| (4) 社会リスクセーフティネットの確立 | 35 |
| (5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決 | 38 |
| (6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化 | 39 |
| (7) 共助・共創型地域づくりの推進 | 41 |
| 3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して | 43 |
| (1) 沖縄型自立経済の構築に向けた基盤の整備 | 43 |
| (2) 世界水準の観光リゾート地の形成 | 46 |
| (3) 情報通信関連産業の高度化・多様化 | 50 |
| (4) アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成 | 52 |
| (5) 科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成 | 54 |
| (6) 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出 | 57 |

| | | |
|------|--------------------------|----|
| (7) | 亜熱帯性気候等を生かした特色ある農林水産業の振興 | 59 |
| (8) | 地域産業を支える中小企業等の振興 | 65 |
| (9) | ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成 | 67 |
| (10) | 雇用対策と多様な人材の確保 | 70 |
| (11) | 離島における定住条件の整備 | 73 |
| (12) | 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開 | 77 |
| (13) | 駐留軍用地跡地の利用促進 | 79 |
| (14) | 政策金融の活用 | 81 |
| 4 | 世界に開かれた交流と共生の島を目指して | 82 |
| (1) | 世界との交流ネットワークの形成 | 82 |
| (2) | 国際協力・貢献活動の推進 | 85 |
| 5 | 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して | 87 |
| (1) | 沖縄らしい個性を持った人づくりの推進 | 87 |
| (2) | 公平な教育機会の享受に向けた環境整備 | 89 |
| (3) | 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実 | 90 |
| (4) | 国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築 | 92 |
| (5) | 産業振興を担う人材の育成 | 95 |
| (6) | 地域社会を支える人材の育成 | 97 |

第4章 克服すべき沖縄の固有課題

| | | |
|-----|-------------------|-----|
| 第4章 | 克服すべき沖縄の固有課題 | 98 |
| 1 | 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用 | 99 |
| (1) | 概況 | 99 |
| (2) | 克服の意義 | 100 |

| | |
|---------------------------|-----|
| (3) 解決への道筋 | 101 |
| 2 離島の条件不利性克服と国益貢献 | 102 |
| (1) 概況 | 102 |
| (2) 克服の意義 | 103 |
| (3) 解決への道筋 | 103 |
| 3 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築 | 104 |
| (1) 概況 | 104 |
| (2) 克服の意義 | 105 |
| (3) 解決への道筋 | 106 |
| 4 地方自治拡大への対応 | 106 |
| (1) 概況 | 106 |
| (2) 克服の意義 | 107 |
| (3) 解決への道筋 | 107 |

第5章 圏域別展開

| | |
|--|-----|
| 第5章 圏域別展開 | 108 |
| 1 圏域づくりの基本的な考え | 108 |
| (1) 自然、歴史、伝統、文化などの固有の特性を生かした個性豊かな地域づくり | 109 |
| (2) 多様な主体間の連携と交流、協働により安心して住み続けることができる地域づくり | 109 |
| (3) 主体性・自立性を基軸とする地域づくり | 110 |
| 2 圏域別展開の基本方向 | 110 |
| (1) 北部圏域 | 110 |
| (2) 中・南部圏域 | 118 |
| (3) 宮古・八重山圏域 | 128 |

第6章 計画の枠組み

| | |
|-------------------|-----|
| 第6章 計画の枠組み | 136 |
| 1 計画の効果的な実現に向けて | 136 |
| (1) 実施計画の策定 | 136 |
| (2) 計画の効果的な推進 | 136 |
| (3) 効率的で効果的な県政の推進 | 137 |
| 2 計画の法律による位置づけ | 138 |
| (1) 基本計画について | 138 |
| 3 新たな計画のスタイル | 139 |

第1章 総説

1 計画策定の意義

新たな世紀の初頭が過ぎようとしている今日、沖縄は、グローバル経済の進展、中国をはじめとするアジア諸国の伸張、我が国の総人口の減少など、これまでの時代の枠組みが大きく変動していく渦中にある。

このような時代の潮流を見据えながら、県民が求める自信と誇り、優しさと潤いに満ちた沖縄の実現を担う沖縄振興の新たな展開を切り開かなければならない。

振り返れば、昭和47年、戦後27年間の米軍施政権下から日本に復帰した沖縄の姿は、各種社会資本の大幅な整備の遅れと、本土各県に例を見ない基地依存型輸入経済と称されるものだった。これらの課題解決のために3次30年の沖縄振興開発計画では社会資本整備を中心とした格差是正が、沖縄振興計画においては民間主導の自立型経済の構築が、基本方向のひとつとして位置づけられ施策の展開が図られてきた。

今日、これらの沖縄振興施策の積み重ねにより、本県は社会資本の整備、就業者数の増加、観光産業等の成長など、総体として着実に発展してきた。しかしながら、一人あたり県民所得の向上、失業率の改善、島しょ経済の不利性の克服はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにある。加えて、広大な米軍基地の負担軽減、離島の振興、公共交通の抜本的改善など沖縄固有の課題も解決が図られなければならない。

一方、大きな時代変動の中で、国内だけでなくアジアや世界に向けて視野を広げると、本県が内包している発展可能性を一層顕在化させることも期待できる。この動きは、基地に依存した経済から徐々に脱却し民間主導経済へ移りつつあることや、人口の増加の持続、これがもたらす豊富な若年労働力、社会資本の一定の充足、那覇新都心地区にみられるような基地返還跡地の変貌などに見ることができる。

また、沖縄は、地理的位置から東アジアにおける安全保障問題などの諸問題と

大きな関わりを持っているが、このような中であって、沖縄がもつ自然、歴史、文化、地理的特性などのソフトパワーは、我が国がアジアとの関係を深化させ信頼を確保していく取組において、一層大きな役割を担い貢献する資源となり得ると考えられる。

本県は、これまでの沖縄振興の成果及び発展可能性を生かすことにより、交流と共生を通じてアジア及び世界とつながり、我が国が世界へ貢献する一翼を担い、自立し発展していく素地を整えつつある。他方、過度な市場経済主義の進展は、従来の地域社会を人間関係が希薄なものに変質させていく危うさをもはらんでいる。

以上を踏まえ、今後の沖縄振興のあり方を考える場合、以下のことに留意する必要がある。

まず第1に、広大な海域に多数の離島が散在し本土から遠隔にあるという本県の地理的・自然的事情がある。こうした事情を背景とした本県経済発展の道筋及び経済構造など各種政策の前提は、本土とは大きく異ならざるを得ないものであり、このため、全国一律の枠組みに基づく産業政策などとは区別された沖縄の事情を前提とした枠組みに基づく措置が必要であること。

第2に、復帰後も著しい不均衡状態にあり、騒音、環境汚染、事件事故を発生させるとともに経済発展の可能性を抑制している米軍施設・区域の極端な集中に対する措置が必要であること。

第3に、全国と異なる第三次産業中心の産業構造であることや本土各県が人口減少時代に移行する中で、依然として人口増加地域であることなど、本土と沖縄では、国が施策展開の対象とする社会的・経済的諸条件が大きく異なる面があり、沖縄独自の発展可能性を生かす先駆的施策・沖縄独自施策への転換の必要性が高まっており、その先駆的施策などが我が国の現状を打破する契機にもつながるようすることが求められていること。

第4に、その近接性から住民に身近なサービスは市町村が行い、市町村で担うことの困難な場合は都道府県が行い、都道府県が困難な場合は国が担うという補完性の原理を踏まえ、地方に多くの権限を移し、地方自らが課題を解決し主体的に地域づくりを進めるべきとする大きな時代潮流に対応することが求められてい

ること。

こうした中、残すべき沖縄、変えていくべき沖縄を探り、未来の可能性を見据え、県民が望む20年後の沖縄のあるべき姿、ありたい姿を描いた沖縄21世紀ビジョンを平成22年3月に策定した。

この沖縄21世紀ビジョンで描いた将来像は、県民が自ら掲げ共有する本県の目的であり、それを実現することにより県民自ら主導的に沖縄の新たな歴史をつくっていくものである。復帰40年を経た現在、県民主導で沖縄を創造する新たな時代に入っていくこととなる。国においては沖縄振興に関する国が果たすべき責務を踏まえ、新たな計画に基づく施策について支援し実施していくことを強く求めるものである。

新たな計画は、県が策定する県計画の視点から見れば、これまでの3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画など、これまでの本県の歩みを起点として大きく変動する時代潮流を見極め対応し、沖縄21世紀ビジョンの実現に向かい、新たな時代の創造に挑む施策を束ねるものである。

同時に、県民が参画する県計画の視点から見れば、沖縄21世紀ビジョンの実現を目指し、県民の自信と誇りを支える強くてしなやかな地域経済、優しさと潤いのある沖縄らしい地域社会を築き上げていこうとする県民意思を体現するものであり、同時に新たな計画における様々な取組が全国都道府県にも刺激を与え、我が国ひいてはアジア・太平洋地域の発展に寄与しようとする県民の志を体現する計画である。

ここに、県民とともに県計画を策定する意義がある。

2 計画の性格

新たな計画は、沖縄振興特別措置法に代わる新たな法律に規定する計画として位置づけられ、これまでの沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画であって、沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描く将来像の実現に向けた取組の方向などを踏まえ、計画における「基本方向」や「基本施策」などを明らかにしたもの

である。したがって、国、沖縄県、市町村等については、その施策の基本となるものであり、県民をはじめ企業、団体、NPO等などの、各主体の自発的な活動の指針となるものである。

なお、沖縄21世紀ビジョンにおいては、第1に、自然を愛し伝統文化を大切に作る心を「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」へ、第2に、人と人との絆を大事にする心を「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」へ、第3に、強くしなやかな経済や豊かさを求める心を「希望と活力にあふれる豊かな島」へ、第4に、世界との交流を通じて平和を希求する心を「世界に開かれた交流と共生の島」へ、第5に、希望と夢のあふれる人材を育む心を「多様な能力を発揮し、未来を拓く島」へと5つの将来像に託している。

また、「大規模な基地返還とそれに伴う県土の再生」「離島の新たな展開」「海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築」など、国の責務として解決が求められる克服すべき沖縄の固有課題を明らかにしている。

3 計画の期間

新たな計画の期間は、沖縄21世紀ビジョンが想定する概ね20年後に至る前期10年に相当する、平成24年度から平成33年度までの10年間とする。

4 計画の目標

新たな計画においては、沖縄の特性を発揮し、日本と世界を結び、アジア・太平洋地域の平和と発展に貢献する先駆的地域を形成し、経済情勢を踏まえた自立的発展の基礎条件を整備し、我が国を牽引する新生沖縄を創造するとともに、自然や文化などよき沖縄の価値を高めていく再生沖縄に取り組み、沖縄21世紀ビジョンで掲げた5つの将来像の実現及び4つの固有課題の解決を図り、“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ”を実現することを目標とする。

第2章 基本方向

新たな計画の基本方向について、取り組むべき「基本的課題」、取組に当たっての指針を示す「基本的指針」、計画終了時点の姿を人口や県内総生産などの数値で表す「計画の展望値」、各施策の連携を図るための軸となる考えを示す「施策展開の基軸的な考え」の4つの視点を設定する。

1 基本的課題

(1) 時代潮流

中国・インドなどアジア諸国を中心とした新興国は、生産分業を担う「世界の工場」としての位置から、購買力を伴った巨大な中間層の出現による「世界の市場」として大きく浮上し、世界全体の経済成長を牽引するまでに存在感を高めている。このようなグローバル化による世界経済の統合化は、分業の進展を通して、世界経済の規模拡大をもたらしている。他方、企業や個人においても世界市場の中に組み込まれ、商品価格に止まらず、賃金までもがあらゆる国々と関連し、激しい市場競争への参加を余儀なくされている。加えて、新興国の人口は今後も増加を続けると見込まれ、限られた食料、水、エネルギーなどの資源の持続可能性に関する問題が深刻化し、資源保有国の間で資源ナショナリズムの機運が高まる懸念がある。また、地球温暖化などの地球規模において解決すべき問題も増大している。

こうした情勢の中、我が国の経済社会は、人口減少、少子・高齢化という内部条件の枠組みの大きな変動に直面している。労働力人口の減少などにより、我が国の経済成長率は、下押し圧力が働き、一方で、高齢化の進行により、年金、医療、介護などの社会保障費に対する財政需要が増大していく傾向にある。

また、東京都などを除き大部分の地方が人口減少下における地域の経営という大きな課題に直面していくことになる。

さらに、国から都道府県へ、都道府県から市町村への権限移譲の推進等、地方

分権改革が進められ、さらには、これまでの地方分権改革から国と地方の関係をより抜本的に転換する地域主権の取組が加速している。

このように沖縄を取り巻く社会経済環境は、リスクとチャンスを伴いながら大きなうねりとなって現れている。これまで大きな役割を果たしてきたキャッチアップ型の振興策はその守備範囲を狭めてきたが、これからは沖縄が自ら進路を決め、時代潮流を的確に見極め施策を練り上げて挑んでいく時代となる。

また、社会経済に大きな影響をもたらす地震等の大規模な自然災害等に対しては、世界各国が連携・協力して危機管理にあたる体制整備への取組が重要である。平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、戦後、我が国が直面した災害の中でも最も多くの人々の命を奪い生活を破壊し、人々の心を含め経済社会全般に大きな影響を及ぼしている。この大震災は、自然災害はもとより様々な自然的社会的リスクを見据えた社会システムの再構築など我が国の今後のあり方に大きな影響を与えるものと考えられる。

(2) 地域特性

これまで、沖縄がもつ地域特性は、本土から遠隔であるなど不利に働くものとして捉えがちであった。しかしながら、そのような地域特性が、時代の進展の中で、有利に働き、比較優位としてたち現れる側面も見えてきたところであり、条件不利性を緩和する手立てを講じるとともに、優位性に転換する施策を展開することが沖縄のみならず我が国の発展にもつながるものと考えられる。

地理的に本土から遠隔地にあり、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に散在する160の島々から成り立っているという特性は、高コスト構造をもたらす経済発展にとって大きな制約としての側面をもつ。一方、その地理的特性は角度を変えてみると、東アジアの中心に位置し、広大な排他的経済水域及び海洋資源の確保、領海・領空の保全、安全な航行の確保に貢献している側面をも有している。加えて、中国をはじめとするアジア諸国の伸長、情報通信技術の進展とも相まって、人、物、金融、情報などアジアとの架け橋としての役割を果たしていく可能性がある。

自然環境的特性として、我が国唯一の亜熱帯・海洋性気候にある南西諸島は、土地の狭隘性や台風の頻発性など、土地や自然環境に左右される農業等に一定の制約を課すものの、美しいサンゴ礁、貴重な野生生物など優れた自然環境に恵まれており、観光資源としてはもとより、顕在化する世界的環境問題に対する課題解決のために大きく貢献する可能性をもつ。

人口的特性として、人口増加と豊富な労働力は失業率を押し上げる側面はあるものの、我が国において数少ない人口増加地域であることは、投資環境としての魅力を増す側面を持つ。また、中南部都市圏は本土の政令市に匹敵する百万都市であり、交通体系の整備や基地跡地利用を促進することにより、その都市機能を十分に発揮する可能性をもっている。

歴史的・文化的特性として、古くは中国や東南アジア諸国等との交易・交流を通じて多くの文化を吸収し調和させ、独自の文化を形成してきたことや幾多の困難を克服し、個性豊かな独特の文化を発展させてきたことは、魅力的な観光資源になるとともに、アジア各国とつながりを確保する磁力としての可能性をもつ。

社会的特性として、沖縄は27年間に及ぶ米軍施政権下で広大な米軍基地が形成され、今なお、本県の振興を進める上で大きな障害となっている。とりわけ、過密な中南部圏域における基地の返還跡地は、環境保全、産業振興、交通体系整備などの有効利用がなされることによって、県土構造の再編につながる大きなポテンシャルを有する。

戦争体験やその後の米軍施政権下の歴史を通して、平和を希求する心が育まれており、国際協力・貢献活動の拠点としての可能性をもつ。

(3) 基本的課題

本県では、復帰後、3次にわたる沖縄振興開発計画や沖縄振興計画により、本土に比べて著しく立ち遅れた社会資本の整備や、産業の振興を図るための各種施策が展開されてきた。その結果、基本的な社会資本整備は着実に進展してきているが、失業率の改善や一人当たり県民所得の向上などの産業、雇用の面における課題のほか、離島の振興や広大な米軍施設・区域の存在等、多くの残された課題

を抱え、現在に至っている。一方、沖縄21世紀ビジョンにおいては、目指すべき将来像を描く中で、交通体系、離島振興及び基地跡地利用などを重要課題として位置づけたところである。

新たな沖縄を創造していくためには、新たな法律に基づく諸制度を活用し、施策を効果的に推進していかなければならない。このため、時代潮流、沖縄の特性を見据えるとともに、残された課題、新たな課題を踏まえた以下の基本的課題の解決に向けて総合的に取り組む必要がある。

第1に、沖縄の豊かな自然環境や風土・伝統に根ざした個性豊かな文化などは沖縄県民の心情を支えるものであり、現世代が受け継いでいる沖縄らしさをできるだけ損なわずに次世代へ引き継ぐことが求められている。

第2に、沖縄の独特の風土や食文化等に支えられた健康・長寿、イチャリバチョーデー、ユイマール等に代表される「沖縄の心」に支えられた相互扶助の精神は、心豊かで、安全・安心な未来の沖縄を創造していくうえで欠かすことのできない要素であり、それらを生かした県民の幸福度が高まる社会を構築していくことが求められている。また、東日本大震災に見られる予期できぬ自然的・社会的災害への備えや、県民の日々の安全・安心を守る社会の構築を図ることが求められている。

第3に、沖縄県民が経済的な豊かさを実感し、将来に希望を持って生活するためには、自立した沖縄経済の構築に道筋をつけていかなければならない。アジアとの近接性、豊富な労働力、スポーツや文化などの資源を生かし、活力あふれる沖縄にしていくことが求められている。

第4に、経済のグローバル化が進んでいる今日、国際交流や協力を通じた多角的なネットワークを活用することにより、アジア・太平洋地域の平和と持続的な発展に寄与する海邦交流拠点として展開していくことが求められている。

第5に、21世紀における時代変化に柔軟に対応し、先見性と英知により発展を支える人材の育成が必要である。子どもたちの能力と個性を発揮できる環境整備、離島など地理的要因等に左右されない公平な教育機会の確保、沖縄の社会経済の発展に不可欠な人材の育成が求められている。

第6に、沖縄の歴史的、地理的、自然的、社会的諸事情を起因する固有の課題

を克服しなければならない。

狭小な沖縄に広大な米軍基地が存在し続け、過重な負担を背負っている現状を踏まえ、負担のあり方は国全体の大きな課題として見直しが必要であり、あわせて、今後の大規模な基地返還跡地の利用については適切かつ円滑に進めることが必要である。

条件不利性を多く抱える離島の振興に当たっては、日本の領海、領空、排他的経済水域の確保など国益貢献に寄与している重要性を踏まえ、定住条件の整備、地域特性に応じた産業振興に取り組み、持続可能な離島地域社会を形成することが必要である。

海洋島しょ圏である沖縄は、交通に関する不利性を抱えており、交通ネットワークの構築に当たっては、こうした不利性を克服し、東アジアの中心に位置する優位性を生かす諸条件を整備し、ヒト・モノ・情報が円滑に交流し共生するしくみが必要である。

拡大する地方自治の潮流に対しては、沖縄が抱える課題の特性を踏まえ、国の責務を明確にしつつ、沖縄の発意や創意を生かすことが可能な行財政システムの構築が必要である。これらの固有課題の克服に当たっては、沖縄県民の不断の努力に加え、国の責務としての側面を有しており、沖縄県民と国が連携・協力して取り組んでいくことが求められる。

2 基本的指針

計画の推進に当たっては、国、県、市町村、各種団体、県民など各主体がその役割を果たすとともに、時代潮流、地域特性、基本的課題を踏まえ協働して取り組むことが求められる。各主体の取組の基本的指針として、「自立」、「交流」、「貢献」を掲げる。

(1) 自立

人や地域社会の自立とは、他人や他地域に依存せずに孤立的・自給自足的に歩

んでいく姿をさしているものではなく、多様な他主体と補完しあい、支えあう関係の中で、ともに未来に向かって歩いていく姿に現れる。依存し支援するつながりが豊富に備わっている地域は、他地域から必要とされ、承認され、また自立した地域として評価される。このため、自立は交流と共生とに密接に関わり重なっているものでもある。

グローバル経済が進展し、複雑化し不確実性が増していく現代社会における自立とその強さを確保するためには、つながりの深化と拡大が必要である。一方、グローバル経済の進展は、一面で市場経済原理のもと地域間競争、国際競争など競争を激化する誘因を持っているが、このような競争に臆することなく立ち向かうことも必要である。時代の方向性やニーズを冷静かつ的確に捉え、変化に果敢に挑戦する気概を持ち行動に移すことにより世界が広がり、世界につながっていく。

こうしたつながりと挑戦を基調とする自立の指針の下、成長のエンジンとも言える移出産業を地域経済成長の動因として組み込むと同時に、経済を安定的に保つ翼として例えられる域内産業を成長の翼として機能させることで自立型経済の構築を図る。加えて、補完性の原理を踏まえた自立的な政策決定システムを備えた自主的・自立的な地域社会の構築を図り、県民一人ひとりがよりゆとりと豊かさを実感できる自信と誇りの持てる沖縄の創造に向かって行く。

(2) 交 流

島しょ地域の活力や経済発展は、他地域との交流のあり方によって強く規定されている。交流により自らの価値と他地域の多様な価値が触れ合い、新たな価値が創造されていく。地域の価値観にとどまり、安定的ではあるが静的な環境に甘んずることなく、相互の理解を深め、新たな価値の創造に向けて勇躍する姿勢が必要とされる。

島しょ地域である本県は、その歴史において、活動を島しょ地域の内側にとどめる、静的な行動を選択したのではなく、外に向かって活動を展開していく動的な行動を選択してきた。かつての琉球王国の時代においては、日本、中国、韓国

をはじめタイやインドネシアなどに至る広範なアジア地域において交易を展開していた。

地球規模でヒト・モノ・カネ・情報が行き交う時代にあって、東アジアの中心に位置する等の沖縄の持つ特性は、諸外国・地域との経済、学術、文化、スポーツ等の分野で交流と連携を深めながら、ともに発展していくという取組の中でこそ発揮される。

特に、アジア・太平洋地域との間において、伝統芸能、農業技術、環境技術など、文化や経済産業分野にわたる多面的な交流・協力関係を築き、これを強化していくことは、沖縄が、我が国と同地域との新たな時代における交流拠点となる意義を有し、ひいては、東アジア全体の平和と繁栄に寄与する意義を持つものである。

こうした積極果敢な行動を基調とする交流の指針の下、沖縄の特性を発揮し、未来に向けて交流を拡大し、21世紀の国際社会における本県のみならず我が国の新たな活路を切り拓いていく。

(3) 貢 献

我が国の総人口が減少していく中でなお人口が伸び続ける本県の活力や東アジアの中心に位置すること、わが国では稀な亜熱帯・海洋性気候を有することなど、本県が内包する発展可能性は、今後我が国を牽引していく動力源の一つになりうるものであり、そのような発展可能性を多様な貢献という形で生かしていかなければならない。

沖縄は東アジアの中心に位置し、広大な排他的経済水域及び海洋資源の確保、領海・領空の保全、安全な航行の確保に貢献している。今後、日本経済がアジア地域との関係を深化させるなかで、本県のもつアジア地域との文化的親和性、距離的近接性を生かすことにより信頼構築の場として貢献できる可能性がある。

経済のグローバル化の進展による環境問題等、様々な課題が地球規模で展開する中で、本県は、アジア・太平洋地域における結節機能を生かし、日本とアジア・太平洋地域への積極的な交流を展開し、国際的な貢献活動の軸となる地域とし

て貢献できる。

環境分野や資源エネルギー分野、医療分野等、国際社会への貢献を目指すため、沖縄の持つ特性やこれまで培った知見・技術を生かすとともに、科学技術分野の研究や海外からの留学生の受入れ等による人材のネットワーク化を図り、学術研究を通じた技術貢献を積極的に展開するほか、国連機関や災害救助等の活動の拠点として、ネットワークを構築し、国際社会の平和と安定に寄与する地域として整備し、我が国とアジア・太平洋地域をはじめ世界の国々の平和と持続的安定にも貢献できる。

また、本県がその自然的、地理的特性を生かした亜熱帯性リゾートや農業の拠点、科学技術、物流、人材の拠点として発展することは、わが国全体の経済的文化的発展に大きく寄与することになる。

こうした我が国やアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に資することを基調とする貢献の指針の下、沖縄の発展可能性を生かし、21世紀の国際社会における本県のみならず我が国の経済社会及び我が国の国際社会における信頼と協調体制の構築に取り組んでいく。

3 計画の展望値

グローバル化の進展や中国、インド等の新興国の躍進、世界人口の増加、日本における人口減少や少子高齢化の進行などの時代潮流や環境の変化を背景とした沖縄の経済社会の10年後の見通しを示す。

また、このような世界情勢や日本の今後の状況も踏まえ、本県経済の持つ優位性を生かす取組や課題を克服するための施策の展開を示し、成長のエンジンである移出産業と成長の翼である域内産業の連携・補完による民間主導の持続可能な自立経済の構築に向けた経済発展の道筋を描く。

さらに、このような取組が展開された結果、本県の経済社会がどのような姿になるのか、人口や県内総生産等の展望値として数値で示す。

4 施策展開の基軸的な考え

新たな計画は、沖縄21世紀ビジョンで描いた5つの将来像が実現している沖縄を目指すものであり、その将来像は、地域経済及び地域社会を土台として県民がいきいきと活動している姿でもある。

5つの将来像を実現するためのそれぞれの施策が、同時によりよい地域経済の発展と地域社会の構築につながり、施策の相乗効果の発揮と各将来像の実現を相互に後押しするようにすることが重要である。

このため、施策の基軸となる考えを示し、施策の連携を図ることとし、よりよい地域経済の発展について、「日本と世界の架け橋となる沖縄型自立経済の構築」を、よりよい地域社会の構築について、「沖縄らしい優しい社会の構築」を各施策に通底する基軸的な考えとして設定する。

(1) 日本と世界の架け橋となる沖縄型自立経済の構築

地域経済が自立的に発展するためには、成長のエンジンである移出産業が複数堅実に育ち、成長の翼である域内産業が活性化し、両者が連携・補完している強くしなやかな経済構造を創出することが重要である。複数の移出産業から獲得された外貨は、域内に投下され、新たな需要を創出する購買力の原資となり、域内産業を活性化させ幅広い雇用を生み出すとともに、所得、税収の増加を通じて経済を安定的な成長軌道に乗せ、好循環をもたらす機能をもっている。

こうした地域経済の特性を踏まえて、リーディング産業である観光リゾート産業や成長著しい情報通信関連産業に加えて、国際貨物ハブを核としたアジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港型産業など、沖縄の比較優位を生かした、または、競争条件の不利性を克服し比較優位を創造した第3、第4のリーディング産業を育てる。あわせて、農林水産業、製造業、小売業をはじめ、県民生活を支える中小企業を奮い立たせる施策などを展開することにより域内のあらゆる産業を振興していく。特に、文化、音楽、スポーツなどの分野や、健康、医療などの分野においても沖縄の特性を生かし新たな価値を創造する取組を強化し、沖縄を支

える産業に伸張させていく。

グローバル経済、世界経済成長の原動力がアジアにシフトしている状況を踏まえ、アジアや世界を大きく視野に入れて、本県の経済を担う移出産業、域内産業に対する施策、魅力ある投資環境を整備し県内投資を呼び込む施策、多様な産業の展開を担う人材、伝統文化、自然、生物資源など沖縄の様々な資源を活用し、涵養していく施策などを戦略的に展開していくことが極めて重要である。

これまでの沖縄振興計画におけるフロンティア創造型の振興策と、民間主導の自立型経済の構築を継承発展させ、万国津梁の精神を受け継ぎ、日本と世界の架け橋となる沖縄型自立経済の構築に邁進する必要がある。

(2) 沖縄らしい優しい社会の構築

現代社会は、様々な価値観のもと、社会のニーズが複雑かつ多様化し、競争と市場主義の中、人間関係の希薄化や社会の絆が薄れ、格差が生じる時代へと変化しつつある。

このような時代において、人と自然が調和し、国内外の他地域と交流し共生する開かれた沖縄らしい、人に優しい社会を構築していくことが求められている。

子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるとともに、豊かな自然環境のもと医療や福祉、保健が充実し、子どもから大人まで安全で安心できる生活空間である暮らしに優しい社会が必要である。

一方、地域のあり方を再認識し、地域の活動の広がりを通して、共助・共存のもと地域のコミュニティを構築していく取組が求められており、公共サービスにおいては、NPO等の民間の活動範囲が発展し、公的な分野を含めた地域づくりに取り組んでいる。本県はユイマールをはじめとした助け合いの精神を有しており、人と人とのつながりや地域の課題等を共有しながら生活が営まれてきた。このような、県民性や沖縄の持つ風土に根ざした、沖縄の特性を生かした地域づくりを行い、優しい社会を創っていく必要がある。

第3章 基本施策

1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島を目指して

沖縄の豊かな自然環境と風土・伝統に根ざした個性豊かな文化を次世代に継承する。これらの資源は、ホスピタリティあふれる県民性を形成する源であることに加え、人々を魅了し惹きつける要素であり、沖縄が持続的発展を志向する上において大いなる力である。

このため、人と自然との共生に当たっては、自然は天賦の貴重な財産であることを共通認識のもと、環境への負荷を最小限に抑制し、自然環境と経済活動が両立した社会に構造転換する。

また、戦後の生活様式の変化や価値観の多様化の進展等が相まって沖縄の伝統文化の継承に対する危機感が強まりつつある現状を踏まえ、県民自身が伝統文化への理解と誇りを再認識できる環境の構築を図るとともに、文化資源を産業振興に生かすための戦略的な展開など、持続的な文化振興が可能となる基盤の形成を図る。

(1) 自然環境の保全・活用・再生

沖縄らしい豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継ぐため、生物多様性の保全に取り組むとともに、陸域・水辺環境の保全、自然環境の適正利用、さらには、沖縄らしい自然環境の再生を推進する。

ア 生物多様性の保全

地域固有の自然が育んだ貴重種をはじめとする多種多様な生物がそれぞれにふさわしい環境で生き続け、健全な生態系が持続できるよう、沖縄の豊かな生物多様性を保全する。

このため、貴重な野生生物の保全に向け、生息・生育状況調査を行うとともに、絶滅危惧種に選定された種の保護・増殖等に努めるほか、生物多様性地域戦略を

策定し、県民、事業者、行政が一体となって取り組む。

また、外来種対策については、沖縄本島北部地域でのマングースの防除に取り組むとともに、その他の外来種についても生息状況、被害状況等の調査を実施するなど対策を強化するほか、新たな外来種の侵入防止対策等を推進する。

さらに、サンゴ礁の保全については、早期段階から情報把握に努め、官民協働によるオニヒトデの集中的な駆除等を実施するとともに、赤土等流出など陸域からの環境負荷対策、サンゴの移植・再生の強化など、総合的なサンゴ礁保全活動に取り組む。

イ 陸域・水辺環境の保全

野生生物にとって住みよい環境や県民の憩いの場としての自然環境を確保するため、森林・河川・干潟・藻場等の陸域・水辺環境を保全する。

このため、自然保護地域については、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区等それぞれの適正な配置・管理及び活用を図るとともに、新たな保護区域の指定等を推進する。

また、琉球諸島の世界自然遺産登録に向け、やんばる地域の国立公園化や外来種対策に取り組むとともに、地域住民への普及啓発を図るなど世界自然遺産の登録に向けた条件整備等に努める。

さらに、県木であるリュウキュウマツを守るため、マツクイムシ等による被害軽減に向け、天敵昆虫による防除技術の確立等を図るとともに、集中的な駆除の実施など実効ある対策を推進する。

赤土等流出問題については、流域協議会の設立・活動支援など地域住民による流出防止への取組を促進するほか、農地等の各種発生源対策の強化・支援、既存対策施設の適切な維持管理、流出防止技術の研究開発、堆積土砂対策の検討など総合的な対策を推進する。

水質汚濁・土壌対策については、事業者に対する監視指導や河川浄化等に関する普及啓発活動を実施するほか、下水道、集落排水施設、合併浄化槽など各種汚水処理事業の連携により地域性や経済性を考慮した効果的な整備等を推進する。

大気汚染対策については、大気環境常時監視に取り組むとともに、発生源とな

る工場などの監視・指導等を強化する。

また、住みよい快適な生活環境の保全を図るため、騒音・振動・悪臭の防止対策等に努める。

ウ 自然環境の適正利用

自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境収容力(キャリングキャパシティ)の考えのもと、自然環境を適正に利用する。

このため、環境影響評価制度については、大規模開発に対し、一層の環境保全対策が十分講じられるよう、沖縄の環境特性や社会状況の変化等を踏まえた制度の見直しを図るとともに、小規模開発に対しても、自主的な環境影響評価及びその手続の実施等を促進する。

また、自然環境の持続可能な利用を図るため、自然環境の現状把握に努めるとともに、環境収容力に基づくルールづくり等を推進する。

さらに、自然環境保全に必要な財源を持続的に確保するため、自然環境保全に向けた新たな税の導入等を含めた検討を行う。

エ 自然環境の再生

過去の人為的行為によって失われてきた沖縄らしい豊かな自然環境を取り戻すため、時間をかけて本来の姿に再生する。

このため、失われた自然環境の現状把握等に努めるとともに、海岸、河川、溪流、陸域等の自然環境の再生に取り組む。

また、これらの自然環境の再生と防災機能等の両立を図るため、新たな工法や資材等の技術開発を促進する。

(2) 持続可能な循環型社会の構築

沖縄の世界に誇れる財産である美しい自然環境の保全と社会経済活動とのバランスがとれた持続的な社会を目指すため、環境負荷の少ない循環型社会を構築する。

ア 3Rの推進

狭隘な島しょ性により環境負荷に脆弱な特性を有しているため、廃棄物の発生を最小限に抑え（Reduce）、再利用（Reuse）するとともに、発生した廃棄物の有効活用（Recycle）を推進する。

このため、廃棄物の減量化・再利用ができる環境の構築に向け、市町村におけるごみ収集の有料化を促進するとともに、再利用等に対する県民の意識向上に取り組むほか、産業廃棄物税の活用等による排出抑制に努める。

また、廃棄物のリサイクルを図るため、市町村の分別収集の強化を促進するとともに、資源循環コストの低減に取り組むほか、県産リサイクル製品等の積極的な利用等を推進する。

さらに、環境共生型社会の実現に資する調査研究をモデル地域において実施するとともに、得られた研究成果を具体的施策に反映させる方策等を検討する。

あわせて、下水汚泥及び消化ガスの有効利用、農村地域に豊富に存在するバイオマス等の活用を推進する。

水循環利用については、雨水や再生水等の利用など、地域の実情に応じた水資源の有効利用を推進する。

イ 適正処理の推進

数多くの島々から成る沖縄はその構造的不利性から、資源循環コストが高いという現状を踏まえ、最終的に発生した廃棄物等を適正かつ効率的に処理できる環境を構築する。

このため、一般廃棄物処理については、適切かつ計画的な施設整備を促進するとともに、処理体制の効率化を図るため、離島間や沖縄本島との連携による運搬ルート合理化等に努める。

また、産業廃棄物処理については、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の施設整備を推進するとともに、「産業廃棄物処理施設における一般廃棄物の処理の特例」を積極的に活用し、処理施設の相互補完を促進する。

さらに、不法投棄等の不適処理防止を図るため、県警察本部、市町村との連携、監視カメラの効果的な活用など監視体制の強化に取り組むとともに、県民、関係

事業者等の適正処理に対する意識向上等に努める。

加えて、沖縄全域の環境美化を図るため、「ちゅら島環境美化条例」に基づき、空き缶や吸い殻等の散乱防止体制を強化するとともに、環境美化に対する県民の意識向上等を推進する。

海岸漂着物については、継続的に適正処理できる環境の構築に向け、処理費用の財源確保に加え、効果的な回収処理体制の構築を図るとともに、回収されたごみの再資源化に向けた研究開発の推進、さらには発生源対策等に取り組む。

(3) 低炭素島しょ社会の実現

世界に誇れる低炭素島しょ社会を実現するため、地球温暖化防止対策を推進するとともに、クリーンエネルギー利用などの環境技術の革新を進めるほか、低炭素都市への転換を推進し、温室効果ガスが最小限に抑えられた地域経済社会を形成する。

ア 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止に向け、産業部門、民生部門、運輸部門ごとの具体的な取組を促進するとともに、二酸化炭素の吸収源の強化、環境教育等を推進し、温室効果ガスの排出削減を図る。

このため、産業部門については、製造業・建設業分野における設備機器の省エネルギー化や材料資源等の低炭素化を促進するほか、農林水産分野では、環境保全型農業の推進やエコファーマーの育成、農村等における再生可能エネルギーの生産・利用等に取り組む。

民生部門については、ビルや住宅等においてエネルギー利用効率の高い設備及び省エネ家電の普及による省エネルギー化を促進するとともに、観光分野では、カーボンオフセットツアーなど観光客を取り込んだ温室効果ガス排出削減に向けた取組等を促進する。

運輸部門については、クリーンエネルギー自動車の普及促進、燃料消費を抑えたエコドライブの普及等に取り組むとともに、カーシェアリングや時差出勤など

のTDM（交通需要マネジメント）施策を推進するほか、鉄道を含む新たな公共交通システムの導入、さらには、公共交通機関の利用促進等に取り組む。

二酸化炭素の吸収源対策については、陸域では適切な森林管理や都市緑化等を推進するとともに、海域における吸収作用の解明等に努める。

環境に配慮できる人材を育成するため、環境教育プログラムの普及・活用等を図るとともに、自然観察会や環境セミナーの推進など環境教育を充実する。

イ クリーンエネルギーの推進

沖縄は地理的・地形的特性等の構造的不利性を起因として、火力電力に頼らざるを得ない実情を踏まえ、エネルギー使用に伴う環境負荷を低減するため、クリーンエネルギーの普及を図るとともに、エネルギーの地産地消等を推進する。

このため、再生可能エネルギーの普及に向けて、太陽光発電や風力発電等のマイクログリッドの実証事業等による有効性の検証、導入コストの低減化等に取り組むほか、沖縄に豊富にある海洋エネルギーの研究開発等を促進する。

また、電力エネルギーの低炭素化を図るため、液化天然ガス（LNG）発電の導入促進に取り組むとともに、再生可能エネルギーによる発電等を促進する。

さらに、“世界一エネルギー負荷の少ない島（エコアイランド沖縄）”を目指すため、エコアイランド特別地区を活用し、太陽光発電や風力発電、バイオエタノール等のクリーンエネルギー導入に関する実証試験等に取り組む。

加えて、沖縄・ハワイクリーンエネルギー協力を通して、島しょ地域における再生可能エネルギーや省エネルギー技術導入の先進モデル地域として形成し、世界に発信する。

ウ 低炭素都市づくりの推進

低炭素都市づくりを推進するため、都市計画の主体である市町村と連携し、地域の特性を生かした集約型都市構造への転換、エネルギー多消費型都市活動の改善、都市と自然との共生づくりに取り組む。

このため、集約型都市構造の形成に向け、市町村の都市計画マスタープランにおいて、集約拠点への公共施設・サービス施設等の立地及び居住の誘導、土地利

用の複合化等を図るとともに、交通流対策や公共交通機関の利用促進を展開するほか、市街地再開発事業等を推進し、都市機能の一体的な整備に取り組む。

また、エネルギー多消費型都市活動の改善を図るため、省エネルギー建物への転換に加え、エネルギーの面的利用の推進に取り組むとともに、未利用エネルギー等の活用を促進する。

さらに、都市と自然との共生を図るため、緑地の保全に取り組むとともに、都市緑化等を推進する。

(4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造

沖縄の風土と伝統に根ざした個性豊かな文化の形成により、県民一人ひとりが心の豊かさを享受し、ゆとりと安らぎのある生き生きとした暮らしが実感できるよう、伝統文化の保全・継承と新たな文化の創造を推進する。

ア 沖縄文化の源を確認できる環境づくり

沖縄の地理的特性や歴史過程を経て醸成された固有の文化、伝統的な生活様式等の独自の価値を再認識できるよう、沖縄文化の源を確認できる環境を構築する。

このため、指定文化財の適切な保存・活用を図るとともに、新沖縄県史や歴代宝案の編集活動に取り組むほか、埋蔵文化財や海外流出文化財の調査・返還、さらには、駐留軍用地跡地の利用に伴う埋蔵文化財に関する調査、戦災文化財の復元等を推進する。

また、伝統的な生活文化の伝承を図るため、学校教育などにおいて沖縄文化の基層であるしまくとぅばの普及・継承を推進するとともに、各島々に伝わる伝統行事の伝承・復元等に取り組む。

さらに、歴史文化教育を推進し、次代を担う児童生徒に対し郷土の歴史・文化・芸能等を学べる機会を充実するほか、生涯学習など様々な機会でも沖縄の伝統文化を体感できる環境づくりに取り組む。

イ 文化の担い手の育成

沖縄の伝統文化を次世代に継承するため、沖縄文化を担う後継者を育成するとともに、豊かな感性と創造性をもった人材育成に取り組む。

このため、伝統文化の後継者育成・確保に向けて、各文化財保存会と連携のもと、伝承者の養成に取り組むほか、地域の伝統行事や生涯学習など多様な機会を通じて技能習得ができる環境を構築する。

また、創造性豊かな人材を育成するため、次世代を担う児童生徒をはじめ多くの県民が、国内外の優れた文化芸術を鑑賞できる機会の拡充を図るとともに、沖縄県芸術文化祭や総合文化祭の開催等の取組を推進する。

さらに、沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的芸術文化の形成及び発展を担う人材、さらには国際的に活躍できる人材を輩出するため、幅広い芸術を専門的に学ぶ教育機関である県立芸術大学の教育機能の充実に取り組む。

ウ 文化活動を支える基盤の形成

沖縄独自の文化の保全・継承や芸術文化創造活動等を持続可能なものとするため、社会全体で文化活動を支える基盤づくりを形成する。

このため、伝統技能の保持者等に対する活躍の場の充実に向けて、国立劇場おきなわや県立博物館・美術館等を活用するとともに、新たに伝統芸能の拠点となる郷土芸能会館の整備等に向けて取り組む。

また、NPOや文化ボランティア、さらには企業の芸術文化支援（企業メセナ）等、多様な主体の文化活動に対する参画を促進するなど、沖縄社会全体で文化活動を支える環境を構築する。

さらに、文化資源を活用した文化産業の創出・育成を戦略的に展開する。

エ 文化の発信・交流

沖縄文化の発展や異文化に対する理解を育むため、多彩な沖縄文化を内外に発信するとともに、文化交流を推進する。

このため、地域の伝統行事等への参加を通じた交流の促進、人口減少地域にお

ける担い手確保を含めた相互交流の展開、児童生徒の地域間交流体験活動等を推進するなど、郷土文化の地域間交流を図る。

また、県外文化芸術祭への相互展示等を推進するほか、沖縄国際アジア音楽祭や沖縄国際映画祭等の開催を通じてバイタリティあふれる多様な沖縄の文化を積極的に発信するなど、国内・国外の文化交流を図る。

さらに、“空手の発祥地沖縄”を世界に発信するため、空手道会館の整備に向けて取り組む。

(5) 文化産業の戦略的な創出・育成

沖縄創造の源である文化資源を再評価するとともに戦略的な活用により産業発展につなげ文化振興と経済的成果が循環されたクリエイティブアイランド沖縄を形成する。

ア 文化資源を活用したまちづくり

沖縄の地理的・歴史的経緯から育まれてきた地域に有する魅力的な文化資源を再評価するとともに、これらを最大限活用して、文化の薫り高いまちづくりを推進する。

このため、地域住民に対して地域の伝統的風習や伝統行事等への愛着心を醸成し、県民自身が地域文化資源を再評価できる環境の構築に取り組むとともに、地域外からの再評価・発掘を促進するため、県内をはじめ県外・国外との相互交流等を推進する。

また、地域文化資源の活用を図るため、世界遺産である「琉球王国のグスク及び関連遺産群」など魅力的な文化財等を活用した歴史的まちづくりを推進するとともに、沖縄料理と地域の食資源を生かした食文化まちづくり、さらには、地域に伝承する伝統行事等を活用した伝統文化まちづくりなど、地域文化資源の特性に応じたまちづくりを展開する。

イ 伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興

長い歴史・風土の中で培われてきた伝統工芸品の技術・技法を継承するとともに、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるため、消費者の感性に働きかける魅力のある沖縄型感性製品の開発を促進する。

このため、原材料の確保や生産基盤の強化、後継者育成等に努め、安定した製品供給体制の確立を図るとともに、観光土産品及び日常生活品市場等への販路開拓、さらには、海外市場への展開など販路の拡大等に取り組む。

また、産地と試験研究機関との有機的な連携を図り、工芸の要素・資源や技術・技法を活用した新たな工芸品の開発及び二次加工製品の製造、異業種・新技術との連携融合による高付加価値化に取り組むとともに、デザイン性や感性価値を重視した製品開発等を促進する。

ウ 文化コンテンツ産業の振興

沖縄の個性豊かで多様性のある文化資源や芸能人材を活用し、その魅力を最大限生かした文化コンテンツの創出及び産業化を図る。

このため、琉球音楽、琉球舞踊、組踊、エイサー、空手など国内外から評価されている文化資源のエンターテインメント性を高め、ショービジネスや演劇ライブ、映像などのデジタルコンテンツなど新たな魅力が備わったコンテンツとして創造し、積極的な活用を図る。

また、多様な文化資源を産業化につなげるため、文化資源を活用した創造性の高いビジネスモデルの創出、異分野・新技術との連携による付加価値の高い商品化・事業化等の促進を図る。

さらに、制作者や演出家など文化産業を支える人材の育成に取り組むとともに、創作活動拠点やビジネスプランに対する資金供給システムの整備など文化コンテンツ産業を支える環境の構築に取り組む。

あわせて、文化コンテンツ産業の高付加価値化を図るため、文化産業振興地域制度を活用した関連産業の集積に努め、制作・販売・流通等を一元的に実施できる環境づくりを推進する。

(6) 価値創造のまちづくり

沖縄らしい景観・風景・風土を次世代へ守り継ぐとともに、花と緑にあふれる潤いある地域を形成するため、継続的に景観・風景づくりに取り組む環境を整備し、時間とともにその価値が高まる地域づくりを推進する。

ア 沖縄らしい風景・まちづくり

自然、歴史、伝統文化に育まれた地域景観資源を最大限生かし、沖縄らしい風景・まちづくりを推進する。

このため、地域生活に密接し風景づくりの主体である市町村の景観行政団体への移行を図り、景観計画及び景観条例策定を促進するとともに、市町村間連携による広域的な風景づくりに努める。

また、景観資源の保全を図るため、歴史遺産、御嶽・拝所、石垣などの各地域に内在している景観資源の保護・継承等に努めるほか、質の高い風景づくりの創造に向け、環境・風景・利用等に配慮した河川・海岸の整備、公園の整備、無電柱化、古民家の再生・活用、農地・農村整備等を推進し、良好な景観形成を総合的に展開する。

さらに、沖縄らしい風景・まちづくりを効果的に創造するため、景観人材ネットワークなど官民の連携・協働のもと取り組むとともに、沖縄らしい風景・まちづくり制度等を積極的に活用し、沖縄の歴史・文化を感じる街並み等の形成を図る。

イ 花と緑あふれる県土の形成

亜熱帯の特性を生かした魅力のある花や緑であふれる県土の形成を図るため、都市緑化、道路緑化、郊外・農山村の緑化など、県全体の緑化を効率的に組み合わせ、花と緑で潤いと安らぎのある「緑の美ら島」の創生を実現する。

このため、人口が集中する都市部の緑化については、斜面緑地等の既存緑地の保全・育成を図るとともに、公園及び緑地の整備、公共施設・住宅等の屋上緑化、壁面緑化等を推進する。

また、道路の緑化については、観光地へのアクセス道路等において、亜熱帯性気候を生かした道路植栽を周辺環境に配慮しながら推進するとともに、主要な道路の沿道空間における植樹等を強化するなど、沿道の環境に配慮したアメニティ空間の創出等に取り組む。

さらに、郊外及び農山村の緑化については、郷土樹種を基本として、亜熱帯沖縄の気候特性及び景観に配慮した熱帯・亜熱帯性樹木の植栽を計画的に展開し、花と緑の質的・量的充実に取り組むほか、荒廃原野における緑化等を推進する。

あわせて、県民一体となった緑化の推進を図るため、沖縄県全島緑化県民運動推進会議を中核に全島緑化県民運動を展開する。

(7) 人間優先のまちづくり

高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全かつ安心して快適に暮らせる質の高い生活環境を実現するため、高齢化社会と脱自動車依存社会に対応した歩いて暮らせる環境を創造するとともに、人に優しい交通手段の確保に取り組む。

ア まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進

高齢者や障害者をはじめ全ての県民が安全かつ安心して暮らせるよう、社会参加を困難にする物理的、心理的な障壁の除去を行い、人にやさしいまちづくりを推進する。

このため、歩行空間や公共交通機関施設などの公共空間及び日常生活における住宅等のバリアフリー化を推進するとともに、新たな施設等については、ユニバーサルデザインの理念に基づく整備に努めるほか、バリアフリー情報の発信等を充実する。

イ 歩いて暮らせる環境づくりの推進

歩いて暮らせる環境を創出するため、住民参加のもと、身近な場所で充実した活動ができる生活環境と安全で快適な移動環境の構築を図る。

このため、日常の買物等を行う商店街・中心市街地の活性化や医療福祉施設等

の適正配置を促進するとともに、人と自然が共生する憩いの場の形成に向け、地域の多様なニーズに対応した身近な公園の整備等を促進する。

また、安全で快適なゆとりある道路空間を創出するため、交通安全対策を推進するとともに、歩道の設置や必要幅員の確保、無電柱化、緑陰等による涼しい歩行空間の創出に取り組む。

さらに、効率的な市街地整備を図るため、民間の資金やノウハウを活用するとともに、土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、公園、道路、宅地等の一体的な整備に取り組む。

あわせて、住民参加のまちづくりを推進するため、都市計画マスタープラン策定への住民参加を図り、地域の創意工夫を生かす地区計画の導入に努めるとともに、都市計画提案制度の活用を促進する。

ウ 人に優しい交通手段の確保

人に優しい交通手段の確保を図るため、公共交通機関の整備及び利用促進に取り組むとともに、TDM（交通需要マネジメント）やモビリティ・マネジメント等により、過度なマイカー利用の抑制に努める。また、高齢者や障害者など交通弱者に配慮した交通手段の確保を推進する。

このため、沖縄都市モノレールについては、沖縄自動車道（西原入口）までの延長整備等を図り、高速道路との連携による利便性の向上に努めるとともに、鉄道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進する。

また、公共交通の需要喚起のため、パークアンドライド駐車場の整備等による沖縄都市モノレールの利用促進、バスレーンの拡充、IC乗車券の導入、運行体系や利用環境の改善等によるバス利用促進等のTDM（交通需要マネジメント）を推進するほか、持続的な公共交通サービスが提供できるよう環境改善を図る。

さらに、自転車利用を促進するため、快適な自転車走行空間の整備に取り組むとともに、駐輪場の設置やコミュニティサイクルの普及等を促進する。

あわせて、交通弱者の移動を確保するため、コミュニティバスや福祉交通等の移動抵抗の小さい交通体系の構築、中心商業地区におけるタウンモビリティの充実にに向けた取組等を促進する。

2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して

沖縄の独特の風土や食文化等に支えられた健康・長寿や、イチャリバチョーデー、ユイマール等に代表される「沖縄の心」に支えられた相互扶助の精神は、心豊かで、安全・安心な未来のおきなわを創造していく上で欠かすことのできない重要な要素であり、それらを生かした県民の幸福度が高まる社会を構築し、次世代に継承していくことが求められている。

このため、「健康・長寿おきなわ」の維持継承と「日本一の長寿県」復活に向けて、県民、地域、学校、医療機関、大学、研究機関、行政等における連携した取組を推進し、少子高齢化が進むなかにおいても、全ての県民が均しく恩恵を享受できる保健医療福祉の充実を図る。

また、災害等から県民の生命、財産を守るため、生活基盤の強化や整備に取り組むとともに、住みよい地域づくりとして地域社会を構成する住民や自治会、NPO、企業、行政等の多様な主体と連携した共助・共創型のまちづくりを推進する。

(1) 健康・長寿おきなわの推進

「日本一の長寿県」を取り戻し、「健康・長寿の島」を世界に発信していくため、沖縄の食文化や風土等を見直し、県民一体となった、健康づくりのための取組や食育の推進を図るとともに、県民が健康な体をつくっていくため、生涯スポーツ社会づくりの推進や、スポーツコンベンションの振興を図る。

ア 沖縄の食や風土に支えられた健康づくりの推進

健康・長寿に資する沖縄の食文化や風土を見直し、生活習慣病等の予防や心身ともに健康であり続けるための健康づくりを推進する。

このため、健康づくり活動については、県民一人ひとりが日常生活の中において、健康づくりの実践を継続して実施するとともに、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発のための講習会等、サポートが受けられる体制を構築する。

また、心の健康づくりについては、ストレス対処法に関する知識の普及を図るほか、職場などにおける過労対策や、休養・睡眠に関する正しい知識の普及啓発を図る。

さらに、歯や口の健康増進については、乳幼児期・学齢期におけるむし歯予防対策、成人期の歯周病予防対策及び高齢期の歯の喪失予防について取り組む。

生活習慣病対策については、関係機関と連携し、生活習慣や食生活の改善及び特定健康診査やがん検診等の重要性について啓発を図るなど、生活習慣病の予防及びがん等の早期発見に向けた取組を推進する。

介護予防については、介護予防事業従事者に対する研修の実施や、関係機関と連携した介護予防に関する普及啓発等を推進する。

食育については、子どもからお年寄りまでそれぞれのライフステージに応じて、一貫した食育の推進を図るとともに、県民等への普及啓発を推進する。また、沖縄の食文化の継承や食を通じたコミュニケーションの強化等、豊かな人間形成への取組を推進する。

イ 「スポーツアイランド沖縄」の形成

沖縄県民の健康な体の育成のため、生涯スポーツを推進し、スポーツに親しむための施設整備やスポーツコンベンションの振興を図る。

このため、生涯スポーツ・競技スポーツの振興については、スポーツ・レクリエーションイベントの開催や総合型地域スポーツクラブの創設・育成の促進、スポーツ指導者の養成・確保などにより、生涯スポーツ社会づくりを推進するほか、小学生から社会人までの一貫した指導体制の充実や競技力向上を図るなど、国内外において活躍するトップアスリートの育成に取り組む。

また、スポーツ・レクリエーション環境の整備については、県民がスポーツに親しみ、健康な体を作り、健康・長寿を達成するため、スポーツ・レクリエーション施設等を整備し、適切に管理するとともに、広域的レクリエーション機能を備えた運動公園等の施設の充実、安全で気軽にウォーキングやジョギング、サイクリング等ができる環境づくりを推進する。

さらに、スポーツコンベンションについては、沖縄の亜熱帯気候や地域特性を

生かした地域スポーツ拠点を形成し、スポーツ関連企業の育成やスポーツを活用した関連ビジネスの振興、新たなスポーツビジネスの創出・拡大を図るとともに各種スポーツキャンプやイベントの誘致活動を実施する。また、「空手の発祥地 沖縄」を世界に発信するため、空手道会館の整備に向けて取り組む。

(2) 子育てセーフティネットの充実

沖縄の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる社会を構築するため、母子保健の充実や地域における子育て支援、仕事と生活の調和を図る取組やひとり親家庭への支援を図るとともに、子ども・若者の育成支援や要保護児童等への対応等を推進する。

ア 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

将来の沖縄を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、豊かな才能が発揮できるよう、保育施設や家庭への支援など、子育てしやすい環境づくりに取り組む。

このため、母子保健の充実については、行政機関、県民、関係機関・団体の連携のもと妊産婦や乳幼児等の保健・医療体制の充実を図る。特に周産期医療体制の充実については、分娩を取り扱う医療機関の減少や産科医療機関のない小規模離島町村が多いなどの本県の特性を踏まえた周産期医療施策の取組を強化する。

また、地域における子育ての支援については、待機児童解消に向けて、保育所整備や認可外保育施設への支援並びに認可化の促進を図るとともに、育児相談などの地域子育て支援、多様な保育サービスの充実、児童の健全育成のための児童館や放課後児童クラブの設置促進等を図る。

さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを支援し、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進するとともに、育児・介護休業法制度や次世代育成支援対策推進法の周知を図る。また、ファミリー・サポートセンターの未設置市町村に対して設置を促進する。

ひとり親家庭等の自立支援については、在宅就業支援事業、母子家庭の母等の

資格取得や技能習得、事業主に対する啓発活動等により就業支援策の充実を図るとともに、保育サービスの充実や利用促進等による子育て・生活支援策の充実を図る。さらに関係機関・団体等の連携促進や相談体制の充実等を図り、地域、社会全体で支える環境づくりを行う。

子ども・若者の育成支援については、支援機関のネットワークを構築するとともに、地域全体による沖縄の伝統芸能や自然を生かした取組など、多種多様な居場所づくりに努める。また、学校と警察、地域が連携し、支援を要する中学校等にスクールサポーターを配置し、少年の非行防止、立ち直り支援等を図るとともに、小学生を対象とした非行防止教室の拡充・継続補導を実施するなど、予防教育等の充実を図り、非行少年を生まない社会づくりを推進する。

要保護児童等への支援については、関係機関との連携により、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に取り組むとともに、児童養護施設の小規模化等を促進し、家庭的養護を推進するなど、社会的養護体制の充実を図る。また、障害児や発達障害児及びその家族に対し、関係機関と連携した支援を行う。

(3) 健康福祉セーフティネットの充実

年齢や障害の有無を問わず、だれもが自立し、安心して暮らし活動できる社会を実現するため、医療・福祉・保健の充実・確保等を図る。

ア 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり

高齢化社会が進む中で、本県の高齢者が生き生きと暮らせるよう、適切なサービスの提供や施設整備を図る。

このため、介護サービス等の充実については、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づく介護保険サービスの提供を促進するとともに介護人材の養成・確保と質の向上に取り組む。

また、居宅生活の困難な高齢者の支援については、小規模特別養護老人ホーム等の整備を促進するとともに、広域型特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの

整備充実を図る。さらに利用者の居住環境に配慮した個室・ユニットケア型居室を備える特別養護老人ホームの整備を促進する。

さらに、高齢者の社会参加の促進については、高齢者自らが中心となった、活力ある地域社会の構築を推進するため、高齢者の担い手づくりを支援する。

高齢者向け住宅の充実については、住み慣れた地域で生活が継続できるよう生活支援サービスや介護・医療サービス機能が一体となった高齢者向け住宅の普及促進を図る。

安全・安心な高齢社会づくりに向けては、高齢者虐待の防止や養護者支援等の事業を実施し、高齢者の権利擁護を推進するとともに、認知症高齢者の介護における虐待行為等を防止する。あわせて、認知症に関する正しい理解を促進するほか、認知症に対する相談・支援体制の整備を行うなど、認知症高齢者の権利擁護を図る。

イ 障害のある人が活動できる環境づくり

障害のある人が安心して暮らし、生活が行えるよう地域社会の構築や障害者の自立及び社会参加の支援を図る。

このため、障害者の地域生活の支援については、市町村など身近な地域における相談支援体制の整備を促進するとともに、日中における活動の場や住まいの場の確保等の保健、医療及び福祉サービスの充実を図る。

また、障害者の情報格差を解消するため、障害者情報提供施設の整備やコミュニケーションを支援する人材の養成など、住民とのコミュニケーションを促す情報のバリアフリー化を推進する。

さらに、障害の有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、関係機関や地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り組む。

障害者の雇用・就業の拡大については、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労支援事業所等の福祉的就労における平均工賃月額アップを支援する。

発達障害児・者への支援については、発達障害者の全てのライフステージにお

いて、関係機関が連携し、療育相談や乳幼児健診等による障害の早期発見等の支援を継続的に提供できる体制の整備を行う。

ウ 県民ニーズに即した保健医療サービスの推進

県内各地域において、適切に医療サービスが提供されるよう、医療体制の整備や医師・看護師の育成並びに確保を行う。

このため、医療提供体制の充実・高度化については、医療機関における情報共有・役割分担のシステムを用いた地域医療連携体制の構築を推進するとともに、医療機関を適切に受診するための情報提供・相談窓口等を設けることで県民意識の向上や過度な患者の集中を解消するなどによる医療機関の負担軽減を図る。

県立病院については、救命・救急医療、離島医療、高度・特殊医療等を効率的かつ安定的に提供できるよう、運営の抜本的な改善に向けて取り組むとともに、必要な整備を図る。

また、医師・看護師等の確保と資質向上については、県内に勤務する若い臨床研修医に向けた、専門医や指導医等の資格取得を図るとともに、女性医師等が継続して就労しやすい勤務体制を整備するなど、離島・へき地への医師の派遣や県民ニーズに対応できる高度な医療技術を備えた医師の養成・確保に努める。さらに、専門性の高い看護師養成を行うとともに、民間養成所の安定的運営のための支援、修学資金による学生への支援、離職防止対策などを充実、強化し、看護師の供給・確保体制の推進に取り組む。

さらに、救急医療体制の充実及び離島・へき地における医療体制の充実については、緊急医療用ヘリコプターの活用など、離島・へき地における救急医療体制の充実を図り、離島・へき地の住民が安心して暮らせる社会を形成する。

エ 福祉セーフティネットの形成

全ての人が人としての尊厳をもって安心して暮らせる社会を実現するため、福祉サービスの向上や福祉施設の整備等、生活基盤の整備を図る。

このため、生活自立のための基盤整備については、経済的・社会的自立を促すための各種福祉サービスを適切に提供する体制の充実強化を図るとともに、持続

的に地域社会の一員として活動することができる生活基盤の整備を図る。

また、ともに支え合う地域社会の形成については、高齢者等の孤立化を防ぐため、各種福祉活動や福祉サービスの利便性の向上を図るとともに、福祉施策に関する総合的な評価や査定能力を身につけた地域づくり活動の核となる人材の確保及び育成を行う。

さらに、高齢者から子どもまで対応できる地域共生ホーム施設については、年齢や障がいの有無を問わず、誰もが自立し、安心して暮らし、活動できる環境を支援する拠点として整備を図る。

住宅については、持ち家率、最低居住面積水準未満世帯の割合など居住水準が大都市並みに低い状況にあることや低所得者世帯の割合が最も高いことから、住宅に困窮する世帯を対象とした公的賃貸住宅の整備に重点的に取り組む。特に公営住宅の整備については、建替えや新規建設を進めるほか、民間空き家を活用した借り上げ公営住宅制度の導入等を積極的に図るとともに、高齢者や障害者、子育て世帯等の入居について関係者相互の連携を強化する。また、地域優良賃貸住宅の供給や住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への入居支援等による住宅セーフティーネットを構築するとともに、関係機関と連携した住宅情報を発信する。

オ 保健衛生の推進

県民が安心して日々の生活を送れるよう、食品等の安全・安心の確保、感染症対策や難病対策、自殺対策等の様々な保健衛生対策に取り組む。

このため、食品等の安全・安心の確保については、食品営業の監視指導、食品表示の適正化や営業者の自主管理の指導・助言等を行うなど効率的な取組を推進する。

また、感染症対策の強化については、高病原性の新型インフルエンザ等の対策を図るとともに、エイズ対策として、夜間検査や電話相談等、検査が受けやすい体制を強化するなど、発症以前に感染が発見できる対策を講じる。

さらに、難病対策については、地域における医療体制の整備や各種支援等を通して、難病患者等の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図る。

自殺対策については、自殺の事前予防や、精神疾患などの自殺念慮を有するハ

イリスク者への危機対応に加え、未遂者や遺族への事後対応まで、行政をはじめ、民間の関係機関・団体等との役割分担と連携の下、相談体制の充実・強化や普及啓発活動等に総合的に取り組む。

薬物乱用の防止対策については、薬物教育や地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を実施するとともに、薬物密売組織及び末端乱用者への対策を徹底し、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰及び家族への支援の充実強化による再乱用防止対策の推進など関係機関が一体となった活動を実施する。

ハブ対策については、ハブ咬症対策を推進するとともに、咬症時の安全な治療体制を確保する。

動物愛護対策については、動物虐待の防止や適正な管理への指導、助言および啓発活動に努める。

(4) 社会リスクセーフティネットの確立

県民が安全・安心に暮らせる社会をつくっていくため、治安の確保や生活の安寧に必要な対策を講じるとともに、県民の生命、身体及び財産を災害などの社会リスクから守るため、災害に強い県土づくりと防災体制の強化を図る。

ア 安全・安心に暮らせる地域づくり

沖縄県民を様々な事件・事故等から守るため、対策に必要な施設の整備や適切な管理運営、関係機関等との連携体制の強化を図る。

このため、地域安全対策については、自主防犯ボランティア団体への支援や関係機関と連携した防犯ネットワークの整備など犯罪の抑止活動に取り組むとともに、社会情勢の変化に伴って多様化する犯罪に迅速・的確に対応する。また、警察安全相談体制の充実や犯罪被害者に対する支援活動等を推進するとともに、人材育成や施設整備など警察基盤の整備充実を図る。

また、DV（家庭内暴力）相談機能等の充実については、配偶者暴力相談支援センターの拡充や関係機関等との連携体制の強化を図る。また、被害者への支援に向けた取組と併せて、DVの防止に向けた広報啓発を図る。

さらに、交通安全対策については、関係機関やボランティア等と連携した交通安全教育や交通安全活動を推進するとともに、「沖縄県飲酒運転根絶条例」の更なる普及・浸透を図るため、県民一丸となった取組を推進する。また、幹線道路や生活道路において交通安全施設等を重点的に整備するとともに、最先端の情報通信技術を活用した高度道路交通システム（ITS）の推進を図るなど、交通安全施設等整備を推進する。

あわせて、消費生活安全対策については、安全の確保に向けた市町村相談窓口の拡充を促進するとともに、消費者への啓発・教育事業を強化し、被害の未然防止と早期救済を図る。

また、健康危機管理体制の強化については、感染症等の発生予防及びまん延防止体制を確保するため、国や関係機関との連携強化及び防疫体制の強化に向けた関係機関の機能確保を図るとともに、感染症や環境汚染対策、危険性生物対策等の諸問題に関する調査・研究及び情報発信を推進することで、国内のみならず、東アジアや東南アジア諸国の健康危機管理対策に貢献する。

イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化

沖縄県は台風の常襲地域であると同時に、大規模地震や津波などの被災経験が乏しく、自然災害に脆弱な地域であることから、県民の生命、財産を守るため、生活基盤の強化・整備や治水・土砂災害・高潮対策等に取り組むとともに、様々な状況に即応できる実行力のある組織体制及び危機管理体制の強化を図る。

このため、県民生活の基盤となる上下水道、道路、港湾、空港など様々な公共施設の耐震化等の対策に加え、機能維持を目的とした老朽化、長寿命化対策についても、防災・減災対策の一環として取り組む。

また、住宅・建築物の耐震対策については、公共建築物の耐震診断を速やかに実施し、計画的かつ重点的な耐震化の促進に取り組むとともに、民間建築物の建物所有者等に対する積極的な普及啓発や相談窓口の設置等により、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度を構築するなど、耐震化の促進を図る。特に、昭和 57 年以前に建設された公営住宅は、耐震化・老朽化対策等の必要性が高いことから、早急な更新を行う。

さらに、避難地(都市公園)の整備については、多様なニーズに対応した都市公園の整備を進めるとともに、既存施設の維持・修繕を目的とした整備を推進する。

治水対策(河川・ダム)については、都市河川の重点的な整備を推進するとともに、関係機関が一体となって総合雨水対策に取り組む。

下水道による都市の浸水対策については、浸水被害の頻度の高い地区を優先的に整備し、浸水対策未整備地域の解消を図る。

土砂災害対策については、避難に手助けが必要な人々が利用する老人ホームなどの災害時要援護者関連施設が含まれる危険箇所について、重点的に対策を行うとともに、災害時における警戒避難体制の整備、建物の構造規制や立地抑制などの対策を進める。また、自然環境の回復に必要な砂防施設の改築や治山施設の整備、人口が集中する中南部の土砂災害危険箇所対策を進める。

高潮等対策については、高潮、波浪、潮風害等による自然災害等から県民の生命や財産を守るため、景観や生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設や防風・防潮林等の整備を推進する。

無電柱化については、台風による電柱倒壊の多い先島地域や、緊急時の輸送路となる幹線道路において、引き続き推進する。

地域消防防災体制の整備については、消防ポンプ車、高規格救急自動車及び防火水槽等の消防防災設備の充実強化、消防職員等の高度で専門的な人材の育成、消防団員の拡充強化及び自主防災組織の普及拡大を図るとともに、消防広域化の推進等による、地域消防防災体制の基盤を強化する。

防災・減災対策の充実・強化については、自然災害等に対する予防的対策の実施や大規模災害発生時における緊急輸送道路の確保、輸送手段の代替性確保等に加え、様々な状況に即応できる実行力のある組織及び危機管理体制の強化を図るとともに、「沖縄県防災情報システム」を全面的に見直し、関係情報の一元化、県民、観光客等への災害・防災情報提供の充実等を図る。また、ハザードマップなどソフト対策を活用し、地域住民の防災意識を醸成することで、自然災害による人的被害の回避を図る。特に、緊急輸送の拠点となる空港・港湾では、施設整備や適切な管理運営を通して、災害時の緊急輸送手段の確保、安全かつ安定的な運航の確保を図る。

(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決

米軍基地から派生する諸問題の解決促進に向け、日米両政府に対し様々な事件・事故の防止や日米地位協定の抜本的見直し等を求めるとともに、国の責任において、不発弾処理対策を推進するなど、戦後処理問題の解決に取り組む。

ア 米軍基地から派生する諸問題への対応

後を絶たない米軍人等による事件・事故や、日常的な航空機騒音被害、演習等による原野火災及び自然環境破壊など、米軍基地から派生する様々な問題が県民生活に多大な影響を与えており、関係機関と連携して日米両政府へ対策を求める。

このため、米軍人・軍属等による事件等については、人権教育・安全管理の強化など、より一層の綱紀粛正措置を図るとともに、再発防止策の実効性の検証を含め、抜本的な対策を講じるよう求める。

また、航空機騒音については、「航空機騒音規制措置」の厳格な運用を求めるとともに、現在実施されている米軍再編に伴う訓練の一部移転による負担軽減効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じるよう求める。また、住宅防音工事対象区域の拡大や区域指定告示後に建築された住宅も対象とするなど、防音対策の強化・拡充を求める。

米軍の演習等については、訓練・演習の具体的内容の事前公表と事故調査結果の速やかな公開を求めるとともに、演習のあり方を見直し、事故の原因究明及び安全管理の徹底など、抜本的かつ実効性のある措置を継続的に講じるよう求める。

日米地位協定の見直し等に関しては、生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立入を求める。また、米軍施設における水質、大気質、土壌等、環境汚染の監視と未然防止対策を図り、返還前から基地立入りによる環境調査及び文化財調査が実施できるよう新たな制度を制定するほか、渉外知事会等と連携し、環境特別協定の締結を含む日米地位協定の抜本的な見直しを求める。また、協定が改定されるまでの間、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続きに準じた対応を行い、当該結果を迅速に説明するよう求める。

イ 戦後処理問題の解決

戦後処理問題である、不発弾処理対策や所有者不明土地問題等に対する早期解決を図る。

このため、不発弾処理対策については、不発弾探査の加速化・効率化を図るため、不発弾探査の重点地区や加速化の方策等を内容とする沖縄不発弾等対策中期プログラムを策定し、県内不発弾の早期処理に国の責務のもと取り組む。

また、沖縄戦により発生した所有者不明土地問題の抜本的解決については、戦後 70 年近く経過したいまなお解決には至っておらず、諸問題の立法的解決を促進し、県民の貴重な財産として将来の沖縄のために有効活用を図る。

さらに、沖縄戦没者の遺骨収集については、遺骨収集に係る情報の一元化を図るよう体制を整備し、国においては、遺骨収集に関する中期計画を策定し、組織的・計画的に実施することで、遺骨収集の加速化に取り組む。

(6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化

人口減少や少子高齢化が進む離島や台風常襲地帯である島しょ県沖縄の各地域特性に応じた生活基盤の整備や、情報通信基盤の強化を図る。

ア 地域特性に応じた生活基盤の整備

島しょ地域である沖縄県の各地域において、住宅・水道・電気・道路等の生活基盤を確保するため、各施設の整備や強化を図る。

このため、住宅については、多様な住宅需要に応じた住宅の量的確保と居住水準の向上を図るほか、少子・高齢社会に対応した住宅の整備を支援するとともに、公的資金を活用した民間住宅や公的賃貸住宅の供給を促進し、住宅のバリアフリー化や沖縄の風土に根ざした住宅の整備・促進をはじめ、消費者への適切な住宅情報を提供する体制の整備を進める。

安定した水資源の確保については、ダム等の水源開発及び雨水や再生水等の有効利用を図るとともに、水が貴重な資源であることを県民一人ひとりが再認識し、節水や水循環に取り組むことで、水を大切に使う社会を実現する。

上水道施設の整備及び水道広域化については、今後の水需要や水源水質に適切に対応するための水道施設を整備するとともに、老朽化した導・送・配水施設や浄水施設等の計画的な更新、耐震化を推進する。また、小規模水道事業については、運営基盤が脆弱な事業が多くあることから、効果的に安全・安定・低廉を向上させるため、多様な形態の水道広域化に取り組む。

下水道等の汚水処理施設の整備については、各種汚水処理事業が連携し、効率性、経済性を考慮した整備を実施し、地域格差のない生活基盤の強化、住民サービスの向上を図る。

安定したエネルギーの確保については、電気事業に関する税制の特別措置や資金の確保等の継続、液化天然ガス（LNG）への支援を実施し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に努める。さらに、経年劣化した海底ケーブルの更新や海底ケーブルの新設を促進する。

地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備については、数多くの島々で構成され、本土から遠距離にある本県の地理的条件を克服し、県民生活の向上、魅力あるまちづくり及び産業経済の発展を実現するため、地域特性に応じた陸・海・空の各交通施策を効率的かつ機能的に実施し、交通ネットワークの拡充・強化を含めた基盤整備を図る。

イ 情報化社会に対応した行政サービスの提供

地理的条件にとらわれず、リアルタイムで情報の入手・共有・発信・活用等を可能にするICT（情報通信技術）を活用し、情報格差の是正、行政手続サービスの拡充等に取り組む。

このため、高度情報通信ネットワークの整備については、住民が高度な情報通信サービスや公共サービスを受けられるよう、民間通信事業者による光ファイバ網の整備や新たな技術を活用した低コストな情報通信基盤の整備を促進するとともに、行政機関や公共施設等を結ぶ地域公共ネットワークの整備を進める。また、離島等条件不利地域においては、都市部と同様なブロードバンド環境や放送環境の確保に向け、情報通信基盤の高度化を図るとともに、適切な維持管理を促進することで、安定かつ質の高い情報通信基盤を確保する。

また、地域情報化の促進については、各学校の情報通信環境の整備、児童・生徒の情報リテラシーの向上等に取り組むとともに、日常生活等におけるICT(情報通信技術)利活用を促進する。

さらに、電子自治体の構築については、行政サービスの高度化を図るため、情報の提供・発信の充実及び県民参加の推進、行政手続のオンライン化の拡充及び利用の促進を図るとともに、庁内情報基盤の適切な管理運用、更新やセキュリティ対策の強化、人材の育成・確保等による行政運営の高度化・効率化を図る。また、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの再構築及び利活用の推進、統合型地理情報システムの整備、消防防災分野における情報通信の高度化など情報通信技術の利活用を推進する。

(7) 共助・共創型地域づくりの推進

地域社会を構成する住民や自治会、NPO、企業、行政等の連携により、各世代が共生した共助・共創型のまちづくりを進める。

ア 地域コミュニティの再生と社会参加活動の推進

地域の絆を大切に作る共助・共創型のまちづくりを進めるため、地域社会を構成する多様な主体間の連携を強化するとともに、ユイマールの精神で地域社会に貢献する人材の育成等を図ることにより、地域コミュニティの再生及び住民の社会参加活動を促進する。

このため、地域コミュニティの再生による住みよい地域づくりについては、地域社会を構成する住民や自治会、NPO、企業、行政等との連携により、各世代が共生した共助・共創型のまちづくりを目指す。

また、多様な公共サービスの担い手育成については、複雑・多様化する地域の課題を解決するため、企業・NPO等の多様な主体の参画と連携による、ソーシャルビジネスを含む様々な取組の促進と、その担い手となる人材を育成し確保することで、企業・NPO等の活動の円滑化を図る。

さらに、県民の社会参加活動等については、企業・NPO等における、人材や

資金の確保、経営ノウハウ等を習得させるなどの活発な活動を支援する。

男女共同参画社会の実現については、男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びと責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、女性リーダーの育成や発掘に努めるとともに、安心して子育てができる環境づくり等を進め、家庭生活と地域・職場等との活動の両立を支援するなど、社会のあらゆる分野へ女性が参画する機会の確保を促進する。また、男女共同参画センター等において、地域の課題につながる実践的な知識習得や意識啓発を行い、男性や子どもも含めた幅広い年齢の多様な立場の人々が参加し地域コミュニティの再生に取り組む。

イ 農山漁村の多面的機能の発揮

農林水産業の持続的発展の基盤であるとともに、ゆとりと安らぎを与える生活の場である農山漁村について、豊かな自然環境の保全・再生、沖縄らしい風景・景観の形成、伝統文化の保全・継承、癒しや憩いを求める県民・観光客等との交流促進等の多面的機能を発揮するための総合的な支援を推進する。

このため、生活環境基盤の整備に加え、地域の自然環境と調和し、沖縄らしい風景・景観を創造するための農地・農山漁村の整備を推進するとともに、貴重な古民家集落、歴史遺産、御嶽・拝所など地域に内在している景観資源の保護に努める。

また、地域の魅力ある素材の発掘、農山漁村の多面的機能の維持に向けたPR活動、担い手や地域リーダーの育成、地域の活力や魅力を高めるコミュニティ活動の充実等による地域の自主的で創意工夫によるむらづくりを支援する。

さらに、観光リゾート産業など他産業と連携し、体験・滞在型施設、特産品の加工施設及び直売所等の整備を促進し、農業体験型観光や魅力ある特産品開発など農林水産業の6次産業化への取組を強化することで、都市住民や観光客との交流機会の増大や就業機会の創出及び地産地消による農林水産物の需要拡大を図る。

3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

これまでの民間主導による自立型経済の構築に向けた取組を継承発展し、「日本と世界の架け橋となる沖縄型自立経済」を構築するため、リーディング産業である観光リゾート産業や情報通信関連産業の更なる発展を図るとともに、新たなリーディング産業を創出するため、本県が比較優位を発揮できる国際物流ハブを核としてアジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港型産業を重点的に育成する。

また、農林水産業、ものづくり産業、建設産業、商業をはじめ、地域社会を支える既存産業については、地域振興や雇用の受皿として重要であり、持続的な成長発展に向け、時代潮流に適切に対応した各種施策を展開する。特に、国際物流ハブ機能の強化は、既存産業にとって新たな活路を拓く起爆剤としての可能性を秘めていることから、県内企業・生産者等の積極的な海外展開を促進する。

さらに、沖縄科学技術大学院大学を核とした知的・産業クラスターや、文化、スポーツ、海洋資源、健康、環境など沖縄の地域資源、優位性を最大限に発揮した新たな産業の創出に取り組む。

あわせて、離島住民が安心して暮らしていけるよう、県民全体で離島を支える仕組みを構築し、定住支援の強化、離島の魅力を生かした産業の振興、交流と貢献による新たな取組を推進するほか、大規模な米軍基地跡地の有効利用を促進し、県土構造の再編や沖縄の自立的発展につなげる。

(1) 沖縄型自立経済の構築に向けた基盤の整備

万国津梁の精神のもと、世界を結ぶ架け橋としての交流を通し、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展していくため、空港、港湾、道路、鉄道など交通基盤の整備、交通・物流に係るネットワークの構築やコストの低減、物流対策の強化など沖縄型自立経済の構築に必要な条件整備を図る。

ア 国際交流・物流拠点の核となる空港の整備

陸上交通により他県と結ばれていない沖縄にとって飛行機は極めて重要な移動

手段であり、県民の移動や離島からの救急搬送の拠点として、また、観光をはじめとする産業振興や交流・物流の拠点として、空港は重要な役割を有していることから、将来の発展を見据えた適正な規模と必要な機能の確保に向けた整備を推進する。

このため、那覇空港の滑走路増設については、早期の供用開始に向けて取り組むとともに、国際線旅客ターミナルの早期整備、国内線旅客ターミナルの増設等、空港機能の強化に取り組む。

離島空港については、地域の拠点となる空港の国際線の受入機能を整備するとともに、国内外を結ぶ航空路線の拡充に取り組む。その他の離島空港については、更新整備、機能向上等を推進するとともに、航空路線の確保、維持に取り組む。

イ 人流・物流を支える港湾の整備

港湾については、利便性の高い港湾機能の整備・拡充及び防災機能強化を図り、マリーナやウォーターフロントなどの海洋性リゾート地にふさわしい魅力ある港湾として質の高い整備を図るとともに、国際交流・物流拠点の形成に必要な港湾機能の強化に取り組む。

このため、那覇港については、ガントリークレーン増設を含む国際コンテナターミナルを整備し、それと連携したロジスティクスセンターの整備・運営を実施することにより、国際物流港湾としての機能充実を図る。

また、国際旅客ターミナルを整備し、クルーズ船の誘致活動を推進するとともに、海洋レクリエーション活動に対応したコースタルリゾート及びウォーターフロントの整備を推進する。さらに、臨港道路、防波堤や耐震岸壁などの港湾施設の整備を促進するほか、那覇港の各ふ頭の機能再編を実施し、効率的で安全な港を整備する。

中城湾港については、本島東海岸地域の活性化を図るため、新港地区は産業支援港湾として、那覇港との適正な機能分担を図りつつ着実な整備を進めるとともに、泡瀬地区及び西原与那原地区の整備を推進する。

平良港、石垣港、本部港については、それぞれの圏域の拠点としての機能を高め、クルーズ船に対応する旅客船バース等の整備を進めるとともに、金武湾港、

運天港及び地方港湾の整備に取り組む。

さらに、質の高い海洋レクリエーション環境を創出するため、那覇港、中城湾港、平良港、石垣港等において、観光拠点としてのマリーナ・人工ビーチ等の整備に取り組む。

ウ 陸上交通基盤の整備

陸上交通は、県民生活や観光客の利便性の向上及び産業の発展に密接に関わっていることから、高速性、定時性、安全性の確保に加え、広域交流拠点と各圏域拠点間のアクセスの改善、沖縄都市モノレールの延長等、多様なニーズに対応した質的充実を図る。

このため、道路の整備については、那覇空港自動車道を完成供用させ、読谷村から糸満市に至るまでの沖縄西海岸道路を全線で暫定供用するほか、南部東道路等の幹線道路の整備を引き続き推進する。また、本島南北軸・東西軸を有機的に結ぶ幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）や那覇都市圏の環状道路等の整備を強力に推進する。

沖縄都市モノレールについては、沖縄自動車道（西原入口）までの延長整備等を推進するとともに、大規模パークアンドライド駐車場の整備等による利用促進を図る。

さらに、県土の均衡ある発展の支えとなることが期待されている鉄道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進するとともに、持続可能な公共交通サービスが提供できる環境の改善を図る。

エ 国際ネットワークの構築、人流・物流コストの低減及び物流対策強化

東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域を擁する沖縄県が持続的に成長発展する上で、国際交通ネットワークの構築と物流機能の強化はまさに「生命線」であり、国際交流・物流拠点の形成に不可欠な国際競争力のある空港・港湾の機能強化を図るため、沖縄と本土、沖縄とアジア主要都市との国際的な交通・物流ネットワークを構築するほか、交通・物流コストの低減や物流対策の強化を図る。

このため、国内航空路線については、旅客便・貨物便ともに、航空機燃料税、

着陸料、航行援助施設利用料の免除による航空会社の負担軽減を図り、運賃の低減化を実現するとともに、航空ネットワークの拡充を図る。また、国内航路については、各種の規制緩和により沖縄と本土主要港を結ぶフィーダー網を拡充する。

国際航空路線については、格安航空会社（LCC）を含めた新規航空会社の参入を促進するとともに、航空運賃の低減等により航空ネットワークの拡充を図る。また、国際航路については、釜山、上海、香港等、アジアの主要港とのネットワークの拡充を図る。

物流対策については、C I Q（税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫(Quarantine)）に係る体制の強化に取り組むとともに、貿易に係る諸手続の簡素化、迅速化を図る。あわせて、臨空・臨港型産業の集積に資するロジスティクスセンターや保税倉庫等の整備を推進する。また、農水産物や加工食品など県産品の物流ルートが多様化、輸送体制の最適化等による物流の効率化及び物流コストの低減化に取り組む。

(2) 世界水準の観光リゾート地の形成

沖縄の豊かな自然環境との共生を図るエコリゾートアイランドの形成と、文化・歴史、温暖な気候などさまざまな魅力ある資源を活用し、沖縄独自の観光プログラムとして創出する高付加価値型観光を沖縄観光ブランドとして確立する取組を戦略的に推進し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成を図る。

ア 国際的な沖縄観光ブランドの確立

豊かな自然環境、特色ある島々、独自の歴史・文化、沖縄らしい風景・景観等が醸し出す癒しの雰囲気など、沖縄が持つ様々な資源を活用し、環境共生型観光や文化資源活用型観光、スポーツツーリズム、医療ツーリズムなど、従来の沖縄観光に新たな付加価値を加えた魅力溢れる観光を推進し、世界に誇れる沖縄観光ブランドを形成する。

このため、環境と経済活動が共存するルールの設定等を推進するとともに、沖

縄の豊かな自然環境や独特の伝統文化、景観等を保全しつつ、それらを最大限に生かした環境共生型のエコツーリズムを促進し、持続可能な観光地としての利活用を図る。

また、沖縄の空手や組踊、世界遺産の首里城をはじめとする「琉球王国のグスク及び関連遺産群」など多様な文化資源を活用した観光、野球やサッカーなど各種スポーツキャンプ・大会の誘致等スポーツを活用した観光、検診やリハビリ、治療等を目的とする沖縄に適合した医療ツーリズム等を積極的に推進し、沖縄独自の高付加価値型観光プログラムを創出する。あわせて、沖縄型特定免税店制度を拡充し、ショッピングの魅力向上を図る。

さらに、国際観光推進制度を活用し、サッカーの国際試合など大規模なスポーツコンベンションや各種催事に対応できる全天候型多目的施設の整備を行い、MICEを推進するほか、エンターテインメントをはじめとした多様な機能を備えた統合リゾート施設の導入に向けた検討を行う。

イ 市場特性に対応した誘客活動の展開

人口減少社会を迎えた日本の社会構造の変化に適切に対応するとともに、成長著しいアジア諸国をはじめとした海外からの観光客を誘客するため、マーケティングに基づく戦略的なプロモーション活動を推進する。

このため、国内誘客については、沖縄を訪れたことのない方々に対して沖縄の魅力アピールするとともに、中高年層、若年層の観光需要を促し、市場の開拓を図るほか、観光客の満足度を高め、更なるリピーター層を獲得するためのきめ細やかな誘客活動を展開する。

海外誘客については、マーケット分析に基づき、アジア諸国や欧米を中心に誘客ターゲットを絞り込み、それぞれの国・地域の価値観や観光ニーズ等に応じた誘客活動を（財）沖縄観光コンベンションビューローや（財）沖縄県産業振興公社の海外事務所等との連携により推進する。

また、国際交通ネットワークの拡充に向けて、格安航空会社（LCC）を含めた新規航空会社の参入促進やチャーター便、クルーズ船の誘致に取り組む。

あわせて、観光に係る統計情報の精度及び迅速性を高めるとともに、変化の早

い観光市場の動向を的確に捉え、各種施策の効果的な実施に反映させるため、マーケティング分析力を強化する。

ウ 観光客の受入体制の整備

世界水準の観光地としてふさわしい舞台づくりを推進するため、交通基盤の整備による観光客の移動の円滑化、観光地・施設の整備及びユニバーサルデザインの推進、県民のホスピタリティ向上等に努める。

このため、沖縄観光の玄関口である空港については、那覇空港の増設滑走路の早期供用開始に向けて整備を進めるとともに、国際線旅客ターミナルの整備、国内線旅客ターミナルの増設を推進する。また、離島地域では、拠点となる空港の国際線の受入機能を整備する。

海の玄関口である港湾については、大型化する船舶に対応した岸壁やターミナルビル等の整備、国際的な観光リゾート地にふさわしいユニバーサルデザインの港湾施設やマリーナ・フィッシャリーナ等の整備を推進するとともに、高齢者等が安全に利用できるための浮き桟橋等の整備を推進する。

観光地巡りに不可欠な陸上交通基盤については、広域交流拠点である那覇空港及び那覇港と各圏域拠点都市の円滑な結節性を向上させるため、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、臨港道路、南部東道路、沖縄都市モノレールの延長等の整備を図るとともに、これらと一体的に機能する体系的な幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）の整備を推進する。また、観光周遊自転車ネットワークの整備や街歩き観光が楽しめる歩道の整備を図る。

観光まちづくりの推進については、県内各地域の特性を踏まえ沖縄らしさを感じる風景・景観・道路空間の形成や、中高年層や外国人観光客の増大等に対応するため、バリアフリー化の推進、案内板表示の多言語化やICT（情報通信技術）の活用などユニバーサルデザインの推進による人に優しい観光地づくりを促進する。

観光施設については、観光事業者等が行う国際観光や環境共生型観光に対応した施設等の整備や離島における宿泊施設の整備を促進する。

こうしたハード面での受入体制整備に加え、安全・安心・快適な観光地の形成

に向けた官民一体の取組の強化や「めんそーれ沖縄県民運動」等を展開し、県民のホスピタリティ向上に努める。

さらに、観光客から寄せられた意見や苦情等を、県、市町村、観光団体等による観光施策や観光地づくりに効率的に反映するシステムを構築し、観光客の満足度向上につなげる。

エ 世界に通用する観光人材の育成

国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材を育成・確保し、国際観光地としての沖縄の評価を高める。

このため、観光客と直接対応する観光従事者等の対応力の向上を図るとともに、持続的な観光振興を担う高度な経営人材の育成、多様化・高度化する観光客のニーズに対応できる人材の育成・確保について、産学官の連携強化により取り組む。

また、通訳案内士など観光リゾート産業従事者の各種資格・技能認定・登録制度の充実を図る。

観光産業に対する理解を促進するため、県民に向けた観光産業がもたらす県経済への波及効果等の情報を発信するほか、児童生徒に対する観光教育を推進する。

また、外国人観光客等を受け入れる環境づくりとして、国際理解教育等を推進し、県民の国際感覚、異文化理解能力、ホスピタリティー等の向上に努める。

オ 産業間連携の強化

農林水産業、製造業、情報通信関連産業等の他産業との連携を強化し、沖縄観光の更なる付加価値向上と他産業への経済波及効果を高める。

このため、観光産業と他産業を繋ぐコーディネート機能を強化し、沖縄独自の観光プログラムの創出基盤となる芸能や音楽、健康ケアサービス、スポーツ等の各分野の振興及び産業創出に向けた取組と相互に連携を図りつつ、高付加価値型の観光商品・サービスの開発等を推進する。

また、観光業界における県産品の地産地消の推進や、農山漁村地域等における体験型農業観光の推進、ものづくり産業との連携による観光客に選ばれる付加価値の高い県産観光土産品の開発・販売等を促進する。

さらに、情報通信関連産業との連携を強化し、観光客による滞在時の観光情報の受発信を容易にするためのシステム構築や沖縄の魅力を伝えるコンテンツ開発等を推進し、観光情報の発信力強化等を図る。

(3) 情報通信関連産業の高度化・多様化

アジアにおける国際情報通信拠点の形成に向けて、沖縄 I T 津梁パークを中核に、沖縄の優位性を生かした国内外からの企業立地促進、県内立地企業の高度化・多様化、人材の育成・確保、情報通信基盤の整備を推進する。

ア 情報通信関連産業の立地促進

情報通信関連産業が、本県におけるリーディング産業としてより一層の発展を遂げるため、積極的に国内外からの企業立地を促進し、情報産業クラスターの集積に向けて取り組む。

このため、情報通信産業振興地域制度や情報通信産業特別地区制度の利活用促進を図るとともに、沖縄の持つ優位性など本県への立地メリットをアピールしたプロモーション活動を、国、市町村及び関係機関との連携のもと戦略的に展開する。

また、コンタクトセンターや B P O 業務等、雇用吸収力の高い業種やコンテンツ制作・ソフトウェア開発等、人材依存型業種を重視した誘致活動を実施するほか、クラウドセンター（データセンター）をはじめとしたクラウドサービス関連事業者等の誘致を積極的に推進する。

イ 県内立地企業の高度化・活性化

産業振興の一翼を担う県内 I T 企業の高度化は、企業誘致による外部活力の導入と両輪の役割として重要であり、不断の技術革新及び蓄積、人材の確保・育成や経営面等における多角的な支援を行うとともに、他産業との連携促進により、産業の高付加価値化を図る。

このため、オープンソースソフトウェア（O S S）活用促進センター等、県内

企業が活用できる開発環境の整備を図るとともに、急速に変化する I T 市場環境や技術革新に的確に対応するためのマーケティング分析力を強化し、従来の下請け中心の「プル」型ビジネスモデルから、高付加価値の情報通信技術・サービスを提供する「プッシュ」型ビジネスモデルへの転換を実現するための人材育成や研究開発等の取組を促進する。

経営支援及びベンチャー企業支援については、県外・海外市場への展開を支援するため各種プロモーション機会の提供や、ビジネスマッチング等を促進するほか、県内で開発されたソフトウェア・ I T サービス等の信頼性確保等に向けた支援を行う。

情報通信関連産業と他産業との連携強化については、観光、文化、ものづくり、流通・小売、バイオテクノロジー等、多様な分野の事業者等との連携・融合による付加価値の高いビジネスモデルの創出を促進する。また、医療、福祉、教育、防犯・防災等の分野における情報通信技術の積極的な活用を促進するなど、新たなソーシャルサービスの創出を促進する。

ウ 多様な人材の育成・確保

成長を続けるアジア地域を視野に入れた情報通信関連産業の新たな振興を図るため、アジアと我が国双方のビジネスを結びつける幅広い I T 人材の育成に取り組むとともに、県民の I T リテラシー向上から企業の即戦力となる人材まで多様な人材の育成・確保に取り組む。

このため、沖縄 I T 津梁パークに設置したアジア I T 研修センター（仮称）の利活用促進を図るとともに、アジア O J T センターの機能強化を図り、県内立地企業の高度化に資する多様な研修やアジアと我が国双方の I T ビジネスを結びつける幅広い研修を実施するほか、 I T 関連事業者間の交流機会の創出や国内外の研修関係機関との連携強化を図る。

また、学校現場における I T 教育を推進するとともに、これまで情報通信関連産業振興の牽引役となってきたコールセンターや B P O 業務等雇用吸収力のある分野において、エントリーレベルからテクニカルサポート（技術系）やアウトバウンド業務（営業系）等、幅広い人材の育成・確保を促進する。

さらに、クラウド関連ビジネス、新たな組み込みシステムの開発、デジタルコンテンツ制作など、情報通信技術の急速な進化に即応できる実践的かつ多様な人材育成を産学官連携により推進し、人材供給機能の強化を図る。あわせて、国内・海外から優秀な人材を誘致し、本県への技術移転やノウハウの蓄積及び企業立地等を促進するため、個人への税制優遇措置や海外技術者の入国審査等の簡素化を図る。

また、産業界、県内大学や専門学校などの人材育成機関、市町村等との産学官連携を強化するとともに、国際的・先進的なITビジネスの創出に資する高度な情報系人材育成機関の設立に向けて取り組む。

エ 情報通信基盤の整備

情報通信関連産業の集積・高度化に必要な基盤の整備については、アジアのITビジネスの進展や技術革新、新たなサービスモデル等、次代を見据えた企業立地環境・支援機能の整備を図り、民間企業の立地や投資を促進する。

このため、本土ー沖縄間及びアジア各地との間のGIX網の拡充を図るとともに、通信コスト低減等による国内及び海外向けの情報通信基盤の拡充を図る。

また、ソーシャルサービスをはじめ各種クラウドサービスの実施に必要な沖縄型クラウドセンターの基盤については、クリーンエネルギー等を活用したIDC（インターネットデータセンター）の設置及び運用環境等の整備を促進する。

さらに、企業立地の集積拠点の整備については、沖縄IT津梁パークにおける民間施設の整備を促進するとともに、市町村等によるIT企業の入居施設整備を促進する。

あわせて、離島等の条件不利地域において、都市部と同様なブロードバンド環境や放送環境を確保するため、情報通信基盤の高度化を図るとともに、適切な維持管理を促進することにより、安定かつ質の高い情報通信環境を維持する。

(4) アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成

那覇空港及び那覇港を基軸とした国際物流拠点を形成し、臨空・臨港型産業を

新たなリーディング産業として育成するとともに、国際物流拠点を活用した産業の振興を図り、足腰の強い沖縄型自立経済の構築を目指す。

ア 臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成促進

臨空・臨港型産業を本県の新たなリーディング産業として位置づけ、人流・物流を支えるネットワーク・機能の強化及び国内外の物流関連企業誘致等を推進する。

このため、那覇空港の滑走路増設及び新国際線旅客ターミナル建設を早期に実現するとともに、公租公課の低減によるインセンティブをもとに航空路線の積極的な誘致活動を展開し、航空物流ネットワークの拡充を図る。

また、那覇港におけるガントリークレーンの増設等の港湾整備を進めるとともに、船舶に係る安い公租公課及び各種規制緩和措置をもとに那覇港及び中城湾港における国際・国内航路のネットワーク拡充及び物流コストの低減に取り組む。

さらに、税関・検疫等C I Qに係る体制の強化に取り組むとともに、国際物流経済特区の各種規制緩和措置等をもとに貿易に係る諸手続の簡素化、迅速化を図る。

また、国際物流経済特区内に、低コストの受入用地及びロジスティクスセンターの整備を推進し、臨空・臨港型産業の集積及び海と空の物流の連結（シー・アンド・エア）を実現するほか、国内外のメーカーやバイヤーが集う国際見本市や商談会等が開催できる多目的施設の整備に向けて取り組む。

臨空・臨港型産業の企業集積に向けては、国際物流経済特区制度に基づく法人税の大幅な減免措置や低利融資等、本県特有の優遇制度等の活用により、積極的な企業誘致に取り組むほか、立地企業等の雇用及び設備投資等に係る支援制度の拡充や物流コスト低減等、初期投資リスクを軽減する支援制度の充実に努める。また、国際物流経済特区一帯を管理運営する法人を設立し、ワンストップサービスによる創・操業支援体制の強化を図る。

さらに、加工交易型企業の誘致を図るため、金型等サポーティング産業の振興に向けた取組を強化する。

イ 県内事業者等による海外展開の促進

那覇空港や那覇港を基軸とした国際物流ハブ機能の向上は、県内の既存産業にとって新たな活路を開くものであり、製造業者、農林漁業者、情報通信関連産業、建設産業等による海外展開に向けた戦略的な取組を推進する。

このため、国際物流拠点为核心とした貿易の振興に向けた戦略を官民協働で構築するとともに、県内事業者等に対し、マーケティング調査、アジア向け商品の開発、ビジネスマッチング、プロモーション、契約手続までの一貫した支援を推進するなど、県産品の海外販路拡大を促進する。

また、海外ネットワークを有するJETRO沖縄貿易情報センター等と連携し、県内企業等が海外ビジネスを展開する際に、現地の商習慣や規制等に対応できるよう、各種相談やセミナー等を実施するとともに、海外見本市等への出展サポート等による海外展開を促進する。

さらに、海外市場において県産品等の類似商品や粗悪品等が流通し、県産品のブランドイメージが損なわれることがないように、外国での商標登録促進等、産業財産権を保護・活用する取組を強化する。

また、海外事務所等の機能強化により、企業提携、企業投資誘致、国際観光、産業人材の交流等、多方面からの経済交流を推進する。

(5) 科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成

沖縄の地域に根づき世界に開かれた”知の交流拠点”の形成を目指し、「健康・医療」と「環境・エネルギー」の分野を柱に沖縄科学技術大学院大学を核として、県内大学や各種研究機関等で構成された「知的・産業クラスター」の形成を図るとともに、そこから生み出された研究成果等を活用し、新事業・新産業の創出を図る。

ア 研究開発・交流の基盤づくり

科学技術の拠点形成による沖縄のさらなる発展に向けて、優れた研究者や研究機関の集積を促すため研究開発・交流の基盤づくりを推進する。

このため、沖縄科学技術大学院大学の整備・拡充に努めるほか、同大学院大学と連携した研究開発・交流拠点として、既存の共同研究施設の活用を促進するとともに、インキュベーションセンター施設やリサーチパークを整備し、最先端の研究開発に必要な施設・設備等の充実や研究機能の強化を図る。

また、国内外から研究者・科学者等の「頭脳人材」を戦略的に誘致するため、関係機関、民間等と連携して大学院大学の周辺整備を総合的に推進するとともに、海外の研究者の子弟や沖縄の子どもたちに国際的な教育の場を提供するインターナショナルスクール等の充実を図るなど、研究者・科学者及びその家族等が快適に暮らせる生活環境の整備に努める。

イ 知的・産業クラスター形成の推進

沖縄科学技術大学院大学を核に、本県が先端的頭脳集積地域として発展していくため、国内外の研究機関や民間企業等の集積及び国際研究ネットワークの構築による知的・産業クラスターの形成を推進する。

このため、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、国立沖縄工業高等専門学校、公設試験研究機関、民間企業など県内の研究機関と県外・海外の研究機関等との研究交流や、生物資源・ゲノム解析など先端的な共同研究に対する継続的かつ弾力的な支援を通じて研究ネットワークの構築を促進し、県内研究機関・人材の科学技術に関する研究水準を高め、世界最高水準の科学技術をイノベーションの創出に結びつける。

また、健康バイオ関連産業、先端医療産業等のライフサイエンス分野や環境関連分野の民間企業等の集積を促進するため、中小・ベンチャー企業等による研究開発に対し、投資ファンド創設や研究開発補助金等による資金供給を実施する。

さらに、ベンチャー企業等による研究者の確保や研究開発に資する設備投資及びこれらベンチャー企業等に対する民間投資を促すため、税制上の優遇措置を行う。

ウ 研究開発成果の技術移転の促進

沖縄科学技術大学院大学等による優れた研究開発成果を県民生活向上や産業振興に結びつけるため、総合的な技術移転機能を構築する。

このため、ライフサイエンス分野や環境関連分野における産学官共同研究への支援を強化するとともに、民間企業等による事業化に向けた研究開発を支援する。

また、(財) 沖縄科学技術振興センター等によるコーディネート機能を強化し、科学技術と産業界との効果的・効率的なマッチングを促進する。

さらに、本県の地場産業の振興を図るため、県立試験研究機関の研究基盤の充実・強化を図るとともに、県内企業や県民のニーズの高い研究開発や産学官連携・農商工連携等の分野を超えた研究開発の促進等、研究成果を企業や生産者に還元する取組を推進する。

エ 科学技術を担う人づくり

将来の科学技術を担う子どもに対して、理数科目の「面白さ」や「楽しさ」を体感できる機会を増やし、科学に対する興味を引き出し、それを伸ばしていく取組を推進するとともに、研究交流を先導する高度な県内研究者や科学技術と産業界を仲介する専門コーディネーター等、科学技術の振興をリードする人材育成を推進する。

このため、次代の科学技術を担う人材の育成については、沖縄の未来を担う子どもたちの「科学する心」を育むため、小中学校との教育・研究機関との連携を強化し、大学院大学等の研究者によるサイエンス教室の開催や出前講座などを実施するとともに、沖縄県内に所在する科学に関する研究施設や博物館などの展示施設等の充実を図る。

また、県内の科学技術水準を向上させるとともに、沖縄から世界に羽ばたき、人的ネットワークの基礎となる人材を輩出するため、優秀な学生や若手研究者など幅広い知識と高い専門性を備えた研究者等に対して、奨学・研究支援を行う。

さらに、大学院大学等による高度な研究成果の技術移転や産学官共同研究等を仲介する産学官連携コーディネーターを育成するため、国内外における高度な研究機関や研究支援機関等への派遣等を推進する。

(6) 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出

自然環境、伝統文化、スポーツ、健康、海洋資源等、沖縄の強みである地域資源の産業利用により、競争力のある新産業を創出し、新たな成長産業として発展させることで、本県経済の自立化を加速する。

ア 文化、スポーツ等、多様な地域資源を活用した新産業の創出

新産業の創出に向けて利活用すべき有望な地域資源として、多様で創造性溢れる「文化」、温暖な気候に適した「スポーツ」、広大な海域に潜在する鉱物・エネルギー・海洋生物などの「海洋資源」等に期待が集まっていることから、産学官の各主体が目標実現へのビジョンを共有した上で、戦略的な取組を進める。

このため、沖縄型創造産業（文化産業）の創出については、沖縄の個性豊かで多様性のある歴史・文化等を貴重な産業資源として有効活用したビジネスモデルの創出を推進するとともに、デザイン性・感性価値を重視した新たな工芸品等の商品開発を促進する。

また、琉球舞踊、沖縄音楽、空手等の文化資源が本来持つ優れた魅力や歴史的価値等について、子どもから中高年までの幅広い人々が理解し、楽しめるよう、高い演出効果によるショービジネス等の創出を促進する。

さらに、映像や音楽をはじめとしたコンテンツ産業の活性化を図るため、資金供給、活動拠点整備、人材育成等の総合的支援を行うなど、裾野の広い産業の振興を目指す。

スポーツ関連産業については、観光・医療・ものづくりなど既存産業等との連携を強化し、県内企業等によるスポーツビジネスへの積極的な挑戦を促進するなど、スポーツアイランド形成の一翼を担う産業として戦略的な育成を図る。

また、スポーツ関連産業や観光リゾート産業等との連携が図りやすい健康サービス産業については、観光業界や医療分野を含めた産学官医の連携による健康増進サービスを創出し、健康・医療ツーリズムへの展開を促進するとともに、沖縄エステティック・スパのブランド化を促進する。

海洋産業については、我が国の国益貢献が期待される分野であることから、沖

縄周辺海域に賦存の可能性が高い熱水鉱床、海底油田・天然ガス等の鉱物・エネルギー資源に関する調査研究を国の研究機関等と連携して実施する。また、将来の商用採掘も見据え、我が国の海洋資源調査・開発の支援拠点を沖縄に形成するための取組を促進する。

さらに、海洋生物資源については、産学官共同研究基盤を構築し、海洋微生物をはじめ多様な海洋生物資源の高度利用等に向けた研究開発を推進する。

イ 環境関連産業の戦略的展開

環境関連産業は、21世紀の成長産業として世界中で注目されているとともに、沖縄の亜熱帯性や島しょ性など地域特性が発揮できる分野であることから、エコロジー製品、環境配慮型資材・工法、環境エネルギー、環境サービスといった分野で沖縄らしい多様な環境関連ビジネスを創出する。

このため、エコロジー製品については、開発・生産・流通・販売等を行う関連業者の連携により、消費者ニーズを捉えた機能性・デザイン性等を有する沖縄らしい製品開発や販路開拓等を促進する。

また、環境配慮型資材・工法については、資材製造業、土木建築業、環境コンサルタント等との連携により、沖縄の自然環境に適合した資材・工法等の開発を促進するとともに、県内で実施する環境配慮型・自然再生型の公共事業等での積極的な活用を促進し、建設分野における省資源化・低炭素化や、沖縄の自然環境の復元・再生を促進する。

さらに、省エネルギーや再生可能エネルギー関連技術、環境浄化技術等の分野の研究開発及び実用化を促進するとともに、国内外から先端技術を有する環境関連企業を誘致・育成することにより、環境関連産業の集積を図る。

環境サービス分野については、カーボンオフセットツアーなど環境に配慮したサービスの提供など新たな環境関連ビジネスを創出するとともに、県内事業者による「省資源・省エネ型」、「地産地消型」等の環境配慮型ビジネススタイルに転換するための新たな取組を促進する。

ウ 金融関連産業の集積促進

金融関連産業は、情報通信技術との親和性も高く、投融資や資金の供給等、実体経済へのサポート役としての役割が期待されることから、本県において成長の芽生えが見られるバイオ産業及び環境関連産業などに対して、ベンチャーファンドを組成する企業や金融系ベンチャー企業等の集積を重点的に推進し、自立経済構築の後方支援と金融業務の高度化を図る。加えて、雇用吸収力の高い金融系のコールセンターや企業等のバックオフィス（事務管理部門）の誘致を図り、雇用機会の創出を促進する。

このため、金融業務特別地区における税制優遇措置や規制緩和等の制度など、本県への立地メリットを最大限にアピールするプロモーション戦略を積極的に実施し、国内・海外からの企業誘致を国や市町村と連携して推進する。

また、金融業務特別地区への立地企業に対しては、各種の支援策を提供し、既存立地企業の定着を促進する。

さらに、金融関連産業の人材の育成・確保については、産学官が連携し、エントリーレベルから高度な専門知識を有する人材を育成するとともに、国内外から優秀な人材を招致し、幅広く厚い層の人材の集積を図る。

(7) 亜熱帯性気候等を生かした特色ある農林水産業の振興

亜熱帯性気候や地理的特性、多様な地域資源など本県の地域特性を最大限に生かせる効果的な振興施策を推進し、豊かな自然環境で育まれた安全・安心なおきなわブランドを国内外で確立するとともに、環境と調和した持続的な農林水産業の振興を図る。また、農林水産業の6次産業化など新たな取組により付加価値を創造するフロンティア型の農林水産業を推進する。

ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備

亜熱帯性気候等の優位性を生かした安定的・持続的な農林水産業の推進と活力ある産地を形成し、高品質かつ安全で安心な農林水産物を、消費者や市場に安定的に供給することにより、おきなわブランドを確立する。

このため、生産拡大が期待される園芸作物をはじめとした農林水産品目については、海外展開を含めた国内外への生産流通拠点となる産地を中心に、生産施設の整備、品質及び安定供給力の向上のための新たな生産技術の開発や普及など、各種施策を総合的に実施するとともに、生産・出荷組織の育成・強化等により計画的、安定的に出荷できる産地形成を推進する。

また、基幹作物であるさとうきびや肉用牛など、農林水産業の安定的な振興を図る上で重要な品目については、生産基盤を整備するとともに、安定生産技術の開発及び生産現場への普及、生産施設の整備、畜産環境対策、水産資源の適切な保存・管理等を推進し、生産性の向上と安定的な生産供給体制を確立する。

さらに、本県の有する温暖で清浄な海域特性を生かした養殖など沖縄型のつくり育てる漁業の確立による水産業の振興、特用林産物の安定生産をはじめとする計画的な森林・林業の振興に取り組む。

イ 流通・販売・加工対策の強化

流通・販売・加工対策については、本県の農林水産物の流通条件の不利性の低減や、輸送過程における生鮮食品の品質保持を図るとともに、マーケティング力、市場分析力を強化し、国内外の消費者・市場に信頼される品質の高い農林水産物及び加工品を効率的かつ安定的に供給できる体制を構築する。

このため、物流センターなど各種流通施設の整備や、卸売市場の再編等による物流の効率化等を促進するとともに、生鮮品等の高品質・鮮度保持技術の開発、本土並みの輸送条件となるよう抜本的な輸送コストの低減対策を推進する。

また、マーケティングに基づく、品目ごとの販売戦略やブランド戦略を構築するとともに、県内外の市場への販路拡大やおきなわブランドの認知度向上等に向けた効果的なプロモーション活動などに積極的に取り組むとともに、国際物流ハブ機能を活用し、アジア市場への海外輸出、販路開拓を推進する。

さらに、観光業や食品加工業など他産業との連携を強化し、地域における農林水産物の掘り起こしによる地域・県内外向けの商品開発モデルの構築、ファーマーズ・マーケット等直売施設の設置等による地産地消の推進、県産農林水産物の機能性や先端技術等を生かしたプレミアム加工商品等の新商品開発、農林水産物

の多用途利用・総合的利用の促進などに取り組む。

あわせて、製糖業の経営の合理化・安定化及び製糖施設の整備を図る。特に含みつ糖については、分みつ糖並の支援や需要拡大に向けた新商品の開発、販売促進等の取組を推進する。

ウ 農林水産物の安全・安心の確立

消費者の食料の安全・安心への関心が高まる中、おきなわブランドをはじめとする県産農林水産物の信頼を確保するため、食品表示・残留農薬等の検査徹底など安全・安心な食糧供給体制を構築するとともに、有害な病虫害や海外悪性伝染病等の防疫対策の強化等を図る。

このため、堆きゅう肥等有機質資源を活用した有機農法など環境保全型農業の推進、農薬の適正販売・使用の周知徹底、農業生産工程管理（GAP）手法の導入促進、JAS法に基づく食品表示の適正化の推進等、生産段階での衛生管理・品質管理の徹底等を図る。

また、品質管理基準やブランド管理基準などによる、おきなわブランドの信頼性確保に向けた取組を図るとともに、HACCPに対応する食肉流通処理施設や、食品検査施設等の整備を推進する。

法的に移動規制の対象となっているイモゾウムシ等の根絶、有害なミバエ類の再侵入防止対策、総合的病虫害管理（IPM）の確立や防疫体制の構築など、安全・安心な農林水産物の安定供給に向けた取組を推進するとともに、口蹄疫や鳥インフルエンザなど家畜等への海外悪性伝染病の侵入防止に万全な対策を講じる。

エ 農林漁業者の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化

担い手の減少や農林漁業者の高齢化に対処するため、新規就業の促進、意欲ある経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るとともに、農林水産業の持続性、安定性を確保するため、農林漁業者の経営安定対策を強化する。

このため、担い手の育成・確保については、技術習得から農地の確保・集積、経営定着まで一貫した支援体制の構築や、農業大学校等の教育、研修、実習施設

の充実化など後継者育成対策等を推進するほか、沿岸漁業を支える経営感覚に優れた担い手の育成、新規就業者及び中途参入者の確保に向けた取組を推進する。

また、地域農業の継続的な発展と活性化を図るため、家族経営協定を活用した女性農業者及び後継者の経営参画の促進や地域のリーダーとなる人材等を育成するとともに、農林漁業団体の組織機能の強化を促進する。

農林漁業者の経営安定対策については、さとうきび、野菜、パイナップル、畜産等における価格安定制度や所得補償制度の充実・強化、台風や気象災害が多い沖縄の特殊性に応じた沖縄型の共済制度の充実・強化、農林漁業制度資金など金融支援の強化等を推進する。

あわせて、担い手への優良農地の利用集積や農地流動化対策の強化等による経営規模の拡大を図るとともに、経営の効率化に向けた農業生産法人等の育成・強化等を推進する。

オ 農林水産技術の開発と普及

亜熱帯地域の特性を生かした農林水産業施策を展開する上で必要な技術開発及び、施策推進上の課題や生産現場での課題解決に効率的かつ迅速に応えるため、新品種の開発・育成や高品質生産技術、病虫害防除技術等の研究開発を推進する。

このため、市場競争力や生産体制の強化に向けた優良品種・種苗等の研究開発、省力・低コスト化に向けた技術、誘引材や天敵等を利用した病虫害防除技術、高品質・安定生産技術等の開発や未利用資源の研究開発等を推進するとともに、森林の持つ多面的機能の高度発揮、地域活性化のための森林造成技術、木材加工技術やきのこ類の生産技術の確立、景観形成に資する花木や緑化技術等の研究開発を推進する。

また、県産農林水産物の機能性・有用成分の探索や加工技術開発の研究機能の強化、本県の多様な生物相や広大な海域における資源管理・利活用を目的とした試験研究、沿岸魚類の陸上養殖技術の確立、アグリバイオ分野など新たな研究分野における試験研究の充実のための組織体制強化を図る。

さらに、農林水産分野における環境負荷対策に対応するため、バイオマス利活用技術や再生可能エネルギーを活用した資源循環型・省エネルギー型農林水産技

術の研究・開発に取り組む。

あわせて、県内で開発された独自の農林水産技術等について、種苗法や特許法等に基づく各種知財財産制度の活用を促進するほか、栽培ノウハウの徹底管理や地域団体商標制度の活用など知的財産の保護に向けた取組を推進する。

農林水産技術の普及については、経営感覚に優れ、技術力の高い担い手を育成するため、試験研究機関、農業大学校、普及センター等が連携し、生産現場における品目ごとの生産性・収益性に応じた技術の普及や、技術情報提供システムの拡充、農林漁家巡回指導等の充実、高度先進技術の迅速な発信、普及員等の指導力強化によるわかりやすい情報提供を推進し、普及の徹底を図る。

また、これまで県内試験研究機関等において蓄積された様々な研究成果・技術等をアジア・太平洋地域に対して情報提供・技術移転を推進するとともに、海外の試験研究機関等との連携による人材交流を推進する。

カ 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

亜熱帯特性等を生かした特色ある農林水産業の振興を図るため、亜熱帯・島しょ性の地域特性に適合する生産基盤の整備を推進する。

このため、沖縄の特性に応じた、地下ダム等の整備や新たな農業用水源の確保、かんがい施設、ほ場等を計画的に整備するとともに、水事情の変化に対応するため施設等の再編・更新を図る。

また、農村地域における再生可能エネルギー施設等の導入、既設の農業用施設のライフサイクルコストの低減化や耐用年数の長期化等に対応した施設管理を推進する。

さらに、農業生産力の維持向上及び赤土等の流出を防止するため、営農支援の強化、ほ場勾配の抑制、グリーンベルトの設置、沈砂池等の整備を推進するとともに、台風等の影響を強く受ける沖縄の気象条件や侵食されやすい土壌条件等に対応した防風・防潮施設、農用地保全施設等を整備する。

耕作放棄地の再生・利用については、生産施設の整備を含めた農地の再編整備を推進するとともに、新規参入者等への農地の斡旋による有効利用等への取組を促進する。あわせて、中山間・離島地域の耕作放棄地の発生防止に取り組む。

森林・林業の基盤整備については、森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るとともに、豊かな森林資源を生かし、持続可能な林業生産活動の促進と自然環境に配慮した森林整備を推進する。

また、地域特性を考慮した農山漁村の景観形成及び花と緑にあふれる観光地づくりを図るため、熱帯・亜熱帯性の名木や花木を活用した名所づくりを推進する。

水産業の基盤整備については、既存施設を活用した水産物の生産・加工・流通体制の強化、亜熱帯地域の特性に配慮した防風・防暑施設や浮き桟橋等を整備するとともに、老朽化した漁港・漁場施設の維持更新を計画的に推進する。

キ フロンティア型農林水産業の振興

アジア経済の著しい成長発展、地球温暖化等の環境変動への対応など、様々な社会環境の変化に本県の農林水産業も柔軟に対応するため、「他産業との融合」、「アジアへの展開」、「環境との調和」を基調としたフロンティア型農林水産業を推進し、新たな農林水産業の発展を図る。

このため、観光リゾート産業やものづくり産業など他産業と連携し、県産農産物の素材を生かした付加価値の高い観光土産品等の開発や、テーマパーク型体験交流拠点等の整備を推進するほか、農山漁村や海域・森林が有する多面的機能を活用したツーリズム、生産者と消費者や農山漁村と都市等を結ぶコーディネーター等の人材育成等を推進し、農林水産業の6次産業化による新市場開拓と農林水産業資源の多様な活用を促進する。

また、国内外の市場においておきなわブランドの形成を推進するため、消費者の嗜好に適合した農林水産物の生産、高度な加工技術を集約した加工拠点や効率的な移輸出に対応した流通拠点の形成、多様で信頼できる販売ルートの開拓、マーケティング力・情報発信力の強化等に取り組む。

さらに、亜熱帯の豊富な自然エネルギー等を活用した革新的な生産基盤施設や、栽培環境を制御し、計画的・安定的生産が可能な沖縄の環境に適合した低コスト技術集約型施設等の導入、地下浸透水や海洋深層水を利用した養殖施設などの導入に取り組む。

(8) 地域産業を支える中小企業等の振興

地域産業を支える中小企業等が、社会の変化や多様なニーズに対応しつつ着実に成長発展が遂げられるよう総合的な取組を図るとともに、商店街・中心市街地の活性化及び建設産業の振興に向けた取組を推進する。

ア 中小企業等の総合支援の推進

「沖縄県中小企業の振興に関する条例」で取り組むこととされている基本方針（経営革新、創業、経営基盤強化、資金調達の円滑化等）を中心に、総合的な支援策を展開することで、中小企業の経営資源の強化や新たな活動の促進等を図り、活力ある成長発展を目指す。

このため、中小企業者の経営革新については、著しく変化する経営環境に即応した新商品の開発や新サービスの提供等、中小企業の新たな取組を支援するほか、中小企業等の価値を高める知的資産経営の促進及び産業財産権の創造・保護・活用の促進に取り組む。

また、創業・ベンチャー企業に対する取組支援については、インキュベーター施設を持つ市町村等と連携し、有望なビジネスプランの発掘から事業化まで沖縄全体でベンチャー企業等を育てる仕組みを構築するとともに、ベンチャー企業の成長段階に応じた資金供給、インキュベートルーム等の提供、経営支援等の充実強化を図る。

さらに、経営基盤の強化に向けては、中小企業支援センターのワンストップサービス機能を一層強化するとともに、小規模事業者の経営安定化と競争力の強化を図るため、商工会議所・商工会等の更なる指導力向上等に取り組み、支援体制を強化する。また、中小企業の生産性の効率化を図るため、組織化・協業化を促進する。

資金調達の円滑化については、沖縄県信用保証協会、民間金融機関及び政府系金融機関等と連携して中小企業者等の事業活動の円滑化や経営の安定化に向けた金融支援を実施する。また、中小企業者等のニーズを的確に把握し、経営環境の変化や企業ニーズに応じた柔軟性のある県融資制度の充実を図る。

イ 商店街・中心市街地の活性化と商業の振興

地域住民等の生活や交流が行われる重要な拠点である商店街・中心市街地の活性化を図るため、市町村や商店街の計画的かつ継続的な取組を支援するとともに、周辺地域を含めた環境整備、地域と一体となった商店街活動、街づくりを担う人材の育成等を支援する。

また、商業全体の振興を図るため、多様な社会ニーズに対応した商業事業者等の意欲的な取組を促進する。

このため、商店街・中心市街地の環境整備については、中心市街地活性化基本計画や商店街活性化事業計画の策定・実現に向けた取組を支援し、利用者の快適さや利便性を向上させる商業空間の整備改善、歩いて暮らせる環境づくり、街なか居住の促進等による良質な住環境の整備、コミュニティバスやタウンモビリティの充実等による人に優しい交通手段の確保等を推進する。

また、地域と一体となった商店街活動については、観光、農業、ものづくり、医療・福祉、伝統文化など地域の事業者等と連携した創意工夫による新商品・サービス、コミュニティビジネス、イベント等の創出、空き店舗・空きビル等を含む多様な地域資源の有効活用等、街のにぎわいや魅力を高める取組を促進する。

さらに、人材の育成等については、魅力的なまちづくりを進める地域リーダーや商店街の後継者育成、組織強化等に向けた取組を支援する。

商業全体の振興については、今後、増大が懸念される買物弱者等に対するきめ細かなサービスの展開をはじめ、少子高齢化や安全・安心に暮らせる地域社会づくりに資する取組、資源循環型社会に対応した環境配慮型ビジネス、本土やアジアなどから外需・外貨を取り込むビジネスの展開等、県内商業事業者等による新たな取組を促進する。

ウ 建設産業の活性化と新分野・新市場の開拓

建設産業については、従来の社会資本整備への貢献に加え、社会ニーズに対応した新たな技術の開発、新分野進出等による経営の多角化、協業化等による経営基盤の強化を促進するとともに、アジア・太平洋地域に積極的に技術貢献しうるグローバル産業として新たな振興発展を図る。

このため、産学官連携のもと、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖縄らしい風景づくり」等に対応した工法・資材等の技術開発を促進する。

また、供給過剰の産業構造の転換に向けて、これまで建設産業が培ってきたノウハウやネットワークを生かし、農林水産業分野や環境・リサイクル分野等、新分野・新市場への進出等による経営多角化を促進するほか、業種転換、企業合併や連携による協業化等への取組を支援する。

さらに、県内建設業者の工事受注を拡大するため、公共工事における県内建設業者の受注機会の確保や米軍発注工事への参入促進を図るとともに、新たな市場として期待されるアジア・太平洋地域における海外建設市場への積極的な進出を促進する。

あわせて、多様化・高度化する市場ニーズに対応できるよう、技術者・技能者等の育成・確保に取り組むとともに、海外建設市場等の進出に伴い必要となる語学や海外の商習慣等に詳しい人材等の育成に取り組む。

また、入札契約の健全化を高め、技術と経営に優れた企業が適正な価格で受注できるよう多様な入札・発注方式の導入を推進する。

(9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成

食品加工、金属加工、琉球泡盛、健康食品、伝統工芸等の「ものづくり産業」が、県民のニーズに応えることができる域内産業としてはもちろん、成長のエンジンとして本県経済振興の一翼を担う移出産業へと成長できるよう、戦略的な取組を推進するとともに、県民が誇れる地域ブランドを多数創出していくための総合的な支援に取り組む。

ア ものづくり産業の戦略的展開

これまで重点的に取り組んできた地域資源活用による付加価値の高い商品開発に加え、感性価値を重視した製品開発、ものづくり基盤技術の高度化、人材育成、技術支援、県産原材料の自給率向上、企業間連携・農商工連携の強化、サポータ

ィング産業の育成等に取り組む。

このため、製品開発については、地域資源の活用や農商工連携・異業種連携による研究開発や事業化を促進する。また、沖縄らしさを表現したデザイン、機能性や時代性等を取り入れた感性型製品の開発を促進する。

ものづくり基盤技術の高度化については、産学官共同研究の促進等により、製品開発力・技術力を高めるとともに、加工・製造・メンテナンス等を県外に頼らない企業間連携体制・分業体制の構築を促進する。

また、人材育成については、企業ニーズに対応した技術研修や国内外の市場動向に対応したセミナー等を開催するほか、県外製造業や研究機関等との人的交流を推進し、高度な技術や専門知識を有する人材の育成を図る。

ものづくりを支えるサポーターイング産業の振興については、工業技術センター（金型技術研究センター）など公設試験研究機関等による人材育成や企業の製品開発力の向上に取り組む。

技術支援については、公設試験研究機関等における研究基盤の整備や技術相談、技術指導等の支援機能を強化するとともに、県内企業等に対し県有特許技術の公開、研究成果の普及、研究施設の活用等を促進する。また、健康食品等に使用される県産素材が持つ機能性や安全性を学術的な知見により評価するための研究開発を推進する。

原材料の確保について、県産農林水産物では、高品質化に向けた品種改良等を推進するとともに、機能性の高い農林水産物の安定生産、1次加工、保存に係る技術開発、生産者と加工製造業者の連携強化により、県産原材料の自給率向上を促進する。工芸品では、繊維、染料、陶土等の確保に努めるとともに、県産素材活用のための試験研究を推進する。

産業振興地域（旧「産業高度化地域」）については、製造業や物流関連産業等の対象事業者に対して、設備投資や人材育成等を対象とした投資促進税制の活用による投資を促進し、県内製造業の生産性や技術力・製品開発力の向上を図る。

イ 県産品の販路拡大と地域ブランドの形成

消費者ニーズが多様化した現代においては、「品質」や「価格」を重視した商

品ではなく、買い手の心に響くストーリーや作り手のこだわりなどを加味した人々に「共感」を与える商品が求められている。こうした新たな付加価値を備えた県産品の販路拡大、定番商品化及びブランド化を支援するとともに、市町村や業界団体等による地域ブランドの形成を促進する。

このため、県産品の販路拡大については、国際物流ハブ機能等を活用した国内外への販路開拓を促進するとともに、物産展や県外バイヤー等を招聘したビジネスマッチング・商談会等の開催、県産品奨励の推進、メディアミックス等による戦略的なプロモーション展開等を支援し、県外市場における県産品の販路開拓や定番商品化を促進する。

また、県内外の市場において、県産品等の類似商品や粗悪品等が流通し、県産品のブランドイメージが損なわれることがないように、商標登録促進等、産業財産権を保護・活用する取組を強化する。

県産品のブランド化については、企業、生産者、業界団体等のマーケティング力の強化、市場分析に基づくブランド戦略の策定、沖縄らしさや感性価値を重視した商品・サービス等の開発、人材育成等の支援を行うとともに、作り手の想いやこだわりなどストーリーを付加価値として発信し、国内外の消費者の認知度・共感を高めるための取組を支援する。

また、市町村等による地域ブランドの形成については、地域関係者の合意形成の促進、統一的なブランド認証基準等のルールづくり及び地域団体商標制度の取得等を促進するなど、地域トータルの魅力やイメージを高めるための取組を支援する。

ウ 安定した工業用水・地下資源・エネルギー等の提供

産業の振興及び持続的発展のために重要な社会資本である水資源やエネルギー等については、将来にわたり低コストでの安定供給が図られるよう取り組むとともに、地球環境問題への適切な対応を促進する。

このため、工業用水については、老朽化した施設を計画的に更新し、あわせて耐震化を推進する。

電力エネルギーについては、電気事業に関する税制の特別措置や資金の確保の

支援を行うとともに、新たに導入される液化天然ガス（LNG）やバイオ燃料の普及に関する支援を行う。また、国際物流経済特区など新たな電力需要の伸びが想定される地域においては電力基盤整備を推進する。

地下資源開発については、沖縄本島中南部及び宮古島に賦存する水溶性天然ガスの有効活用に向けた取組を促進する。

(10) 雇用対策と多様な人材の確保

働きたい人が働きたい職に就けるよう、多様な雇用の場を創出し、就業支援に努めるとともに、多様な生き方が選択・実現できる雇用環境を整備し、労働者が安心して働ける社会の形成を目指す。

ア 雇用機会の創出・拡大と求職者支援

雇用機会の創出・拡大については、市町村や関係機関との連携を強化し、観光リゾート産業、情報通信関連産業、臨空・臨港型産業等の本県の優位性を生かせる分野や、環境関連産業、医療・介護関連産業等の雇用吸収力の拡大が期待できる分野を中心に、税制優遇措置や雇用支援助成金の拡充等によって企業立地や地場産業の振興を図る。

また、こうした高い雇用創出効果が期待される分野の人材育成・確保については、企業ニーズに応じた職業訓練、研修等の拡充・強化を図る。

特に、ミスマッチの生じている観光リゾート産業や情報通信関連産業等については、企業や業界に関する正確な情報発信とあわせて、合同企業説明会、面接会、職場体験等の求職者に対する支援を行う。

求職者や事業主への支援の強化については、若年者・中高年者及び女性など各階層に応じた職業紹介、相談サービス、職業訓練等の活用促進に加え、就職困難者や離職を余儀なくされた方への生活安定や就職のための支援を充実する。

また、中小企業等に対して各種雇用支援制度の有効活用を促進し、雇用の創出と安定化を図る総合的な支援拠点の形成に取り組む。

さらに、雇用状況の変化に機動的に対応するため、国、県、市町村及び関係機

関が連携して取り組むための体制を強化する。

女性、高齢者、障害者等の就労支援については、母子家庭や育児中の女性に対する職業訓練や相談の機会の拡充、シルバー人材センター等による就業機会の拡大、障害者等に対する職業的自立の促進及び障害者雇用促進法に基づく法定雇用率達成の促進を図るほか、求職者のニーズに合った職業訓練の推進、教育機関や福祉関係機関等との連携強化による各種支援を実施する。

沖縄の雇用情勢の抜本的な改善に向け、中長期的な視点のもと、キャリア教育の充実、企業等の雇用環境の改善、若年者や離職者向けの就職基礎訓練の実施、地域における就業意識向上のための環境づくりに取り組む。

市町村等においては、地域産業等の実情を踏まえ、地域特性に応じた地域主導の雇用対策を推進し、地域における雇用・就業の場の創出及び求職者等の雇用・就業の実現を図る。

イ 若年者の雇用促進

若年者の就職支援については、企業と連携したジョブトレーニング等により、求職者の意識やスキルを高めて就職へのマッチングを図るとともに、産学官及び地域が連携したキャリア教育支援のための体制を整備し、職業観の形成から就職までの総合的な支援を推進する。

また、新規学卒者の就職対策については、職業教育や進路指導等の充実を図り、県内外のインターンシップや合同説明会・面接会の開催等により、若年者の意識改革や技術力の向上、県外就職も含めたチャレンジ精神の醸成を図り、就職内定率の向上に努めるとともに、早期離職の低減に向けた取組を強化する。

さらに、キャリア教育については、企業、学校・教育機関、家庭・地域、行政等の各主体の連携を強化し、小学校から高校、大学等までの成長段階に応じた適切な勤労観・就労観を育むカリキュラムを導入するなど、児童生徒に自発的な就業意識を持たせる取組を促進する。

ウ 職業能力の開発

公共職業能力開発施設における職業能力開発については、民間教育訓練機関と

の役割分担を図りつつ、企業等から求められる訓練ニーズに応えられるよう、県立職業能力開発校を核とした施策を展開していく。

多様な教育資源を活用した職業能力開発については、訓練委託先との連携を強化し、質の高い訓練ときめ細かな就労支援を推進し、就職率の向上に努めるとともに、訓練機会の少ない離島地域や障害者等への訓練、在職者を対象とした訓練の充実を図る。

また、技能検定制度の普及促進等により、技能労働者の社会的評価の向上を図るとともに、優れた技能者の表彰、各種技能競技大会等を支援することにより、技能の振興に努める。

さらに、事業主等が行う職業能力開発に対する支援を推進するため、各種助成制度の周知と活用を促進する。

エ 働きやすい環境づくり

働きやすい環境づくりについては、すべての労働者が適正な労働条件の下、安心して働くことができるようにするため、労働法や労働情勢に関する労使双方の理解と法令順守を促進し、労働条件の確保・改善等に努める。

事業主が行う均衡待遇や正社員化、職場環境の改善等を推進するため、雇用支援助成金の活用等を促進し、労働者の定着につながる取組を支援する。

仕事と生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の推進については、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・啓発、ファミリーサポートセンターの設置促進を図るとともに、企業によるワーク・ライフ・バランスへの取組を促進するため、専門家派遣等を実施する。

労働者福祉の推進については、労働時間の設定の改善や勤労青少年の福祉の向上を促進するとともに、中小企業勤労者の福祉の推進、労働者の生活安定を図るための制度等の充実に努める。

安定的な労使関係の形成については、労政・女性就業センター等における労働相談機能の充実を図るとともに、個別労働関係紛争の解決を着実に図る。

オ 駐留軍等労働者の雇用対策の推進

駐留軍等労働者については、大規模な基地返還の前に十分な期間を確保し、配置転換等に向けた技能教育訓練や離職前職業訓練の推進を図る。

また、離職を余儀なくされる駐留軍等労働者については、特別給付金や就職促進手当の支給、職業指導、職業紹介、職業訓練等、各種支援措置を実施するほか、(財)沖縄駐留軍離職者対策センターを活用し、離職者の再就職を促進する。

カ 沖縄県産業・雇用拡大県民運動(みんなでグッジョブ運動)の推進

県民が一丸となり沖縄県産業・雇用拡大県民運動「みんなでグッジョブ運動」を引き続き推進し、企業、学校・教育機関、家庭、地域、行政等の各主体がそれぞれの基本的な役割を認識し、相互に連携を図りつつ主体的に取り組む。

(11) 離島における定住条件の整備

離島の果たす役割を評価し、県民全体で離島を支える仕組みを構築するとともに、離島住民が住みなれた島で安心して暮らし続けることができるよう、交通、生活環境基盤、教育・文化、医療、福祉等の分野において本島と同じようなユニバーサルサービスを提供し、定住条件の整備を図る。

ア 交通・生活コストの低減

離島の遠隔性は、航路輸送及び海上輸送など輸送上の不利性をもたらし、人流・物流の面における高コスト構造を招いていることから、交通・生活コストの低減を図り、島全体の活力向上に努める。

このため、離島住民が負担する交通コストの低減については、「沖縄離島住民移動交付金(仮称)」を活用することにより、船賃及び航空運賃の鉄道運賃並の料金を実現する。

住民生活を支える物流コストの軽減については、「沖縄離島生活コスト低減交付金(仮称)」を活用し、生活必需品等を対象に、沖縄本島から県内有人離島までの航路に係る輸送費補助を実施する。

離島における石油製品価格の軽減については、揮発油税等の軽減措置を継続するとともに、石油製品の販売事業者及び輸送業者等が負担する輸送費に対し補助を行うことにより、石油製品の価格安定化を図る。

イ 生活環境基盤の整備及び教育・医療・福祉における住民サービスの向上

離島の定住支援に不可欠な生活環境基盤を整備し、子どもからお年寄りまで安心して離島に住み続けることができる条件を抜本的に整備するため、上下水道の整備、水資源の安定確保、廃棄物処理対策等の強化、情報通信基盤の高度化、電力エネルギーの安定供給、公営住宅等の整備等、生活環境基盤の充実強化を図るとともに、公平な教育機会の確保と負担の軽減、文化の振興、医療提供体制の充実、福祉施設の整備等による住民サービスの向上に取り組む。

【生活環境基盤】

上下水道等の住民サービスの向上について、上水道では、小規模離島における水道広域化の推進により水道事業の運営基盤の安定化を図る。下水道等の污水処理施設は、下水道、集落排水施設、合併浄化槽等、各種污水処理事業の連携により地域性や経済性を考慮した効果的な整備を推進する。

水資源が不足している離島においては、水需要に見合う水資源の確保や節水等による水需要の抑制に努めるほか、雨水や処理水を高度処理し、安定した水資源として雑用水などへの有効活用を図る。

廃棄物処理等については、廃棄物処理や3R推進に係る住民負担を軽減する制度の拡充を図るとともに、廃棄物処理の効率化を図るため、処理施設整備に係る市町村の負担軽減や運搬ルート合理化を促進する。

不法投棄対策については、不適正処理防止の監視体制強化や環境美化に対する住民等の意識向上を図る。

海岸漂着物等については、発生源対策に取り組むとともに、市町村や地域住民と連携して、効果的な回収処理体制の構築を図る。

情報通信基盤については、都市部と同様なブロードバンド環境や放送環境の確保に向け、情報通信基盤の高度化を図るとともに、適切な維持管理を促進するこ

とで、安定かつ質の高い情報通信環境を維持する。また、行政サービスの高度化及び行政事務の効率化を図るため、沖縄県総合情報通信ネットワークの再構築、行政手続のオンライン化の拡充等を図る。

電力の安定供給については、経年劣化した海底ケーブルの更新や新たな海底ケーブルの新設を促進し、離島における電力の安定供給を図る。

生活の基盤となる住宅の安定供給については、離島の地域特性に応じ、適切な住宅が確保できるよう公営住宅の整備や公的賃貸住宅の供給を支援する。

【教育・文化】

離島における公平な教育機会の確保については、ICT（情報通信技術）を活用したサテライト授業の導入や複式学級の解消、老朽化した校舎や寄宿舎等の改築等、教育環境整備を推進する。

また、情報通信技術を活用した離島教育を支援するため、ネットワークシステムの拠点となる施設の整備・充実に努めるとともに、離島地区の学校において同システムを活用するための通信回線及び情報機器等の整備を図る。

さらに、生涯学習については、地域コミュニティ再生のための拠点として、市町村等との連携のもと、遊休化した公共的施設等を有効活用して図書館や公民館等の整備を促進するほか、公共施設等の開放等により、離島における生涯学習機会の確保に加え、住民等が交流する機会の提供に努める。

教育に係る負担の軽減については、高等学校及び特別支援学校の設置されていない離島からの進学に伴う家庭の経済的負担軽減、文化系・体育系活動に伴う派遣交通費の負担軽減等に努める。

多様で個性豊かな離島文化の振興については、伝統行事の伝承・復元、後継者や担い手の育成・確保、郷土文化の発信・交流、文化資源を活用した産業の振興等を推進する。

【医療・福祉】

離島医療サービスの確保については、離島等の中核病院への医師派遣を支援し、専門医の確保等により離島医療を支える体制を整備するほか、ドクターヘリ事業

及び添乗医師等確保事業の強化等による救急医療体制の充実、医師・看護師等医療従事者の確保と資質向上、さらには、医療患者等の通院に係る交通費、宿泊費等の負担軽減に取り組む。

福祉サービスの向上については、小規模離島において高齢者・子ども・障害者等に対する福祉サービスを総合的に提供できる制度を活用し、拠点施設の整備や運営費への補助、サービス提供に係る人材確保のシステムづくりを促進するとともに、子育て親子同士や世代間交流等の場としても活用できるよう取り組む。

ウ 交通基盤の整備と交通ネットワークの充実強化

離島住民の生命線ともいえる航路、航空路などの交通手段を確保するため、必要な空港、港湾、道路を整備するほか、交通拠点間の連結強化、交通ネットワークの充実を図る。

このため、離島空港については、新石垣空港の全面供用開始や伊平屋空港の整備と航空路の開設に取り組むとともに、離島空港の滑走路延長、更新整備、機能向上等を推進する。

港湾等については、海上交通の安全性・安定性の確保、質の高い観光リゾート地の形成、輸送需要の増大、輸送形態の変化、耐震・防災対策、ユニバーサルデザイン等に対応した港湾機能の向上及び新たな港湾施設等の整備を推進する。

道路整備と交通拠点間の連結強化については、自立的な地域づくりと定住支援を図る観点から、離島架橋の整備など地域特性に応じた道路整備を推進するとともに、空港、港湾、道路を相互に連結させるための整備を実施する。

交通ネットワークの充実については、住民の移動の利便性を確保する観点から、国、県、市町村の連携のもと、離島航空事業者、離島航路事業者、バス事業者等の交通・運輸事業者に対する運航(行)費の支援を実施し、離島航空路、航路、バス路線の確保、維持に努める。また、観光振興及び交流人口の増大を図る観点から、離島と本土・海外との交通ネットワークの拡充や島々を周遊する航路・航空路等の創設に取り組む。

エ 過疎・辺地地域の振興

過疎地域及び辺地地域においては、他地域との格差是正を図り、本県の経済社会及び文化等の総合的発展に寄与する魅力と活力に溢れた地域社会の実現に向けて必要な整備に努める。

このため、過疎地域においては、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、総合的な生活環境の整備を推進し、非過疎地域との格差是正を図る。

また、辺地地域においては、引き続き、辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進し、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の格差是正を図る。

(12) 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開

離島の持つ活力の維持・向上に向けて、観光リゾート産業、農林水産業、食品加工業、伝統工芸等、離島に根ざした産業の総合的な振興を図り、交流人口の増大、雇用の場の創出を促進する。また、平和交流、防疫、エネルギー開発、海洋資源開発等、離島における新たな分野の取組を促進する。

ア 観光リゾート産業の振興

豊かな自然環境と共生する観光地の形成と、それぞれの島の独特な文化や趣きなど島々の個性や魅力を生かした観光プログラムの開発を促進する。

このため、外国人観光客の増大も視野に入れた観光客受入体制の整備や人材育成等について島々のニーズに合わせた支援を行うとともに、各離島の魅力やイメージを正確に発信し、国内外からの認知度を高める取組を強化するなど、新たな離島観光の展開を推進する。

また、離島における観光施設については、宿泊施設の新設及び施設整備の拡充等に対し税制上の優遇措置を講じるとともに、観光事業者等が行う国際観光や環境共生型観光に資する施設の整備を促進する。

さらに、宮古・八重山地域における海外航路・航空路の充実及び外国人受入体制の強化を図るとともに、近隣諸国等からの観光客増大に向けた誘客活動を推進

する。

イ 農林水産業の振興

離島・過疎地域を支える重要品目であるさとうきびについては、地力増進対策、干ばつ対策等を推進する。また、含みつ糖生産地域におけるサトウキビ生産農家の所得安定や含みつ糖製造業者の経営安定のための支援を行う。

農業の基盤整備については、新たな農業用水源の開発、かんがい施設等の整備や、防風・防潮林の整備などを計画的に推進する。

水産業の基盤整備については、漁港・漁場施設の整備、既存の水産施設を活用した水産物の生産・加工・流通体制の整備、消費者ニーズに対応した品質管理・衛生管理体制の強化等を推進する。

農林水産物の流通対策の強化については、家畜運搬に適した船舶の導入促進や流通施設の整備、輸送コスト低減等、離島農林水産物の流通条件の不利性の解消に努める。

他産業との連携強化については、生産と流通・加工等が結びついた農商工連携や農林水産業の6次産業化による高付加価値な農産物の生産・販売・ブランド化を促進する。

ウ 特産品開発やプロモーションなどマーケティング支援等の強化

特産品開発については、消費者の嗜好や市場動向の分析を踏まえ、離島の農林水産物や伝統工芸品など固有の素材・資源を活用した製品開発や、ストーリー性・デザイン性を重視した他ではまねできないオンリーワンの製品開発を支援する。あわせて、原材料の安定確保、加工施設の整備を促進する。

また、特産品の販売力を強化するため、生産者・事業者等による戦略的なプロモーションや地域ブランド形成を促進するとともに、県外バイヤー等の招聘や商談会の開催等によるビジネスマッチング、ICT（情報通信技術）を活用したネット販売等を促進する。

こうした取組を通じて、離島における総合的なマーケティング支援等を強化し、消費者に選ばれる特産品づくりと販路の拡大を促進する。

エ 離島を支える多様な人材の育成

離島を支える人材育成については、農林水産業、工芸産業、食品加工業等を支える担い手等の育成及び技術支援を実施するほか、外国人観光客を含め多様化・高度化する観光客のニーズに対応できる観光人材、アジア市場等への販路拡大に対応できる事業者等、地域のニーズに応じた多様な産業人材の育成を推進する。

また、地域社会を支える人材育成については、介護、福祉、医療、ボランティア等の分野の人材や、地域づくりを担う人材の育成を実施する。

オ 交流と貢献による離島の新たな振興

沖縄県は、東西約1,000km、南北約400kmに及び広大な海域に160の島々が点在しており、その中でも離島地域は国土、海域の保全、排他的経済水域（EEZ）の確保並びに航空機や船舶の安全な航行等、我が国の国益に重要な役割を担っている。こうした離島地域が果たしている役割・重要性について、県民等の理解を深めるため、離島地域と他地域との多様な交流を促進する。また、離島地域がアジア・太平洋地域への国際協力・貢献が可能な分野への取組を促進し、新たな離島振興モデルを構築する。

このため、県内外の住民が本県離島の重要性・特殊性・魅力について正しい理解が得られるよう、離島と沖縄本島及び離島間相互の交流機会を拡大するとともに、文化、経済、教育等、多様な分野における近隣諸国と国際交流活動を促進する。また、離島過疎地域においては、国立青少年交流の家など既存施設等の維持・活用等による交流の場の確保に努める。

さらに、熱帯・亜熱帯地域から発生する特殊病害虫や感染症等の防除、クリーンエネルギー開発、海洋資源開発等の分野において、研究開発拠点の設置を含む新たな国家プロジェクト等の導入を促進する。

(13) 駐留軍用地跡地の利用促進

大規模な基地返還跡地の有効利用により、基地の存在による都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編や本県の自立的発展につなげるため、早期の跡地利用計

画の策定、中南部都市圏広域跡地の指定と事業実施主体の確立、基地返還跡地と周辺市街地との一体的な整備、産業振興地区の創出、返還跡地国家プロジェクトの導入、跡地における風景づくりの推進に取り組む。

ア 早期の跡地利用計画の策定

基地の返還後、速やかに事業着手するために、県及び関係市町村においては、返還前からの基地立入による文化財調査、自然環境調査を実施して跡地利用計画を策定し、地権者等の合意形成を早期に図る。国は、土地引渡前に新たな制度に基づき原状回復措置を徹底して行う。

イ 中南部都市圏広域跡地の指定と事業実施主体の確立

中南部都市圏における大規模な基地跡地は、将来都市構造を踏まえて広域的な観点から一体的な整備を行う必要があり、中南部都市圏広域跡地（仮称）として一括して指定した上で、国により事業実施主体を確立し、返還前からの基地内環境調査・文化財調査の実施及び用地先行取得、返還後の基盤整備、地権者への給付金支給等の事業を行う。

ウ 基地返還跡地と周辺市街地との一体的な整備

周辺密集市街地と返還跡地の一体的な整備や大規模な基地返還跡地内への道路建設により必要となる既成市街地内の関連道路等の整備を行う。

エ 産業振興地区の創出

中南部都市圏域の米軍基地が、本県の経済発展を図っていく上で大きな障害となっていることを踏まえ、沖縄の自立的経済の構築に向け、跡地内に新たな産業拠点の形成を図る。

オ 跡地における風景づくりの推進

戦争により失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、基地内に残る貴重な自然緑地の保全等、世界に認められるような沖縄らしい新たな風景の創出

に取り組む。

県民や観光客などすべての人に優しいユニバーサルデザイン化の視点による新たな都市空間の形成を行うとともに、跡地利用に向けた整備によって、地球温暖化問題にも貢献できるよう、持続可能な開発を行う。

カ 返還跡地国家プロジェクトの導入

大規模な基地返還跡地の着実な基盤整備と有効な土地利用を推進するため、平和希求のシンボル及び広域防災拠点機能を備えた国営大規模公園の整備、中部縦貫道路(仮称)、宜野湾横断道路(仮称)等、跡地を活用した骨格的な道路網の整備、アジア・太平洋地域の交流拠点及び国際貢献拠点の核となる高次都市機能の導入などの返還跡地国家プロジェクトの導入に取り組む。

キ 新たな調整機関の設置

基地跡地利用の促進については、国・県・関係市町村の連携が不可欠であるため、関係機関が連携し、計画的に跡地利用を進めていくための新たな調整機関を設置する。調整機関は、跡地利用計画に基づく基盤整備に関する業務等について事業実施主体と協議を行い、駐留軍用地の有効かつ適切な利用を促進する。

(14) 政策金融の活用

沖縄21世紀ビジョンの実現には、地域産業の振興や新たな産業分野の創出、離島等の地域振興、大規模な基地返還跡地の開発等、多額の資金需要が見込まれることから、沖縄振興一括交付金などの財政支援に加え、民間投資を一層促進するための円滑な資金供給の仕組みが必要不可欠である。

このため、沖縄振興開発金融公庫においては、現行組織の維持存続を図った上で、民間金融との協調・連携のもと、沖縄21世紀ビジョンの実現に資する金融支援制度の整備や民間企業等による各種制度の活用促進など、総合政策金融機関としての役割が期待される。

4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して

経済のグローバル化が進んでいる今日において、沖縄の持つ地理的・歴史的特性は、諸外国・地域との経済、学術、文化等の各分野で交流と連携を深め、ともに発展していくという取組の中でより発揮される。

このため、沖縄の特性を生かした世界との交流ネットワークを構築し、国際感覚を有した人材の育成や多文化共生型社会の構築など、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる環境づくりのほか、空港や港湾等の交流に必要な基盤整備を行い、本県の自立的発展のみならず、我が国及びアジア・太平洋地域の発展に貢献する人・知識・文化が融和した海邦交流拠点の形成を図る。

また、亜熱帯・島しょ性の地域に適合した沖縄独自の農林水産技術、建設技術等に関する技術協力の推進やアジア・太平洋地域の共通課題である水・環境・エネルギー等の課題解決に資する研究交流・共同研究の推進など、科学技術・学術交流分野において沖縄から国際社会に対して情報発信・技術貢献等を推進する。あわせてアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に向けて、国際機関や災害救助等の活動拠点や平和協力外交拠点の形成を図る。

こうした我が国やアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に資することを基調とする交流と貢献の姿勢の下、21世紀の国際社会における本県のみならず我が国の新たな活路を切り開くとともに、国際社会における信頼と協調体制の構築に取り組んでいく。

(1) 世界との交流ネットワークの形成

世界のウチナーンチュネットワークをはじめとする国際的なネットワークの形成・活用や、グローバル社会に対応できる人材育成等を推進するとともに、国際的な交通ネットワークの拡充等、国際交流拠点としてふさわしい基盤を整備し、多様な交流を積極的に展開することにより、本県の自立的発展のみならず我が国及びアジア・太平洋地域の発展に貢献する海邦交流拠点の形成を図る。

ア 国際ネットワークの形成と多様な交流の推進

国際交流拠点の形成を図るためには、交流の基盤となるネットワークを強固なものにするとともに、本県の地域的・歴史的背景を生かし、国際社会との多様な交流を展開していくことが必要不可欠であることから、様々な分野で県民各層参加の下に、交流施策の展開を図る。

このため、世界で活躍している県系人に加えて「沖縄」をキーワードに集う各界各層関係者を取り込んだ世界のウチナーンチュネットワークを強化するとともに、県内外において次世代のネットワークの担い手を育成し、ネットワークの継承、拡充を図る。

また、観光交流については、国際会議等を積極的に誘致し、「頭脳人材」の交流を促進するとともに、国際的な誘客活動を強化する。

さらに、学術・文化・友好親善等、様々な分野での国際交流を推進するため、アジアを中心とする諸外国の人々の招聘や、沖縄の若者等の海外派遣等に積極的に取り組み、県民の国際理解の促進と海外県系人社会の活性化を図る。

あわせて、沖縄県出身移住者子弟等を県内の大学等で受け入れ、県民との交流を深め、沖縄や日本の文化の理解を促進するほか、友好親善の推進に寄与する人材の育成を図る。

また、多方面での経済交流の拡大を図るため、県内企業の海外進出や県産品の販路拡大、海外からの企業誘致、国際観光の推進等に取り組むとともに、民間経済交流団体と連携した取組を強化する。

さらに、農林水産業、建設産業、水道事業、環境などの分野において、亜熱帯性・島しょ性気候に適合した特色ある沖縄独自の技術やノウハウを生かし、アジア・太平洋地域等との人的交流等を通して、技術による国際ネットワークの構築を官民一体となって推進する。

イ 世界と共生する社会の形成

世界に開かれた交流と共生の島「沖縄」を実現するため、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進し、国際交流拠点にふさわしい社会づくりを推進する。

このため、若い世代が文化・教育交流を通してお互いの文化を理解し合うとともに、多様な人材の育成を図るため各分野から海外の学校へ留学生を派遣し、県外・海外で活躍できる国際感覚を身につけた人材を育成する。

また、次世代の沖縄の発展を担う児童生徒がグローバルな視野に立ち、積極的に国際社会へチャレンジしていく環境を整備するため、英語、中国語等の他言語教育の充実、実践的なコミュニケーション能力の向上等を推進する。さらに、中高生等を対象とした海外文化交流や、アジア、欧米諸国への留学制度の充実を図る。

さらに、在沖外国人の地域社会参画への支援や、沖縄での生活に関する各種相談業務等の実施、県民による異文化理解や国際理解等の醸成等を推進し、県民と外国人が共生する多文化共生型社会を構築する。

ウ 国際交流拠点の形成に向けた基盤の整備

世界を結ぶ架け橋としての交流を通し、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展していくため、空港、港湾及び交通ネットワーク等の強化など、国際交流拠点の形成に必要な基盤を整備する。

このため、那覇空港の滑走路増設については、早期供用開始に向けて整備を進めるとともに、国際線旅客ターミナルの整備、国内線旅客ターミナルの増設等、空港機能の強化に取り組むほか、離島地域では、拠点となる空港の国際線の受入機能を整備する。

港湾については、大型化する船舶に対応した岸壁やターミナルビル等の整備、観光リゾートにふさわしいユニバーサルデザインの港湾施設の整備を推進する。

国際的な交通ネットワークの拡充に向けて、格安航空会社（LCC）を含めた新規航空会社の参入促進やチャーター便、クルーズ船の誘致に取り組む。

また、県内案内表示の多言語化等、観光地・施設等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、大規模な国際会議等に対応できる全天候型多目的施設等の整備を推進する。

(2) 国際協力・貢献活動の推進

本県がこれまで培った経験や知識を生かした国際協力・貢献活動を行うとともに、国際的な災害援助拠点の形成を図るなど、沖縄が我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与できる優れた技術を有した地域へと発展する。

ア アジア・太平洋地域の共通課題に対する情報発信、技術移転、人材育成、共同研究等の推進

アジア・太平洋地域の国際的な課題の解決に向け、本県が地理的な特性とこれまで培った経験や知識を生かし、様々な分野においてアジア・太平洋諸国への協力・貢献を図る。

このため、沖縄の地域に根づき世界に開かれた研究開発・交流拠点の基盤づくりを推進し、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、国立沖縄工業高等専門学校、公設試験研究機関、県内民間企業をはじめとする国内外からの研究機関等との研究交流を促進するとともに、国内外からの研究者・科学者等が快適に暮らせる生活環境の整備に努め「頭脳人材」の戦略的な誘致を図る。また、世界の科学技術の発展に寄与するため沖縄科学技術大学院大学の整備・拡充に努め、同大学院大学等による優れた研究開発成果を国際会議の開催等を通して広く世界へ向けて発信し、本県の振興とアジア・太平洋地域への貢献につなげる。

また、日米クリーンエネルギー技術協力の一つとして実施される、沖縄・ハワイクリーンエネルギー協力を通して、島しょ地域での再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー技術の発展を目指した国際協力拠点の形成を推進する。

さらに、沖縄 I T 津梁パークにアジア I T 研修センター（仮称）を整備するとともに、アジア O J T センターの機能強化を図り、アジアと我が国双方の I T ビジネスを結びつける幅広い人材育成支援事業を展開するほか、国内外の研修関係機関との連携強化を図る。

あわせて、国立感染症研究所サテライトオフィスや、健康危機管理情報センター等の設置を図り、蓄積されたノウハウを類似の気候条件を有する東南アジア諸国へ提供し、連携・協力を図る。

また、蒸暑地域に適した環境共生、省エネ、スマートグリッドなどの先端技術や、東アジアに頻発する地震、津波、台風等の自然災害に対して安全・安心な住宅・まちづくり技術の研究開発を推進し、アジア・太平洋地域の共通課題に対する情報発信、技術移転、人材育成、共同研究等を行う研究機構の設置を促進する。

さらに、亜熱帯性気候や島しょ性環境に適合した沖縄独自の技術・ノウハウ等を有する農林水産業、水道事業等の分野について、アジア・太平洋地域の途上国等に対して、積極的な情報提供、技術協力等を進める。

こうした技術交流・国際貢献を効果的に推進するに当たり、国際的なネットワークを有する J I C A 沖縄国際センター等、国の機関との連携体制構築は不可欠であり、こうした機関との連携・協力関係のもと、本県が目指す国際協力・貢献拠点の形成を実現する。

イ 国際的な災害援助拠点の形成

沖縄に国際的な災害援助拠点を形成し、アジア・太平洋地域で大規模災害が発生した際には、迅速に緊急援助隊を派遣するなど、アジア・太平洋地域の平和と安全への貢献を図る。

このため、国際的な地震・台風等研究施設、防災教育施設及び災害医療・救急医療の基幹医療施設の誘致等を図り、アジア・太平洋地域における防災・医療技術の人材育成と情報発信に向けた取組を促進する。

また、国際緊急援助隊の本部や援助物資の備蓄基地などの県内誘致等により、国際緊急援助の拠点形成を目指す。

ウ 国益に資する平和協力外交の展開

平和を希求する「沖縄の心」を内外に強く発信することにより、沖縄が平和協力外交地域として国際社会への認知を深め、アジア・太平洋地域の持続的安定に貢献する。

このため、沖縄平和賞の県内外への一層の広報活動を展開するほか、沖縄県平和祈念資料館と他の平和資料館等とのネットワーク化や、平和の礎への追加刻銘の実施など、沖縄の歴史と風土の中で培われた平和の心を広く国内外へ発信する。

また、様々な平和・人権問題を抱えるアジア地域において、我が国が果たす役割は大きいことから、東アジアの中心に位置する沖縄に平和や人権問題に関する調査研究や問題解決に向けた情報発信等を行うための平和・人権問題研究所を設置する。

さらに、アジア・太平洋地域の平和を希求する沖縄が、国際的な安全保障会議や平和外交交渉等の開催拠点として貢献するため、国際機関等の誘致に加え、平和に貢献する政府間協議や多国間会議等の開催誘致に努める。

5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して

21世紀における時代変化に柔軟に対応し、先見性に富み、発展を支える人材を育成する。このため、学校教育の充実や家庭・地域の教育機能の向上など、幅広い教養と豊かな心や健やかな体の調和が取れた子どもたちの能力と個性を発揮できる環境整備を進める。また、離島など地理的要因のほか経済的要因等に左右されない公平な教育機会が享受される環境を構築する。さらに、沖縄の社会経済の発展に不可欠な人材の育成については、国際観光や海外販路拡大など今後の展開も含め、IT人材など多くの分野において人材の育成を図る。あわせて、医療福祉の充実や地域づくりに取り組む人材を育成する。

(1) 沖縄らしい個性を持った人づくりの推進

心豊かで沖縄らしさを感じさせる個性を持った人間形成を図るため、家庭や学校、地域との連携の中、幼い頃から様々な体験活動等をとおし、生命尊重の心、共生の心、地域を誇りに思う心などの醸成を図る。

ア 地域を大切にし、誇りに思う健全な青少年の育成

幼児児童生徒の健全な育成を図るため、多様な体験活動を促進するとともに、学校と地域住民等との連携など必要な教育環境を構築する。

このため、健やかな青少年を育む教育については、学校・地域における多様な

体験活動機会の充実を図るとともに、青少年指導者等の育成支援などの環境整備を推進する。

また、「地域の子は地域が守り育てる」という共通認識のもと、学校支援ボランティアの全校導入や地域住民等が学校を支援する取組等を通して連帯感や社会気運の醸成を図るなど、地域と学校との連携強化を推進する。

人権教育については、指導者の資質向上を図るとともに、関係機関と連携し、児童生徒のみならず、親や地域を交えた人権教育を促進する。

さらに、障害のある児童生徒と、障害のない児童生徒との交流及び共同学習を推進し、共生の心を醸成する体制を整備する。

環境、平和、観光教育など、子どもたちが幼い頃から沖縄の特性を学び、その重要性や必要性を理解するための多様な体験活動等を推進する。

青少年の文化環境づくりについては、子どもたちに音楽などの優れた舞台芸術等の鑑賞機会や表現する場などを提供し、子どもたちの文化芸術に対する関心・理解を高めるとともに、表現意欲と技能の向上に努める。

また、自治会などの地域団体、博物館や文化団体などと連携した沖縄の歴史、伝統文化を中心に学ぶ取組の充実を図る。

イ 家庭・地域の教育機能の充実

子どもの規範意識や生活習慣の向上などを図るため、家庭や地域の教育機能の充実を図る。

このため、家庭教育機能の充実については、各市町村教育委員会に家庭教育をサポートするため家庭教育支援チームの設置を促進するとともに、多様化・複雑化する家庭からの相談に対応するための相談員等の資質向上を図る研修等を推進する。

また、地域の教育機能の充実については、家庭や地域との連携のもと、地域特性や時代の変化に応じた学習ニーズなどを把握した上で、公民館や図書館、青少年教育施設等の整備・充実を図るとともに、社会教育指導者等の資質向上のほか、世代間交流や自然体験学習などの多彩な学習活動を促進する。

(2) 公平な教育機会の享受に向けた環境整備

経済的・地理的要因及び年齢に左右されない教育環境の整備を図るため、教育にかかる負担の軽減や、離島・へき地に住む子どもたちの発達段階に応じた教育環境づくりを図るほか、生涯学習環境の整備を推進する。

ア 公平な教育機会の確保

子どもたちが地理的、経済的要因等によって教育の機会が阻まれないようにするため、教育にかかる様々な負担等の軽減を図ることにより、公平な教育機会を確保する。

このため、奨学金制度の維持拡充など、経済的に就学が困難な児童生徒及び学生に対する就学支援の充実や、進学や就職に向けた心理面での相談体制の充実を図る。

また、離島・へき地の児童生徒が大会等に参加する際の移動経費や、高校等へ進学するためにやむを得ず出身離島を離れる生徒や親に対する負担軽減を図るための支援を推進する。

さらに、離島・へき地の学校で実施されている複式学級の解消を図るほか、各学校等の情報通信環境を整備し、情報通信技術を活用したサテライト授業や交流学习など、離島・へき地における教育環境の充実を推進する。

戦中戦後の混乱により義務教育未修了となった方々に対して必要な学習機会の提供等を推進する。

イ 生涯学習社会の実現

県民のライフステージに応じた、必要な学習機会が得られるための環境整備や市町村等との連携体制の構築などにより生涯学習を推進する。

このため、魅力ある生涯学習に関する講座の提供に向け、学校開放講座やリカレント教育に関する講座等、おきなわ県民カレッジを中心に市町村、民間等と連携・協働した広域・地域学習体制の充実を図り、多様な学習ニーズに対応できる魅力的な講座開設を推進する。

また、各種研修会を実施し、社会教育関係者の資質向上を図るほか、地域の課題に応じた講座の開設等、地域課題解決につながる学習を推進する。

さらに、県内の生涯学習情報の一元化を目指す沖縄県生涯学習情報プラザにおいて一層の情報集約を図り、県民に対する情報提供の充実に努める。

あわせて、生涯学習の場として、学校や役所の空きスペースなど既存施設の活用を図るほか、県内図書館のネットワーク化や放送大学等の通信制学校の利活用を促進するなど、生涯学習環境の整備に努める。

(3) 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実

子どもたちの「生きる力」を育み、社会の変化に柔軟に対応できる資質や能力を身に付けられるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等を図るほか、子どもたちの意欲や時代に対応した教育環境の整備を推進する。

ア 確かな学力を身につける教育の推進

社会で生きて働く実践的な力を育成するため、児童生徒の発達段階に応じたカリキュラム等を充実し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、これらを活用して様々な課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、学習意欲を高め、学習習慣を確立する取組を推進することで確かな学力の向上を図る。

このため、学校教育においては、少人数学級の導入や習熟の程度に応じた指導、学習支援ボランティアの活用などの指導体制や、問題解決的な学習や体験的な学習などの指導方法等の工夫により、児童生徒一人ひとりの学習の定着状況に基づいたきめ細かな指導の充実を図る。特に、小学校中学年以降の理解力等を高めるため、小学校低学年において基礎学力の定着を強化する。

また、学力の定着状況を定期的に把握し、授業改善に生かすため、学力到達度調査や達成度テストを実施する。

さらに、授業の予習・復習に取り組む家庭学習の習慣化を促進するほか、教員同士による教科研究等を強化し、指導力・授業力の向上を図る。

イ 豊かな心とたくましい体を育む教育の推進

子どもたちがたくましく生きるための心身の健康の保持増進と、体力の向上を図るための教育の充実を図る。

このため、心の教育については、ボランティア活動や自然体験活動などの様々な体験を通じて、生命を尊重し、他人への思いやりを深め、豊かな感性に満ち溢れる幼児児童生徒の育成に取り組む。

また、児童生徒の心のケア等については、各学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員等を配置し、関係機関と連携しつつ、不登校等への対応及び家庭、学校等が抱える問題等の解決に努める。

さらに、幼児児童生徒の基礎的な体力の向上など、たくましい体の育成を図るため、学校の体育活動における指導改善、地域、関係団体等との連携強化による運動部活動等の充実、強化を推進する。

あわせて、子どもたちの安全で健康的な生活を実践する力を育むため、学校・家庭・専門家などと連携し、薬物乱用防止教育等の実施や学校周辺等の安全を確保する取組、栄養教諭を中核とした食育の推進など、安全で健康的な環境を確保するための取組等を推進する。

また、幼稚園の3年保育等を促進し、幼児教育の充実を図るほか、幼児期の遊びを中心とした生活から学習を中心とする環境へ円滑に移行させるため、幼稚園教諭・保育士・小学校教諭との合同研修会を実施するなど、幼稚園と保育所、幼稚園と小学校の連携体制の構築に向けた取組を図る。

ウ 時代に対応する魅力ある学校づくりの推進

多様な児童生徒の能力、個性、適性等に柔軟に対応し、将来の社会の一員としての資質を醸成するため、教育の基盤となる施設や指導体制等の充実を図る。

このため、生徒の個性や創造性の伸長に向け、公立学校の中高一貫教育の充実のほか、地域の学校運営参画や、自然科学や情報教育中心校における専門性の高い教育実践、学科等の充実など、多様で特色ある学校づくりを推進する。

また、教職員の実践的な指導力向上のための各種研修の充実を図るとともに、情報通信技術の導入等による校務の効率化を図り、児童生徒に向き合う時間の確

保に努める。

さらに、職場見学やジョブシャドウイングの実施など、児童生徒の発達段階に応じた職業観や勤労観の育成を図るとともに、家庭、学校、企業などが連携した就業意識を醸成する環境づくりを推進する。

特別支援教育については、関係機関等との連携の強化を図るなど、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した環境整備を図るとともに、社会参加や職業自立に向けた主体的な姿勢を育む教育や、教職員の資質向上を図る取組を推進する。

安全で環境に配慮した教育基盤を整備するため、旧耐震基準で建築された校舎等の改築等を推進する。

私立学校については、その自主性を尊重しつつ、学校経営の健全化や、教育の質を高める取組のほか、老朽化が進んでいる校舎等施設の改築支援など、教育環境の向上を促進する。

(4) 国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築

グローバル社会の中で、国際社会との交流と共生を図っていくため、外国人とのコミュニケーションを図る知識・技術の習得や、多様な分野で活躍できる個々の能力育成に向けた環境整備を推進する。

ア 国際社会、情報社会に対応した教育の推進

21世紀の社会を担う子どもたちが国際的な視野を持ち、多様な社会的、時代的要請に適切に対応できる能力を備え、主体的に行動する人材の育成に努める。

このため、小中高が連携し、英語の授業の充実を図るため、外国語指導助手等を活用するなど、実践的なコミュニケーション能力の向上を推進するとともに、中国語等の多言語教育の充実に取り組む。

また、中高校生等を対象とした、グローバルな課題等をテーマにした海外文化交流やアジア、米国、欧州への留学制度の充実を推進する。

さらに、児童生徒の情報活用能力を高めるため、情報関係の教科に限らず、思

考力、判断力、表現力を養う様々な学習活動の中で情報通信技術を活用するとともに、情報モラル教育を推進する。

あわせて、教職員の活用及び指導能力の向上に向け、教職員研修の充実を図る。

また、教育分野において情報通信技術を効果的かつ安全に活用するため、全ての学校において超高速インターネット接続環境が整備できるよう取り組むとともに、情報携帯端末等、必要な機器の整備やセキュリティ機能の確保、ネットワークシステムの拠点施設の維持・向上に努める。

さらに、児童生徒及び教職員に向けた教育情報の発信や、授業交流のためのテレビ会議、オンライン研修等、情報ネットワークを通じた教育支援を行うための拠点施設についてその充実に努めるとともに、活用を推進する。

イ 能力を引き出し、感性を磨く教育の推進

個々の多様な能力を引き出し、豊かな感性と創造性の向上を図るなど、国内外において活躍し、県民に希望や活力を与える人材の育成に取り組む。

このため、県内の科学技術水準を向上させるとともに、沖縄から世界に羽ばたき、人的ネットワークの基礎となる人材を輩出するため、優秀な学生や若手研究者など幅広い知識と高い専門性を備えた研究者に対して、奨学・研究支援を行う。

また、次代を担う児童生徒の科学技術への興味・関心を育むため、学校や地域との連携のもと、大学院大学等の研究者によるサイエンス教室や出前講座などを実施するとともに、科学技術コンテスト実施や、県内に所在する博物館等の展示施設の充実を図る。

国内外において活躍するトップアスリートを養成するため、他地域との交流試合の開催や派遣を通して競技力向上を図るとともに、必要な施設を整備するほか、小学生から社会人までのスポーツ指導者等が連携した一貫指導体制の充実などを推進する。

さらに、文化芸術を担う人材の育成については、沖縄の伝統文化の後継者育成への支援や、創造性豊かな芸術を専門的に学び、国内外において活躍する人材の育成を推進する。

ウ 優れた人材を育み地域の発展に寄与する高等教育の推進

多様化・複雑化する社会的、時代的要請に的確に対応できる専門分野の人材育成を目指して、高等教育機関の整備充実とともに、教育、研究、地域貢献活動等の積極的な展開を通じて、人材育成機能の充実強化を図る。あわせて県内における大学等高等教育機関への進学機会の拡大に努める。

このため、本県唯一の総合大学である琉球大学においては、教育研究施設や地域貢献拠点施設等の整備充実を図り、人材育成・研究機能及び地域貢献活動を強化する。あわせて、自然環境、地域医療、経済振興、地域づくり、国際交流など多様な分野において、時代や社会のニーズに対応した学部、学科、大学院の設置等を促進する。

また、名桜大学及び私立大学においては、建学の精神や独自の学校理念などを踏まえ、個性溢れる人材の育成を目指した独自の学校運営を期待するとともに、地域・時代のニーズに対応した特色ある学部、学科、大学院を設置し、地域の振興発展に資する教育活動の展開を期待する。

さらに、私立専修学校等においては、実践的職業教育及び専門的技術教育を行うために必要な教育体制の充実を図り、社会や時代のニーズに即応できる産業人材の育成に努める。

県立芸術大学においては、沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的芸術文化の形成及び発展を担う人材、さらには国際的に活躍できる人材等を育成するため、教育機能の充実を図る。

県立看護大学においては、グローバル化時代と少子・高齢化社会、高度に専門・分化した保健医療福祉サービス体制の中で、社会の要請に対応できる専門性の高い看護職を養成する。

沖縄工業高等専門学校については、観光リゾート産業、情報通信関連産業、ものづくり産業、バイオ産業、環境関連産業、文化コンテンツ産業等、本県産業界の多様なニーズに対応できる高度で実践的な技術者の養成及び産学官連携・学学連携による共同研究等の促進に努める。

さらに、沖縄科学技術大学院大学については、国内外から優れた研究者や学生の集積を図り、世界最高水準の研究活動の推進及び人材の輩出を図るとともに、

必要な施設の整備・拡充に取り組む。また、知的・産業クラスターの形成に向け、国内外の研究機関や産業界等との連携による共同研究や研究交流を推進する。

(5) 産業振興を担う人材の育成

沖縄の持続的な経済発展を図るため、基幹産業を高度化し、有望産業を発展させ、新たな産業創出を促進するため、それぞれの業種のニーズや課題に応じた産業人材の育成を推進する。

ア リーディング産業を担う人材の育成

沖縄の経済を牽引する観光リゾート産業及び情報通信関連産業をより発展していくための人材の育成を推進する。

このため、観光産業人材の育成については、国内外から訪れる観光客の多様なニーズに対応できる質の高い人材を育成するほか、沖縄の観光リゾート産業を支える高度な経営人材の育成を推進する。

また、通訳案内士など、観光リゾート産業従事者の各種資格・技能認定・登録制度の充実を図る。

情報通信関連産業人材の育成については、クラウド関連ビジネスや新たな組み込みシステムの開発など、情報通信技術の急速な進化や企業ニーズに即応する実践的かつ多様な人材の育成を図るほか、立地企業の人材育成機能への支援を図る。

また、国際的に活躍するIT人材を戦略的に育成するため、アジアIT研修センター(仮称)やアジアOJTセンターの機能強化を図るとともに、高度な情報系人材育成機関の設立に向けて取り組むなど、立地企業や世界市場への恒常的な人材供給機能の確立を推進する。

イ 地域産業を担う人材の育成

地域資源等の地域特性を活用し、沖縄の自然や風土に適した活力ある産業を担う人材の育成を促進する。

このため、ものづくり産業については、企業ニーズに対応した技術研修や将来

のマーケットの動向にマッチしたセミナーや交流会の開催等により、専門的な技術や知識を有する製造業を支える人材の育成を促進する。伝統工芸産業は、後継者・技術者研修の充実を図るとともに、製品づくりの企画開発や技術革新など、産業の高付加価値化を支える人材の育成を推進する。

建設産業については、環境技術等の新たな社会ニーズを踏まえた技術開発や高度な設計及び施工に取り組む企業の人材育成を促進するとともに、教育機関や産業界と連携し、土木建築技術の継承発展を担う人材育成を促進する。また、アジア・太平洋地域等へのビジネス展開も視野に入れた経営力及び語学力等を備えた人材の育成を促進する。

農林水産業については、栽培技術に加え、加工・販路開拓に至るまでの必要な技術能力を育成する研修等を実施し、生産技術及び経営感覚に優れた人材の育成を推進する。

ウ 新たな産業を担う人材の育成

沖縄の魅力を生かした新たなビジネスを創出、展開し、有望産業として発展させる人材の育成を図る。

このため、新事業創出に向け、起業を志す者に対し企業等で実務経験を行う実践研修など教育プログラムの充実を図るほか、大学等から企業へ技術移転し、産業化に結びつける産学官連携コーディネーターや、起業家育成を担うインキュベーションマネージャー等の人材育成を推進する。

また、国内外のグローバル企業への研修派遣など、海外展開に向けた人材育成プログラム策定を図るほか、グローバル産業人材のネットワークの構築を図る。

さらに、創造性豊かな芸術家や制作者のほか、創作活動等をビジネス面で支えるプロデューサー人材など、文化産業に必要な人材の育成を促進する。

あわせて、金融関連産業の分野については、産学官連携によるエントリーレベルからより高度なレベルまでの金融教育を実施し、幅広く厚い層の人材の集積を図る。

(6) 地域社会を支える人材の育成

それぞれの地域に応じた安全・安心な生活環境を構築するとともに、その特性や資源を生かした地域づくりを図るため、医療・福祉などに従事する人材の育成や、地域の活性化に取り組む人材の育成を推進する。

ア 県民生活を支える人材の育成

県民の生命・財産や生活を守るなど、地域の安全・安心な社会を担う多様な人材の育成に努める。

このため、医師の育成については、海外研修派遣や臨床研修プログラムの実施など、高度な医療技術の習得を推進する。

看護師等の保健・医療従事者については、県立看護大学等で高度医療を担う専門性の高い看護師養成を行うとともに、看護教員の資質向上や民間養成所の安定的運営のための支援、修学資金による学生への支援等により質の高い医療従事者の育成を促進する。

福祉・介護事業従事者については、地域完結型の支援体制の構築を視野に入れた研修等の実施により、介護福祉士等専門的な人材の育成を推進する。

様々な分野において社会貢献活動を担う人材を育成するため、ボランティアに取り組む人材の育成をはじめ、ボランティア活動を促進し、取りまとめ等を行うボランティアコーディネーター等の育成を図る。

消防・救急従事者については、高度で専門的な消防士や救急救命士の育成を推進するほか、消防団員の育成を促進する。

警察官については、世代間の技能の伝承や、語学研修を行うなど、経済や金融等のグローバル化の進展及び情報通信技術の発達によって多様化・高度化する各種事件事故に的確に対応できる人材の育成に努める。

イ 地域づくりを担う人材の育成

沖縄の各地域に息づく自然や歴史、人材などの資源等を活用し、住民とともに地域づくりを主導する人材の育成に努める。

このため、沖縄県地域づくりネットワークを活用した地域づくりを担う人材の育成等を促進するとともに、農山漁村、商店街等の活性化に資する必要な知識や技術の習得のための支援を行うなど、各地域において主体的に地域づくりを行う人材の育成を図る。

第4章 克服すべき沖縄の固有課題

本県は、米軍施設・区域が集中しているなどの社会的事情、広大な海域に多数の離島が存在することや本土から遠隔地にあること等の地理的事情、我が国でも稀な亜熱帯地域にあることや台風常襲地帯であること等の自然的事情、先の大戦中に苛烈な戦火を被ったことや27年間に及び我が国の施政権の外にあったこと等の歴史的事情など他の都道府県にはない特殊な諸事情を有する。

この特殊事情は、我が国の安全保障体制に起因する過大な米軍基地の存在をはじめ、我が国で唯一の離島県であることなどから生ずる他県とは根本的にその存立条件が異なることに対応した地域政策など、国による措置及び対応を必然とするものである。

一方、この章で示す克服すべき沖縄の固有課題は、その解決こそが沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描いた5つの将来像の実現するための前提条件であり、また、沖縄県がもつ特殊な諸事情に由来するところから、国の責務により解決を図るべき性格を有する。

こうした性格から、各将来像実現にかかる一般的な課題と区別して沖縄の固有課題として明示したところである。国においては沖縄21世紀ビジョンの実現を支援するよう、政策を進めることが求められる。固有課題を克服し、沖縄21世紀ビジョンの将来像を実現するため、沖縄県の不断の努力に加え、国の責務により、返還跡地の利用、不利性克服の制度や施策を講じ、取り組んでいく必要がある。

また、この固有課題の解決に向けた取組は、沖縄の発展可能性を顕在化させるだけでなく、アジアと向き合い信頼関係を構築し相互に発展を目指す我が国の新

たな活路を拓こうとするものである。

以下、固有課題克服の意義や解決への道筋を示す。

1 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用

(1) 概況

沖縄県においては、太平洋戦争で一般住民を巻き込む「鉄の暴風」と呼ばれる凄惨な地上戦が行われ、この戦闘で失われた人命は、一般住民を含め20万人余に及び、貴重な文化遺産等が破壊され、沖縄は文字どおり焦土と化した。

戦後、日本本土では、道路、港湾、鉄道などの産業基盤整備や旺盛な民間投資等により高度経済成長が達成された一方、沖縄は27年間に及ぶ米軍施政権下において、民間地の強制接收等によって米軍基地が形成され、社会資本の整備や産業振興等の面で本土との格差が生じた。

本県には、現在もなお、狭隘な県土に全国の米軍専用施設の約74%が集中し、人口や産業が集中する沖縄本島の18.4%を占めているほか、28か所の水域と20か所の空域が米軍の訓練区域として設定されるなど、陸域だけでなく、海域及び空域においても使用が制限されている。

また、県土の枢要部分を占有している基地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的まちづくり、産業立地の支障となるなど、本県の振興を進める上で、大きな障害となっている。

さらに、航空機等による騒音や演習に伴う事故の発生、あとを絶たない米軍人等による刑事事件や、地位協定上の不公平性からくる不利益、油類の流出など、他地域と比べても偏在的・不公平な様相を呈しており、県民生活に多大な影響を与えている。

一方、本土復帰から平成21年3月末までに返還された米軍基地は、面積にして約19%にとどまり、本土の約59%と比較して、返還が進展していない状況にある。

沖縄県民は、戦後65年余にわたり、このような米軍基地の存在及び運用等に伴う過重な負担を背負い続けており、基地問題の解決を強く望んでいる。

特に、在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、沖縄の基地負担の軽減を図る上で重要であり、また、新たな発展に向けた大きな転機となることから、確実に実施される必要がある。

返還に当たっては、返還前の基地立ち入り調査、基地返還に伴う環境浄化、地権者の負担軽減など様々な課題の解決と大規模な駐留軍用地跡地利用を円滑かつ適切に進めるため、国の責務として、国による事業実施主体の確立や、行財政上の様々な措置など、新たな法制度や仕組みの下、着実に取組を推進する必要がある。

ここに、沖縄県における米軍基地の存在及び運用等に伴う過重な負担、跡地利用に関する課題を沖縄県の固有課題として位置づける根拠が存在する。

(2) 克服の意義

米軍基地問題は沖縄県だけの問題ではなく、我が国の外交や安全保障に関わる全国的な課題であり、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うという原点に立ち返って解決する必要がある。

我が国の安全保障を支える米軍基地が、沖縄県のみ集中している現状を改善してほしいと県民は強く願っている。

しかしながら、我が国においては、沖縄の米軍基地の機能や効果、負担のあり方など、安全保障全般について国民的議論が十分なされてきたとはいえ、今後米軍基地の負担を含む安全保障に関し、広範な国内議論が必要である。

日米両政府においては県民の目に見える形で、米軍基地に起因する様々な事件・事故や環境問題、米軍基地の整理縮小及び日米地位協定の抜本的見直しに取り組むことを求める。

また、駐留軍用地跡地利用に際しては、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要がある。これらの取組は、長年基地を提供してきた国の責任の下適切に進められ、沖縄全体の発展につながるものでなければならない。

米軍基地の整理縮小を図り、基地に起因する様々な問題を解決し、跡地利用を円滑かつ適切にすすめることにより、沖縄県民が望む平和で豊かなあるべき沖縄の姿を実現することができる。

ここに、固有課題克服の意義がある。

(3) 解決への道筋

米軍基地問題については、長きにわたり沖縄に広大な米軍基地が置かれており、日米両政府に対し、過重な基地負担の抜本的解決を求めていく必要がある。

県は、これまであらゆる機会を捉えて、日米両政府に対し、基地問題の解決促進を強く訴えてきており、今後も全国知事会をはじめ、渉外知事会や知事と基地所在市町村等で構成する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会と連携し、国民的な議論が深まるよう、あらゆる機会を通じて取り組む。

我が国の外交や安全保障に関する国民的な論議を深めるためには、日米の国防・安全保障政策や、国際情勢等を踏まえ、沖縄の過重な基地負担の軽減に向けた効果的な方策等について研究・検討し、県としての考え方をとりまとめ、問題提起をしていく必要がある。

駐留軍用地跡地利用に関しては、「長年基地を提供してきた国の責務として行われるべきである」、「跡地の有効利用が沖縄県の自立的発展につながるものとするべきである」、この2つを基本スタンスとし、跡地整備に関する「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）」などの新たな制度的枠組みのもと、今後の跡地整備を円滑かつ確実に進める。

さらに、在日米軍再編協議における合意等に基づく大規模な基地返還が実現した後も、広大な米軍基地が残ることから、引き続き、米軍基地の整理・縮小を求めていく。

2 離島の条件不利性克服と国益貢献

(1) 概況

沖縄県は、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に160の島々が点在する全国でも有数の島しょ県であり、その分布する海域の範囲は、おおよそ本州の三分の二に匹敵する。このような広大な海域に沖縄本島を除く39の有人離島を有しているが、沖縄の離島地域の市町村数は全国でも上位であり、また人口が1,000人未満の小規模離島が数多くあるのが特徴である。

沖縄の離島は、中国・台湾などと国境を画し広大な海域に点在し、日本の領海、領空、排他的経済水域（EEZ）などの重要な国家的利益の確保に大きな役割を果たしている。また、離島地域は多様で豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力を有しており、この離島の多様性は観光資源として大きな魅力となるとともに、県民の食料供給地としても重要な地域となっている。

一方、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画に基づき、離島振興策が展開されてきたが、離島地域の多くは人口や経済規模が過小であり、生活・産業活動の条件が厳しく、また、市町村財政基盤も脆弱であるなど本島地域との格差が依然として存在している。

これらの格差は、遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性に由来するものである。

第1に、離島地域は、経済、行政などの中心から遠く離れていることにより、輸送上の不利性を抱え、割高な人的・物的の輸送コストが住民生活を圧迫し、また、産業振興の大きな制約となっている。

第2に、離島市町村の行政事務は、小規模な範囲で自己完結的に対応しなければならず、また、同一市町村内であっても複数の島に施設整備が必要となる場合があるなど、高コスト構造を抱えており、特に、水道事業や廃棄物処理などについて、離島住民の負担が大きいものとなっている。

第3に、規模の経済がはたらき難いことなどから、病院、介護施設、高校などが設置されていない離島も数多く存在し、医療、福祉、教育など基礎的生活条件

の充足の面で課題を抱えている。特に、小規模離島は“離島の中の離島”という厳しい環境にあり、条件不利性の克服の必要性はより切実である。

ここに、離島の条件不利性克服を沖縄県の固有課題として位置づける根拠が存在する。

(2) 克服の意義

このように離島地域は多様な課題がある一方で、国益に大きく貢献するとともに、貴重な自然環境、個性豊かな文化、歴史的遺産等の魅力を有することによる多様で豊かな我が国の一部を形成する重要な役割を果たしてもいる。

このため、離島振興にあたっては、離島地域の果たしている役割に鑑み、負担を共に分かち合い県全体及び国全体で支え合うという理念の下に、取り組むことが求められる。

離島地域の条件不利性を克服して、離島住民が安心して生活し働くことができる持続可能な離島地域社会の形成につながるような総合的な離島振興策を強力に推進する必要がある。加えて、離島地域が有する潜在力を十分発揮し、日本の経済発展の一翼を担う地域として存在価値を高めていく必要がある。

ここに、固有課題克服の意義がある。

(3) 解決への道筋

離島の振興に当たっては、離島地域住民の不断の努力に加え、沖縄県民全体、さらには国民全体で支え合い、多様な主体が連携・協力して、離島地域から起因する多様な課題を克服するとともに、離島の新たな可能性を発揮できる基盤づくりに取り組み、持続可能な離島地域社会の実現を目指す。

このため、離島地域において、交通・生活コストの低減、航路・航空路の確保・維持、生活環境基盤、教育、医療・福祉の充実等、定住条件の整備を図る。

また、それぞれの地域の持つ多様な魅力を最大限発揮した地域づくりを進める視点に立ち、雇用機会の創出・拡大に向け、観光リゾート産業の振興をはじめ、農林水産業の振興、特産品の開発やプロモーションなどマーケティング強化等に

よる産業振興を図る。

さらに、離島がその潜在力や魅力を最大限発揮し、近接アジア諸国等との文化・経済交流を推進し友好関係を構築するなど、新たな分野への展開を図る。

3 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築

(1) 概況

広大な海域に散在する多くの離島で構成される沖縄県にとって、県内外を結ぶ交通ネットワークの確立・強化は、沖縄全域の持続的な発展を支えていくために必要不可欠である。東アジアの中心に位置する地理的特性は、近年の中国をはじめとするアジア諸国の経済成長により近隣諸国・地域との人流・物流面においては大きな優位性へと変化しつつあり、沖縄型自立経済の構築だけではなく沖縄が今後の我が国の成長と東アジアとの交流に貢献する地域として発展する可能性を内在している。

一方では、沖縄県は、我が国で唯一、他の地域と陸上交通でつながっていない離島島しょ県であり、県内外を結ぶ交通手段は空路・海路に限られていることから、他の都道府県に比べ交通及び物流に要するコストが割高となり人的・物的な移動の大きな障害になっているほか、製造業や農林水産業等各種産業の発展を妨げる阻害要因となっている。

また、沖縄県は基幹的公共交通システムである鉄道を有していない唯一の県である。戦後、本土では戦禍を受けた鉄道の復旧が行われたにも関わらず、米軍統治下にあった沖縄では、沖縄戦により壊滅した県営鉄道の復旧は行われなかった。さらに、広大な米軍基地の存在、基地周辺での無秩序な市街地の形成、広域道路網の整備の遅れ及び急激な自動車交通の増加などの歴史的・社会的事情は、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退、環境負荷の増大など様々な問題を生じさせてきた。

海洋島しょ圏沖縄に適合した交通ネットワークを構築することは、沖縄の地理的、歴史的、社会的特殊事情に起因する不利性を克服し、他方で時代潮流を踏ま

えた優位性を増大させることにつながり、同時にそれは沖縄21世紀ビジョンに掲げた5つの将来像を実現するための前提となるものであることから、固有課題として位置づける意味がある。

(2) 克服の意義

沖縄県は、経済成長が著しい東アジアの中心に位置し国内の他の地域にはない地理的条件を有すること、空港と港が隣接していること、24時間利用可能な空港を有すること、情報通信関連産業が集積していること、外国語対応能力を有する若年労働者が豊富に存在すること及び航空会社による国際航空貨物ハブ事業が定着していることなど数々の優位性を有し、国際物流及び国際観光などの拠点として発展する可能性を内在している。沖縄が、我が国と東アジアを結ぶ国際物流拠点あるいは観光・科学技術の交流拠点として発展していくということは、単に沖縄県の振興に寄与するだけではなく、今後の我が国の発展にも大きく寄与するものである。今後の人流・物流拠点として国際観光・科学技術の振興や臨空・臨港型産業の集積を図るためには、国内外の航空、海上ネットワークを拡充し、海外と十分な競争力を有する様々な税制、規制緩和、施設整備など諸施策が必要となる。

また、沖縄本島の公共交通の抜本的な改善のため、基幹バスシステム、TDM施策など様々な施策の一体的な展開が必要であるが、その中で鉄軌道の導入は今後の公共交通改善の中心的政策課題である。しかしながらその導入や、運営には膨大な資金が必要であり、沖縄が戦後全国で唯一、高速鉄道の恩恵を受けていない経緯等を踏まえ、国の支援による新たな制度の創設が求められる。

このような沖縄県の特殊事情を踏まえ、交通及び物流面における不利性を解消し、日本アジアの交流拠点となるべく諸条件を整備し、交通ネットワークを構築することにより、成長著しいアジアと日本の交流と共生の場として、世界へ貢献できる地域となることを目指す。

ここに、固有課題克服の意義がある。

(3) 解決への道筋

交通ネットワークの構築は、県民や観光客の利便性の向上、高齢者及び障害者などいわゆる交通弱者の移動の確保、交通渋滞の緩和及び低炭素社会の実現並びに国際物流拠点の形成などを図るため、必要不可欠な社会基盤である。

空の玄関口であり、かつ、航空物流の拠点となる那覇空港については、国内外との航空ネットワークの拡充を図るほか、それに対応するための滑走路増設及び国際線ターミナルの早期整備等、空港機能の強化に取り組む。また、地域における各拠点空港についても国内外との航空ネットワークの拡充等に努める。

海の玄関口であり、かつ、海上物流の拠点となる那覇港については、外国人観光客の受入体制、物流機能の強化及び航路ネットワークの拡充を目指すとともに、それらに対応するための港湾整備を行う。また、中城湾港は産業支援港湾として整備し、那覇港、中城湾港、平良港、石垣港等においては観光拠点として質の高い海洋レジャー環境を創出し、那覇港、本部港、平良港及び石垣港においてはクルーズ船にも対応できる港湾整備を進める。

陸上交通については、体系的な幹線道路網を構築するほか、県土の均衡ある発展を支える公共交通の基幹軸として、骨格性、速達性及び定時性等の機能を備えた鉄道を含む新たな公共交通システムの導入についての取組を推進する。

さらに、沖縄県と国内及び海外の主要都市とを結ぶ航路及び航空路のネットワークの拡充、交通・物流コストの低減を図るとともに、国際物流経済特区制度を活用し臨港・臨港型産業の集積を図り我が国と東アジアを結ぶ国際物流拠点を構築することで、ヒト、モノ、情報等が円滑に循環する交流拠点として我が国及び世界へ貢献し発展していく沖縄を目指す。

4 地方自治拡大への対応

(1) 概況

人口減少や少子高齢化社会の到来、地域住民ニーズの多様化、グローバル化の進展など、経済社会情勢が変化する中で、従来の中央集権型の行財政システムが

十分に機能しなくなったことを背景に、地方分権の流れが加速している。

沖縄県は社会的、自然的、地理的、歴史的な特殊事情を有しており、これらに起因する行政課題は他都道府県とは性質を異にしているため、全国一律の政策によって十分な効果が発揮されないなどの問題がある。また、離島市町村においては、財政基盤が弱い中であって、行政サービスの高コスト構造を抱えているという課題がある。

このため、沖縄の地域特性に応じた行財政システムの実現を図り、これらの課題に適切かつ柔軟に対処することが求められている。

(2) 克服の意義

沖縄の実情にあった行財政システムが求められる一方で、沖縄が抱える課題の中には、戦後処理問題、基地の整理縮小、駐留軍用地跡地利用、離島振興、条件不利性の克服のための措置など国の責務によって解決されるべきものも存在する。

このため、国の責務を明確にしつつ、沖縄県、市町村、民間等の発意や創意を生かすことが可能な仕組みが必要となる。

自らの責任と創意工夫で地域特性に応じた地域づくりが可能となる環境は、沖縄の発展可能性を顕在化させることができる。

ここに、固有課題克服の意義がある。

(3) 解決への道筋

こうした状況を踏まえ、国、沖縄県、市町村、民間等のそれぞれの主体がもてる力を最大限発揮できる環境の構築に取り組む。

このため、時代状況の変化に柔軟に対応し、かつ先駆的な各種制度を積極的に取り入れるとともに、自由度の高い財源措置の構築に取り組む。

また、地域や民間の知恵・工夫を生かした多種多様な取組を活発に展開するため、国に対し、地方税財源の充実に向けた働きかけを行うとともに、国際的に比較優位な税制優遇や規制緩和等を実現し、沖縄の比較優位が最大限発揮できる独自の経済振興を推進する。

さらに、行財政基盤が脆弱な小規模町村における行政サービスを維持・確保するための新たな仕組みを検討する。

このような自治拡大に貢献する取組を積極的に推進し、沖縄の自主性・自立性のもと、沖縄の地域特性に応じた政策決定が可能となる自治を目指す。

中長期の視点である道州制に関しては、これまでの議論や各都道府県の動向を注視するとともに、本県の地理的、歴史、文化、県民意識を踏まえ、議論を深め検討していく必要がある。

第5章 圏域別展開

1 圏域づくりの基本的な考え

本県は、亜熱帯地域に位置し、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に散在する大小160の島々から成り立っており、自然、歴史、伝統、文化、産業など様々な側面において、他県に例を見ない多様性に彩られている。

それ故に、本県は、その地域特性に応じて様々な課題や発展可能性を有しており、住民のニーズや行政に対する期待もそれぞれ異なる面があることから、地域の実情に応じたきめ細かな施策の展開が必要となる。その際、地域を構成する各市町村が、地域間連携と交流により他の市町村、県、国との役割分担と連携の下、行政サービスを提供していくことや、住民等一人ひとりが自ら何ができるかを考え、行動することが求められる。

以上のことを踏まえ、県民・NPO・企業など多様な主体の創意工夫による活動を促進するとともに、国、市町村、県民等と連携、協働しながら沖縄21世紀ビジョンの実現に向けた施策を圏域ごとに展開していく。

なお、圏域の区分については、各地域の意向を踏まえつつ、県内を自然・地理的条件、経済、日常社会生活圏、発展性など総合的な観点から北部圏域、中・南部圏域、宮古・八重山圏域の3圏域に区分する。また、圏域ごとに周辺離島にも焦点を当てつつ、市町村等からの主体的な意見を勘案した上で、圏域づくりの基

本的な考えを示す。

(1) 自然、歴史、伝統、文化などの固有の特性を生かした個性豊かな地域づくり

復帰後の沖縄では、「本土との格差是正」や「県土の均衡ある発展」など地理的不利性の克服を目指して、様々な施策が実施されてきた。その結果、学校施設、道路といった社会資本の整備が進み、格差が縮小するなど一定の成果を上げてきた。一方で、画一的な公共事業や制度により、地域の個性、多様性が失われ全体の活力も低下してきているともいわれている。

また、全国的な人口減少傾向の中、人口が増加している沖縄においても少子高齢化は進行し、本島中南部への人口集中が進んでいる。

沖縄21世紀ビジョンの理念である『時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ』の創造は、固有の特性を生かした個性豊かで魅力あふれる地域が合わさって初めて、実現できるものである。

このため、各地域が有する自然環境、歴史・文化・芸能、スポーツなどの固有資源を活用した多様で魅力ある地域づくりを促進し、その基盤整備を推進していく。

(2) 多様な主体間の連携と交流、協働により安心して住み続けることができる地域づくり

広大な海域に島々が散在し成り立っている島しょ県沖縄の社会経済は、その地理的条件ゆえに大きな制約を抱えている。このため、地域社会に欠かすことのできない医療、教育、文化、産業など様々な分野で市町村の枠を超えた広域的な取組が重要となる。

また、それぞれの地域内における拠点都市とその周辺地との連携のみならず、他地域との交流・相互補完による地域づくりを進めていく視点も求められる。

さらに、日常生活に身近なコミュニティーやNPO、企業、大学、各種教育機関など多様な主体による広域的・重層的な連携と交流、協働によって、県民が安

心して住み続けることができる地域づくりを進めていく必要がある。

これらのことから、多様な主体間の連携と協働を実現する環境整備を図り、地域づくりを促進していく。また、それぞれの地域において中核的役割を果たす都市の機能を拡充し、多様な分野における広域的なネットワーク編成によって生活利便性の向上等に取り組んでいく。

(3) 主体性・自立性を基軸とする地域づくり

中国をはじめアジア各地域の経済成長に伴う今後の人的・物的拠点という面での地理的優位性の拡大、情報通信技術の発達による地理的不利性の克服可能性の高まりなど、更なる発展を実現する上での、沖縄の潜在力が顕在化しつつある。一方、国においては、地域の自主決定力を強化する地方自治への取組が進められており、地域主体による自立的発展の素地が整いつつある。

こうした時代潮流を踏まえ、地域が魅力と活力を持ち、発展を続けていくためには、地域のことは地域が自ら考え、未来に対し自ら責任を持つ意欲的な取組が必要であり、公助はもとより、多様な主体の発意・活動を重視した自助・共助を土台とした地域づくりの視点を持つことが大切である。

このため、地域が主体性を発揮し、質の高い自立的・持続性のある地域づくりを行える環境整備に取り組んでいく。

2 圏域別展開の基本方向

(1) 北部圏域

【主な特性】

本圏域の拠点都市である名護市を中心として、恩納村、金武町から北の本島北部とその周辺離島から形成されている。緑豊かな山々が連なる「やんばるの森」は、本島の重要な水源地であるとともに、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の貴重な動植物が生息・生育している。さらに、「やんばる地域」の国立公園化が検討されるとともに、同地域が鹿児島県奄美地方と合わせ「琉球諸島」として世界自然遺

産登録の候補に挙げられる等、優れた自然環境を有している。

また、沖縄海岸国定公園に指定されるほど美しい自然海岸を有する西海岸地域では多くのリゾートホテルが建ち並び、沖縄を代表する観光リゾート地を形成している。さらに、第二尚氏王統発祥地である伊是名島や世界遺産に登録された今帰仁城跡、大宜味村喜如嘉の芭蕉布等、歴史・文化的に優れた資源を有している。

【現状と課題】

恵まれた自然景観を生かした観光リゾート関連産業とともに、畜産や花き、果実等の農業が盛んであり、離島地域においては、さとうきびが基幹作物となっている。また、酒類など県内大手の製造業者も立地している。

これまでの沖縄振興事業や北部振興事業の実施により産業及び生活基盤は強化され、また、名護市が金融業務特別地区、名護市及び宜野座村が情報通信産業特別地区に指定されるなど、周辺町村を含め情報通信関連産業の集積が図られている。

公立大学法人化された名桜大学や国立沖縄工業高等専門学校が立地し、地域の発展を担う人材育成が図られている。さらに、ベスト・イン・ザ・ワールドを掲げ、世界中から研究者が集う沖縄科学技術大学院大学の開学に向けた準備が進んでいる。

名護市では、郊外に大型商業施設が立地し、住宅地等の整備も進んでいる。一方で、中心市街地では空き店舗が目立ち、若い世代の郊外への移動等による都市の活力低下が懸念されている。

さらに、名護市から北の地域や離島においては過疎化と高齢化が進んでいる。また、医師数は増加しているものの、依然として無医地区が存在することや、圏域全体として産科、内科等において医師が不足しているなど、地域実情に応じた定住条件の整備や産業振興が引き続き求められている。

山林地域を中心に本圏域面積の約2割が米軍施設・区域（沖縄県全体の約7割に相当）に供され、その大部分は演習場として利用されている。

【展開の基本方向】

沖縄振興事業等で蓄積された基盤、施設等を有効活用するとともに、新たな北部振興に関する事業等を推進し、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備、情報通信関連産業の振興等を図る。

貴重な動植物の宝庫である「やんばるの森」、美しい海浜等の自然環境及び固有の文化の保全と経済開発、社会発展との調和を図り、地域の特性に応じた振興に取り組む。また、国際的な学術研究・リゾート拠点としての基盤及び環境整備を図るとともに、地域特性を生かした農林水産業の振興を図る。

さらに、拠点都市である名護市の多様な都市機能の充実を図りつつ、地域間の円滑な連携を促進し、その拠点性を高めていく。

過疎化・高齢化が進む離島等では、特色ある地域資源を活用した地場産業の振興等に取り組むとともに、医療・福祉、教育をはじめ生活環境基盤の整備を推進し、定住条件の整備を図る。

ア 環境共生型社会の構築

原生的な自然環境を有し、固有かつ絶滅のおそれがある種が多数生息するやんばる地域においては、人と自然が共生した社会の形成に向け、国立自然公園指定等や世界自然遺産への登録など、自然環境の保全に向けた活動の充実を促進する。

また、生物多様性の保全のため、陸域におけるマングース等外来種の防除や海域におけるオニヒトデの駆除等の対策を強化する。

さらに、海岸、河川、溪流、陸域等の自然環境の再生に取り組むほか、赤土等流出対策については、発生源対策の強化等総合的な対策を推進する。

離島を含め、豊富な地域資源を活用した太陽光発電、風力発電、農畜産系バイオマスや木質系バイオマス資源の燃料化等の再生可能エネルギーの導入・普及を推進し、先駆的なエネルギーの活用を図る。

イ 沖縄型産業の振興

(ア) 観光リゾート関連産業の振興

緑豊かな山々や美しい海岸線、そこで生息する貴重な動植物など、多様で個

性豊かな自然環境、今帰仁城跡、芭蕉布など歴史的・文化的に優れた地域資源を生かした魅力ある観光地づくりを推進する。

このため、環境と経済活動の調和を図るルールの設定などに取り組むとともに、大宜味村におけるグリーンツーリズム、東村及び国頭村のエコツーリズム、金武町や宜野座村における健康保養をテーマとした滞在型観光、芭蕉布製作やアグリツーリズム、伊江島等の民泊など体験・参加型観光の取組により、地域特性・地域産業と密接に連携した観光スタイルの充実を促進する。あわせて、地域における観光及び文化を担う人材を確保するため、観光プロデューサー、観光ボランティアガイド、後継者・技術者等の育成を図る。

また、県内最大規模の集客を誇る観光・レクリエーション施設である本部町の国営沖縄記念公園海洋博覧会地区と各地域が連携した新たな観光ルートの形成を促進する。さらに、同地区の拠点機能の充実、世界遺産の今帰仁城跡の保全や周辺地における観光関連施設等の整備を図るとともに、伊是名島の歴史・文化資源など圏域内の歴史・文化等を生かした他圏域との広域的な連携による多様な周遊ルート開発を促進する。

ブセナ地区や恩納村海岸線に代表される西海岸地域やカヌチャ地域等のリゾート施設と万国津梁館を活用し、MICEを推進する。

プロスポーツチーム等のキャンプ・トレーニング地としての知名度や、各種スポーツイベントなどを活用し、スポーツアイランド沖縄の形成に向けて、人材育成も含めた環境整備の促進を図る。

さらに、沖縄を代表する観光リゾート地としての沿道景観整備など、地域にふさわしい景観を整え、観光イメージや地域の魅力向上を図る。あわせて、共同売店などを活用した人や地域の魅力を発信する取組を促進する。

(イ) 農林水産業の振興

きく、ゴーヤー、さやいんげん、マンゴー等の重点的に推進する品目について、新たな産地認定と既存拠点産地の育成に重点をおき、生産供給体制の整備に取り組む。特に、アテモヤなど新規品目の拠点産地を形成し、生産体制の強化、ブランド化を図る。

パインアップル、さとうきびについては、優良種苗の導入、増殖、普及等により品質向上を図るとともに、農業生産法人、作業受託組織等を育成・強化し、生産拡大に向けた取組を推進する。

また、かんがい施設等の農業生産基盤の整備を図る。

養豚等畜産については、系統造成豚を活用した独自ブランドの育成・拡大、飼養管理技術の向上や優良種豚の導入を促進するとともに、牛乳の消費拡大を図る。

さらに、薬用作物、シークワサー、黒糖、沖縄産紅茶等の特産品の高付加価値化、ブランド化を図るため、食品加工、流通、販売、観光等が連携した体制の整備及び強化を推進するとともに、農産加工施設などの整備を図る。

周辺離島の含みつ糖生産地域においては、農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援とあわせ、国内外への販売展開や新商品開発、多用途利用等による需要拡大等に取り組む。

林業については、木材生産の産地形成及び特用林産物の生産の促進、県産材の利用開発を図る。また、森林の持つ多様な機能を持続的に発揮させるために、必要な森林整備を推進するとともに、森林ツーリズム等による多面的活用を図る。

水産物流通の拠点である名護市を中心に、漁港・漁場の生産基盤の再編及び整備を推進し、水産物流通の機能強化を図る。また、食品加工業者等と連携して高付加価値化を図るとともに、近海魚介類の資源管理による生産拡大を図る。

農山漁村地域における交流及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業等との連携強化を図る。

(ウ) 次世代に向けた地域リーディング産業の振興

名護市や宜野座村において整備された情報通信関連施設等の利活用を促進し、情報通信関連企業等の立地・集積効果を高め、次世代に向けた成長・牽引型産業の形成を図る。このため、情報通信産業振興地域制度の拡充や、情報通信基盤の高度化を推進するとともに、企業立地の一層の促進、コンテンツ産業等の集積を図る。また、金融関連産業については、税制優遇措置等の制度など

を生かした国内外からの企業誘致を関係機関と連携し推進するとともに、産学官連携による高度専門的人材の育成等に取り組む。

環境関連産業の創出を目指し、離島地域を含め太陽光発電やバイオ燃料等の再生可能エネルギー導入に関する実証実験に取り組む。また、離島等における廃棄物の再資源化や有効活用など調査研究を実施するほか、環境関連ビジネスモデルの創出を促進する。

多様な生物資源を活用した健康・美容等に資する研究及び商品開発を促進するため、名桜大学や国立沖縄工業高等専門学校をはじめとした産学官連携による研究開発を促進する。

(エ) 商工業の振興

名護市中心商業地盤施設等を中心に、地元自治体や地域事業者の主体的な取組との連携を図り、新規起業やソーシャルビジネスを促進するなど、中心市街地の活性化を図る。また、本部町の手作り市場など、地域特性や特産品等の発信拠点の形成を図り、生産者、住民、地域づくりを担う人々など多様な主体による地域活性化に向けた活動を促進する。

地元の農林水産物をはじめ有形・無形の地域資源を活用した商品開発や販売促進などやんばるブランドの創出に向けた農商工連携による取組を促進するとともに、各地に整備が図られた農林水産物加工施設等の利活用を図る。また、地域に応じた販売体制の構築、地域リーダー等人材の育成を図る。

ウ 生活圏の充実

(ア) 交通及び物流基盤の整備

他圏域との交通・物流の円滑化を推進し地域活性化を促進するため、中南部都市圏や周辺離島へのアクセス性の拡充、圏域内の経済活動を支える幹線道路網の形成を図る。また、県土の均衡ある発展のため、鉄道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進する。

このため、国道58号、国道331号や国道449号など本島北部の東西、南北間を結ぶ幹線道路など広域的かつ総合的な交通を担う道路等の必要な整備を推進す

る。また、それらと有機的につながる県道の整備を図るとともに、市町村道の整備を促進する。

離島等との人的・物的交流拠点である港湾施設については、海上航路網の確保、維持、改善を図る。特に、本部港では、大型クルーズ船の接岸を可能とする岸壁の新設等をはじめ、国際交流や物流機能の拠点としての整備に取り組む。離島港湾施設については、海上交通の安全性・安定性の更なる向上を図る。また、高齢者等の安全性とともに観光利便性の向上を図るため、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備を図るなど港湾機能の向上に取り組む。また、伊平屋空港の整備と航空路の開設に取り組む。

(イ) 生活環境基盤等の整備

離島を含む北部地域の自立的発展に向けた定住条件や経済活動に係る競争条件を改善するため、日常生活に必要不可欠な生活交通等の移動手段的確保、医療等の社会的サービスの確保、効率的なごみ処理体制の構築をはじめ、公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽など地域特性に応じた汚水処理施設整備等を促進する。また、水の安定供給を図るため、現在建設中の多目的ダムの整備を促進するとともに、上水道施設の整備や水道広域化を推進する。さらに、離島地域を中心に都市部との情報通信格差の是正や高度な情報通信技術の利活用環境の形成を図るため、情報通信基盤の整備に取り組む。

また、離島住民が島外へ移動する際の交通コストの低減化に取り組み、経済的負担の軽減を図る。離島地域を中心として、古くからやんばる地域に息づく文化を継承する社会形成を図るため、古民家の利活用を促進し、観光振興及び定住促進に取り組む。

さらに、快適で潤いのある地域社会及び安全・安心に暮らせる社会の形成を図るため、公園やスポーツ・レクリエーション施設を充実させるとともに、公民館や廃校の利活用による子育て支援や小中学生の居場所づくり、子どもからお年寄りまで複数世代で交流できる拠点を形成し、コミュニティの強化を促進する。

(ウ) 保健医療・福祉関連機能の充実

救急・高度医療サービスの提供に向け、県立北部病院における必要な診療科目の整備充実を図るため、必要な医師等の安定的な確保に取り組むとともに、各医療機関との連携強化を図る。診療所医師等についても、圏域内自治体との連携による安定的な確保に努めるとともに、巡回診療の確保を図る。

また、遠隔医療など高度な情報通信技術の医療分野への利活用を促進し、医療体制の充実を図る。さらに、診療所の設備等の計画的な整備・更新を促進する。

加えて、地域の実情に応じた福祉サービスの提供体制の整備を促進し、子どもや高齢者、障害者が安心して暮らせる環境づくりを進める。

(エ) 教育機会の確保等

離島地域やへき地を中心とした教育環境の充実を図るため、高度な情報通信技術を活用した遠隔教育や通学支援、高等学校等への進学に伴う経済的負担軽減等に努め、多様な学習機会の確保に取り組む。

また、保健医療・福祉従事者をはじめ、地域の活力を支える人材、地域防災リーダー等の養成及び確保に取り組む。

エ 駐留軍用地跡地利用の促進

S A C O最終報告に示された返還予定施設である北部訓練場や、安波訓練場の跡地については、自然環境の適切な保全や森林地域の保全・整備に取り組み、「やんばるの森」の資源を生かした活用を図る。また、ギンバル訓練場の跡地については、跡地利用計画に基づき、地域医療施設及びリハビリ関係施設等の整備を図る。

オ 国際交流等の推進

北部地域に点在する歴史・文化遺産を活用し、独自のテーマに沿った魅力あふれる周遊ルートの形成により、国内外との人的交流はもとより住民自身の交流を促進し、相互理解の機会創出を図る。また、多くの海外移住者を送り出した歴史

的背景等を踏まえ、海外子弟交流等や各種イベント等を促進する。さらに、九州・沖縄サミットの経験や沖縄科学技術大学院大学の立地を生かした国際交流の推進、北部地域独自の国際貢献に取り組み、国際的知名度の向上や地域ブランドの確立を図り、国際的な学術研究・観光リゾート地を形成する。

また、外国人観光客に対応するため、多言語を用いた案内表記などの環境改善を図るとともに、通訳ガイドの育成など外国との人的交流を推進するための基盤の整備に取り組む。

(2) 中・南部圏域

【主な特性】

本圏域は、本島南部の糸満市から那覇市を経て、中部のうるま市まで市街地が連なり、県都那覇市と沖縄市を中心に高度な都市機能が集積するなど県内外の交流拠点となっている。

一方で、那覇市より南では農村地域が広がり、さらに久米島、粟国島、渡名喜島、南・北大東島、慶良間諸島などの島々を包含する多様な地域構造を有している。

また、那覇市を中心に独特の琉球王朝文化が派生し、他方、沖縄市を中心とした中部地域では、米軍基地が存在するゆえの様々な問題を抱えつつ、独特の「チャンプルー文化」を育ててきた。

本圏域は、太平洋戦争末期の沖縄戦で米軍が本島に上陸した地であり、日本軍の司令部が置かれるなど、苛烈な戦闘が繰り広げられ、多くの県民が犠牲となった地域でもある。このため、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20万余りの戦没者の霊を慰めることなどを目的として、糸満市摩文仁を中心に八重瀬町の一部の地域が、戦跡としての性格を有する国定公園としては唯一の沖縄戦跡国定公園に指定されている。

【現状と課題】

沖縄の歴史・文化・経済を代表する本圏域では、空の玄関口である那覇空港、

那覇空港自動車道、沖縄都市モノレール等の整備が図られてきた。

那覇空港では国際航空貨物ハブ機能が強化されるとともに、那覇港では、国際物流港湾としての整備が進められている。また、中部地域東海岸では、産業支援港湾としての機能強化、スポーツコンベンション拠点の形成、情報通信関連産業の高度化拠点としての沖縄IT津梁パークの整備などが図られている。

さらに、那覇新都心地区の開発に伴う県立博物館・美術館の設置や浦添市における国立劇場おきなわの開場など、高次都市機能の整備が進められてきた。中部地域では、コザ・ミュージックタウン音市場が整備され、音楽を通して異文化と融合・発展した独特の文化を発信している。

離島地域においては、地域特性を生かした産業振興等が展開されているものの、高齢化や人口減少の進行などにより、地域の活力低下が懸念されている。また、地域経済を支えているさとうきび生産については、増産傾向にあるものの、引き続き、増産に向けた取組を推進する必要がある。

一方、嘉手納飛行場や市街地の中心部を占める普天間飛行場、沖縄の海の玄関口である那覇港に隣接する那覇軍港など、米軍施設・区域の存在は、本圏域の土地利用上大きな制約となっている。その上、戦後の無秩序な市街地の形成及び拡散など、環境保全や都市基盤整備の効率性の観点から、健全な都市環境とはいい難い状況にある。

【展開の基本方向】

魅力ある都市的サービスの充実・強化に向けて、南部及び中部都市圏の機能分担と連携を図りながら、国際的にも特色ある高度な都市機能を有する広域都市圏の形成を図る。

また、沖縄の基幹都市圏として100万人を超える人口が集中する本圏域では、無秩序な市街地拡大の抑制に努めつつ、これまで蓄積されてきた社会資本の効率的な活用を促進し、既成市街地の都市機能の高度化を図るとともに、本格的な高齢化社会到来に向けたコンパクトなまちづくりを推進する。さらに、本圏域の都市構造の歪みを是正するとともに、道路交通との役割分担を行いつつ、県土構造の再編にもつながることが期待される鉄道を含む新たな公共交通システムの導入

に向けた取組を推進する。

さらに、貴重な歴史文化や伝統芸能及び海洋レジャー施設等の資源を活用した地域振興を推進する。あわせて、多様で付加価値の高い都市近郊型農業等や水産業を振興するとともに、良好な住宅市街地の形成に向けた整備を図る。

離島地域においては、健康・保養等をテーマとして人々に潤いを与える独自の空間構築による地域振興を推進するとともに、島外交通の充実や地域特性を生かした農林水産業の振興等により、定住条件の整備を図る。

一方、普天間飛行場をはじめとして大規模な返還が予定される駐留軍用地跡地については、中南部都市圏の一体的な再編を視野に入れつつ、都市機能の計画的な配置や都市基盤の整備を推進し、多様な個性を持つ地域の振興を推進する。

ア 個性豊かで魅力あふれる基幹都市圏の形成

(ア) 県土構造の核となる基幹都市圏の形成

本圏域には、教育・文化、レジャーなどの高質な生活サービスや医療・福祉、就業機会など高次の都市的サービスを提供する機能が集積しており、高次都市機能の効果を広域的に波及させながら、県土構造の核となる基幹的な都市圏として大きな役割を担っている。一方、今後は、国内はもとより、韓国の済州島や中国の海南島などアジアの主要観光都市との競合の時代となることも予想される。

このため、中南部都市圏を一体として、教育・文化、レジャー・商業、医療・福祉、研究開発、情報通信、国際交流、道路、公共交通等の高次都市機能の集積、充実・強化を図る。さらに、沖縄文化と多様な文化の交流と融合による新たな文化・芸術の創造拠点、先駆的な都市近郊型農漁業地域の形成、文化・平和・滞在を軸とする都市型の広域観光ルートの形成などを図る。

(イ) 人的・物的な交流拠点機能の強化

広域的な人と物の相互連携の活発化に向けて、那覇空港や那覇港及び中城湾港の結節機能の強化・拡充を図るとともに、これらと各地域及び北部圏域とを広域的に結ぶ骨格道路の整備やこれを支える体系的な幹線道路網（ハシゴ道路

ネットワーク)を構築する。

このため、国内外とのゲートウェイ機能を担う那覇空港については、沖合の滑走路増設、国際線旅客ターミナルの早期整備、国内線旅客ターミナルの増設等、空港機能の強化に取り組む。

また、那覇港については、大型クルーズ船や大型コンテナ船に対応した大水深岸壁などを整備するとともに港湾貨物輸送等の円滑化を図るため臨港道路の整備を促進する。さらに、国内外の航路誘致活動の強化を促進するとともに、内貿機能の強化を図るため各ふ頭の機能再編を推進する。

中城湾港については、東海岸地域の活性化を図る産業支援港湾として、新港地区において流通加工港湾の整備を推進するとともに、東ふ頭の整備及びリサイクルポートとして静脈物流ネットワークの形成を図り、企業誘致等を推進する。また、泡瀬地区及び西原与那原地区についても、引き続き整備を推進する。

陸上交通については、拠点都市間の移動の円滑化、慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路、南部東道路の整備及び本島東西間を結ぶ県道 24 号線バイパス、沖縄環状線、浦添西原線など体系的な幹線道路網の整備を推進する。また、都市と近郊地域間の交流を促進する幹線道路網の整備を推進するとともに、それらと有機的につながる市町村道の整備を促進する。さらに、沖縄都市モノレールを沖縄自動車道(西原入口)まで延長するとともに、自動車から公共交通への転換を促すパークアンドライド駐車場等を整備する。また、鉄道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進する。

離島地域においては、航空路線及び海上航路の確保、維持とともに、交通・生活コストの低減を図る。また、粟国空港の滑走路延長など空港、港湾、道路等の整備を推進し、定住条件の整備に取り組み、あわせて交流人口の拡大による地域の活性化を促進する。

(ウ) 南部都市圏の機能高度化

国際通りなど中心市街地においては、市街地整備や街路、緑地、公園等の公共施設の整備を推進するとともに、街中におけるにぎわい空間の創出、居住環

境の整備を促進する。また、沖縄都市モノレール駅周辺の再開発や、延長区間での駅を中心とした市街地整備を図り、コンパクトなまちづくりを促進する。

都市基盤が未整備なまま形成された住宅市街地については、都市における温暖化対策、自然環境の保全、防災及び防犯の観点を踏まえ、地域特性に応じた安全で快適なまちづくりを推進する。また、都市近郊地域では、秩序ある都市的土地利用に向けた取組を促進し、住環境の整備を図る。

さらに、都市地域の人口増加、市街地の拡大に伴う汚水量の増大に対処するため、引き続き下水道の整備を推進するとともに、再生水の供給地域の拡大を図る。

浸水被害が多発している安里川及び安謝川等の流域においては、多自然川づくりを基本方針とした整備に取り組むとともに、総合的な雨水対策を推進する。

離島地域においては、赤瓦屋根やフクギの屋敷林などの伝統的集落景観の保全の観点から、空き家となっている古民家や伝統建造物などを活用した住環境の魅力向上を図る。また、水の安定供給を図るため、多目的ダムの建設、海水淡水化施設などの整備に取り組むとともに、水道事業の広域化を推進する。あわせて、高度処理水の雑用水などへの有効利用を推進する。汚水処理については、特定環境保全公共下水道及び農・漁業集落排水処理区域における汚水処理施設の整備等を推進するとともに、その処理区以外における合併処理浄化槽の普及を促進する。さらに、都市部との情報通信格差を是正するための情報通信基盤の高度化を推進し、情報通信技術を活用した教育サービスの充実、オンラインによる行政手続サービスの拡充等に取り組む。また、高等学校等への進学に伴う経済的負担の軽減等に努める。

(エ) 中部都市圏の機能高度化

車社会の進展や大型集客施設の郊外への進出などに伴い、中心市街地の衰退、環境負荷の増大など様々な問題が生じている。

このため、市街地整備や緑地、公園などの公共施設の整備により、街中でのにぎわい空間の創出を図るとともに、教育、医療・福祉、商業、文化などの施設について、中心市街地等への再配置や充実等を促進し、居住環境の整備・充

実を推進する。

また、効率的・効果的な都市機能の再編・整備の観点から、関係自治体等との連携のもと広域的な調整等を進めつつ、適切な土地利用の誘導を促進する。さらに、駐留軍用地跡地の土地区画整理事業や、都市近郊地域での秩序ある都市的土地利用に向けた取組を促進し、住環境の整備を図る。

また、集中豪雨等による浸水被害が近年多発している河川の未整備区間等については、多自然川づくりを基本方針とした整備に取り組むとともに、総合的な雨水対策を推進する。さらに、中城湾周辺の斜面地については、規模の大きな地すべりが発生する危険性があるため、予防的対策に向けた取組を推進する。

広域的に処理を行っている一般廃棄物の処理については、処理施設の集約化や運搬ルート合理化等により、効率的なごみ処理体制の構築を促進し、ごみ処理経費負担の軽減を図る。

また、安全な水道用水を安定的に供給するため、新石川浄水場への高度浄水処理施設及び北谷浄水場等の水道基盤の整備を推進する。

公共下水道及び農・漁業集落排水処理区域における汚水処理施設の整備を推進するとともに、その処理区以外における合併処理浄化槽の普及を促進する。さらに、施設整備済みの地区においては、汚水処理の役割に関する住民への普及啓発を行い、水洗化率の向上を促進する。

イ 沖縄型産業の振興

(ア) 観光リゾート関連産業の振興

糸満市から読谷村に至る西海岸地域においては、リゾート及び都市型ホテルや飲食・ショッピング、コンベンション、人工海浜、マリーナ、レクリエーション等施設の集積を生かしつつ、アジアをはじめとする諸外国や県内外との交流拠点の形成を目指し、施設の充実及び受入体制の強化を促進する。また、良好な景観の形成、環境と経済活動の調和を図るルール設定等、魅力あるまちづくり等を推進し、豊かで美しい観光・都市空間の創出を図る。

東海岸地域では、中城湾港泡瀬地区において東部海浜開発を推進し、海洋レクリエーション機能の導入を促進することにより、スポーツコンベンションの

形成を支援する。西原町から与那原町、南城市に至る地域では、海洋性レクリエーション施設等を活用した本島東南部の新たな観光リゾート空間の形成を促進する。

那覇市、うるま市、南城市、中城村、読谷村を中心として、琉球王国のグスク及び関連遺産群や自然及び文化を生かした体験・滞在型観光、沖縄に適合した医療ツーリズム等、地域産業と密接に連携した新たな観光スタイルの創出を図る。あわせて、歴史的景観の保全及び周辺整備及び歴史的遺産群等を結ぶ観光ルートの整備を促進し、琉球歴史回廊の形成を図る。

また、国際色豊かな独特のチャンプルー文化が根付いた沖縄市を中心として、音楽・芸能を活用した観光・レクリエーション拠点の形成を促進する。さらに、本圏域に集積するコンベンション・スポーツ施設の拡充を促進しつつ、プロスポーツキャンプ等の受入や各種スポーツイベント開催により蓄積されてきたノウハウを活用したスポーツツーリズムを推進する。あわせて、スポーツ医・科学分野との連携など、新たな展開の促進も図りつつ、スポーツアイランド沖縄を形成する拠点としての整備を図る。

離島地域においては、座間味島や渡嘉敷島などにおけるダイビングやホエールウォッチングに代表されるブルー・ツーリズム、久米島の海洋深層水を活用した保養・療養型観光、渡名喜島の古民家を活用した交流拠点づくりや離島留学など、島々に特有の自然・景観、伝統・文化等の魅力を生かした交流人口の拡大及び農林水産業等地場産業との連携による地域活性化に向けた取組を積極的に推進し、離島ならではの体験・滞在型観光を促進する。

(イ) 情報通信関連産業の振興

アジアにおける国際情報通信拠点の形成を図るため、沖縄IT津梁パークを中核に国内外からの企業立地及び立地企業の高度化・多様化の促進、人材の育成・確保を図るとともに、情報通信基盤の整備を推進する。

また、雇用吸収力の高いコンタクトセンター、BPO（Business Process Outsourcing）業務の更なる集積に加え、コンテンツ制作やソフトウェア開発等の高付加価値のビジネスモデルへの転換を促進する。

離島地域においては、高度な情報通信技術の利活用環境の形成を図るため、情報通信基盤の高度化に取り組む。

(ウ) 臨空・臨港型産業等の振興

那覇空港及び那覇港を基軸とした国際物流拠点の形成を図り、臨空・臨港型産業を新たなリーディング産業として育成する。このため、国際物流経済特区制度の活用等により、空港及び港湾の機能の強化、航路及び航空路のネットワークの拡充、物流関連施設の整備及び積極的な企業誘致等に取り組む。

中城湾港においては、産業支援港湾としての機能の充実・強化など必要な整備を図る。また、県工業技術センターや沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター等が集積するメリットを生かし、健康・バイオ等関連分野における新規企業創出やサポーター産業の振興を図り、加工交易型企業の誘致を促進する。

(エ) 農林水産業の振興

農業用水の確保やかんがい施設、農道等各種の生産基盤の整備を推進する。また、離島地域においては、南北大東地区における漁港の整備をはじめ地表水貯留型の貯水池による農業用水の確保や、台風等気象災害から農作物被害を防ぐ防風林などの生産基盤の整備を推進する。

きく、にんじん、オクラ、さやいんげん、タンカンなど中晩柑類等の重点的に推進する品目については、拠点産地の形成に重点をおき、生産施設の整備、生産出荷組織の育成、販売体制の整備等を計画的に実施する。また、ゴレンシなど新規品目の拠点産地育成を図り、生産体制の強化及びブランド化を推進する。

さとうきびについては、優良種苗の増殖普及等により、生産性及び品質の向上を図るとともに、遊休化した農地の有効利用、農業生産法人、作業受託組織等を育成・強化し、生産の増大に取り組む。

周辺離島の含みつ糖生産地域においては、農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援とあわせ、黒糖ブランドの確立、販路開拓や多用途利

用等による需要拡大を図る。

養豚等の畜産については、子豚の育成率向上を図るとともに、牛乳の消費拡大に努める。

また、都市近郊型農業の促進、エコファーマー等の育成による環境保全型農業の拡大を通じて、環境負荷低減を図るレベルの高い技術の普及を促進し、生産・供給体制の整備を図る。

荒廃原野における緑化を推進し、周辺離島における水源かん養のための森林整備を推進するとともに、特産林産物の生産や需要喚起を図る。

うるま市、南城市のモズク2大産地を抱える本圏域において、安定生産・流通体制の確立を図るため、養殖場や冷凍冷蔵施設等の関連施設の整備を推進するとともに、水産物加工品の開発を促進し、高付加価値化を図る。また、地方卸売市場の統合と関連施設の再編整備を促進し、流通体制の強化に努める。さらに、良好な漁場を有する排他的経済水域等の確保のため、離島域における漁港・漁村の維持、発展を図る。

地域の特色ある農山漁村景観等の保全整備・拠点整備を通じて、都市と農村の交流による快適で活力ある農山漁村形成を推進する。

(オ) 沖縄型創造産業（文化産業）の振興

現代風に脚色された中高生による組踊や子どもに人気のあるキャラクターショーなど、沖縄型創造産業が発展しつつある。

このため、本圏域に集積している様々な文化施設等の活用及び拠点の整備・充実を推進するとともに、文化・空手・芸能・工芸といった多様な文化資源の活用を促進した文化産業の振興を図る。また、「ぶんかテンプス館」や「コザ・ミュージックタウン音市場」などを活用し、琉球舞踊、空手、ロック音楽などの文化資源を発信する。さらに、これら文化資源を利活用した高い演出効果によるショービジネスなどの創出を促進する。さらに、必要な人材育成についても取り組む。

ウ 国際交流・貢献等の推進

沖縄 I T 津梁パーク内のアジア I T 研修センター（仮称）を活用し、アジアと我が国双方の I T ビジネスを結びつける人材育成の支援を展開する。また、J I C A 沖縄国際センターとの連携を強化し、国際協力各分野における支援体制の充実を図る。さらに、琉球大学及び私立大学等におけるアジア・太平洋地域との学術研究等の交流を促進するとともに、県立芸術大学を中心に沖縄の文化芸能や創造性高い芸術分野における専門性を高め、国内外に沖縄の文化を発信する交流人材を育成する。

沖縄県平和祈念資料館、各種戦跡など県内の様々な平和学習拠点とのネットワーク化を図り、平和発信地域の形成を図る。

エ 駐留軍用地跡地の利用促進

米軍再編協議等において返還が合意されている中南部都市圏の大規模な駐留軍用地の跡地は、沖縄の新たな発展のための貴重な空間であり、中南部都市圏の都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編にもつながる大きな役割を担っている。

このため、広域的な観点から、中南部都市圏跡地利用広域構想を策定し、環境づくりを先導する貴重な緑地の保全や県全体の振興発展に役立つ新たな産業振興地区の設定など各跡地の利用計画を総合的に調整し、効率的な整備を図る。

特に、普天間飛行場は、約 480ha の広大な面積を有し、人口の集中する中南部の中央に位置するとともに、周辺都市地域と近接していることから、その開発が沖縄の振興に与える影響は大きい。このため、国、県、宜野湾市が連携して、跡地利用計画の策定に向けて取り組む。また、跡地利用計画を踏まえ、再開発を迅速かつ的確に推進するため、事業実施主体、事業手法、機能導入等についてのより具体的な措置について、検討を進める。

跡地利用に当たっては、周辺市街地整備などに留意しつつ、国営大規模公園や本島を縦貫する道路や横断道路など基幹道路の整備を行い、総合的かつ計画的に魅力あるまちづくりを進める。

都市的利用が想定されるキャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、牧港補給地区の駐留軍用地跡地については、引き続き良好な住宅地や生活関連施設、行政サービス施

設等の整備を進め、あわせて地域商業等の活性化を図り、職住近接のまちづくりを進める。

また、那覇港湾施設の駐留軍用地跡地については、臨空・臨港型産業の集積を図り、国際物流拠点の形成を目指すとともに、コンベンションや医療・生命科学産業の展開など、幅広い利活用の検討を進める。

さらに、読谷補助飛行場、楚辺通信所及び瀬名波通信施設の駐留軍用地跡地については、公共施設整備や土地改良事業等を促進し、個性豊かな田園都市空間の形成を図る。

(3) 宮古・八重山圏域

【主な特性】

宮古地域は、独特の平坦な地形からなり、陸域には農用地に囲まれた田園風景や「渡口の浜」などの美しい白浜、沿岸域では美しいサンゴ礁の海が広がっている。

八重山地域は、県内最高峰の於茂登岳を擁する石垣島、広大な原生林やマングローブ林が存在する西表島など大小32の島々からなる島しょ地域であり、その周辺海域が本県唯一の国立公園に指定されているとともに、世界自然遺産登録の候補地に上がるなど、多様性に富んだ優れた自然環境を有している。

また、本圏域は、地理的・歴史的な面から、他の圏域とは趣が異なる個性的な伝統・文化、多様な民俗芸能をはぐくんでいる。

さらに、中国や台湾と近接する与那国町や石垣市の尖閣諸島をはじめ、竹富町の波照間島や仲御神島など、我が国の国土及び海洋権益上極めて重要な面的広がりを持っている。

【現状と課題】

本圏域の都市機能が集積する宮古島と石垣島では、それぞれ港を中心としてコンパクトな市街地が形成されてきた。主要産業である農林水産業では、さとうきびや肉用牛を基幹としつつ、消費者ニーズの多様化に対応したマンゴー等熱帯果

実の生産も増加するなど、自然的・地理的特性を生かした展開が図られている。

本圏域では、宮古島市と石垣市において郊外への大型店舗や住宅等の立地に伴う市街地の外延化や、周辺離島等における過疎化と高齢化への対応が求められている。また、自然環境と観光リゾート開発等との調和や農水産物等の高付加価値化が課題となっている。

宮古地域では、水資源確保のための地下ダムの整備、宮古島と近隣離島を結ぶ架橋の整備が進展している。

また、太陽光発電や風力発電、バイオ燃料の活用など、再生可能エネルギーを積極的に導入しており、低炭素島しょ社会の構築に向けた取組が進められている。

さらに、宮古島トライアスロン大会やプロ野球等各種スポーツのキャンプ地としての受入体制の整備が図られ、国内外との交流等による地域活性化の取組が行われているが、広域的なレクリエーション需要に対応した広域公園の整備が求められている。

一方、台風や干ばつによる影響を受けやすい自然環境にあることから、災害時におけるライフライン確保が図れる社会資本の整備が求められている。また、先島地区民放テレビ放送用海底光ケーブル等施設は、整備後約20年を迎えており、その更新整備が課題となっている。さらに、地域全体として人口減少が顕著になっており、過疎化と高齢化の進展により、都市活力の低下や伝統文化の衰退等が懸念されている。

八重山地域では、石垣島と各離島を結ぶ石垣港離島ターミナル等の交通基盤の整備が図られるとともに、国内外との広域交流拠点となる新石垣空港の整備が展開されている。

また、多様性に富んだ自然環境、歴史・文化的特性を生かした観光リゾート産業の振興が図られ、宿泊施設等の整備が促進されてきた。さらに、台湾等からの大型旅客船の定期的な寄港をはじめ、自治体レベルの国際交流が積極的に取り組まれている。

新石垣空港開港後は、入域観光客の増加が見込まれ、地域の活性化が期待できるが、一方では、自然環境への負荷の増大も懸念されている。このため、環境収容力の考え方も念頭においた持続的に利用可能な観光地づくりや適正利用のルー

ル作りを推進する必要がある。また、多くの離島を有することから、住民生活に必要な路線の確保、維持及び改善に努めるとともに、割高な交通・生活コストの低減など、総合的な離島振興を図る必要がある。

【展開の基本方向】

資源循環型社会システムの構築を推進し環境への負荷を低減するとともに、多様性に富んだ優れた自然環境の保全と経済開発及び社会発展が両立する持続可能な社会づくりに向けた取組を促進する。

また、自然及び地理的条件を生かした農林水産業の振興をはじめ、個性的で多様な伝統・文化を生かした本圏域に特有の観光リゾート関連産業の振興及び広域的なレクリエーション需要に対応した取組を推進する。さらに、我が国の最南西端地域に位置する特性を生かした国内外とのヒト・モノの交流の促進を図り、地域の活性化に努める。

さらに、本圏域の拠点都市である宮古島市及び石垣市において医療、福祉、教育等施設の充実を図るとともに、周辺離島との交通の利便性の向上に取り組む。

周辺離島など過疎化や高齢化の進展が著しい地域においては、伝統・文化など魅力ある地域の資源を生かした地場産業の振興等に取り組むとともに、行政、医療、教育をはじめ生活環境基盤の整備を推進するほか、割高な生活コストの低減や様々な格差の是正など定住条件の整備を図る。

台風や干ばつ等自然災害の影響を受けやすい本圏域においては、生活環境の安定確保を維持するための公共施設等の機能強化、向上を図るとともに、先島地区民放テレビ放送用海底光ケーブル等施設等の整備を推進する。

ア 資源循環型社会の構築

島しょ地域である本圏域では、環境負荷に対して脆弱な構造を有していることから、廃棄物の排出量抑制や減量化、リサイクル等を推進するとともに、地域実情を踏まえた廃棄物の効率的な処理を促進する。また、公共下水道、集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の普及等を図るとともに、雨水、再生水等の水資源の有効利用を推進する。さらに、環境保全型農業、太陽光発電、風力発電、バイオ

エタノール等の再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、マイクログリッド実証事業や海洋エネルギーの研究開発の促進など諸施策を先駆的に取り組み、資源循環型社会の形成を図る。

イ 拠点都市機能の充実

宮古及び八重山地域に暮らす人々に一定規模の生活サービスや就業機会を提供している宮古島市、石垣市においては、ユニバーサルデザインの考えを積極的に取り入れた都市機能の充実・強化とともに、景観にも配慮した快適なまちづくり等を促進する。また、コンパクトな都市構造への転換を促進することにより、地域内の都市的利便性を実現する魅力的な都市圏の形成を図る。

平良港及び石垣港では、交流拠点として耐震バースの整備を含めた港湾機能の充実を図るとともに、国際的な観光リゾート地としての基盤強化を図るため、海外からの大型旅客船に対応した岸壁等の整備を推進する。新石垣空港等については、国際線の受入機能を強化するほか、国内外への路線拡充に向けた取組を図る。また、住民の負担軽減に向けて、船賃及び航空運賃の低減化を図る。

観光リゾート地としての魅力向上、主要地点間の速達性の向上による交流拡大を図るため、空港、港湾などの広域交通拠点と中心市街地、集落、観光地等を連結する高野西里線や石垣空港線などの幹線・補助幹線道路及びそれらを補完する市町村道の整備を推進する。また、バス路線の再編や運行体系の改善など交通サービス向上に向けた取組を促進する。

中心市街地におけるにぎわい等の再生に向けて、教養文化施設、社会福祉施設等の中心市街地への再配置、空き地や空き店舗等の活用促進、高齢者等に対応した生活充実型サービスの充実等を促進する。また、御嶽や屋敷林、石垣、赤瓦など、宮古・八重山圏域ならではの景観要素を活用するとともに、電線類の地中化を推進し、快適で質の高い住環境の創出を図る。

ウ 沖縄型産業の振興

(ア) 観光リゾート関連産業の振興

自然環境、景観、伝統文化など固有の地域資源を生かした地域の活性化に向

けて、交流人口の拡大に取り組む。このため、宮古地域の美しい白浜や有数のダイビングスポット、地下ダムや自然エネルギー施設など産業観光施設、世界有数といわれる八重山地域のサンゴ礁域や広大な原生林・マングローブ林などの多様性に富んだ自然環境、地域内に散在する歴史・文化資源、亜熱帯果樹などの農林水産物、両地域の住民のホスピタリティなど、様々な資源を活用した独自の観光スタイルの創出を促進する。

世界規模の宮古島トライアスロン大会等のスポーツイベントや石垣市のトゥバラーマ大会等の民俗芸能イベントなど島々の特性に応じた各種イベントの充実を図る。

また、竹富島における昔ながらの美しい集落景観など、島々の特性や豊かな自然、伝統文化等を生かした周遊ルートの多様化を促進するとともに、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなど体験・滞在型観光を推進する。

さらに、多良間島や与那国島などでは、交流人口の拡大による自立的発展に向けた地域の活性化を推進するため、豊かな自然や歴史文化資源を活用し、釣りやダイビング、歴史探訪などの多様な取組を促進する。下地島空港の周辺地域については、農業的利用も含め、その利活用を検討する。

また、環境共生型観光地の形成を図るため、自然資源の利用ルールの策定や周知の徹底、環境に配慮した良質な観光メニューの開発・拡充・普及、環境負荷の低減を図る施設整備等により、持続的な観光地づくりを推進する。

さらに、格安航空会社（LCC）の誘致など航空路の充実、クルーズ船の誘致、出入国手続（CIQ）の円滑化、通訳ガイドの育成・強化など外国人受入体制の強化を図るとともに、近隣諸国等からの観光誘客活動を推進する。

(イ) 農林水産業の振興

かんがい施設などの生産基盤の整備推進とともに、既設かんがい排水事業地区の再編を図り、農業用水の有効活用等を促進する。宮古地域では、国営による地下ダムをはじめとする国営かんがい排水事業と一体となったかんがい排水事業及び関連事業を推進する。赤土等流出問題については総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷の低減を図る。

かぼちゃ、マンゴー等の重点的に推進する品目については、拠点産地の育成に重点を置きつつ、生産施設の整備、販売体制の整備等を計画的に実施する。

さとうきび、肉用牛等については、生産体制の強化及び資源循環型農業を推進する。特に、さとうきびについては、優良種苗の増殖普及、土づくり、土壌病害虫の防除等により生産性及び品質向上に努めるとともに、農地の利用集積による経営規模の拡大、農業生産法人及び農作業受託組織等の育成・強化等を図る。

周辺離島の含みつ糖生産地域においては、農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援とあわせ、黒糖ブランドの確立、販路開拓や多用途利用等による需要拡大を図る。

畜産業については、子牛の拠点産地化、「石垣牛」等の肥育牛のブランド化を推進するとともに、食肉センターの整備を図る。

水源かん養、潮・風害防備等、森林の持つ多様な機能を維持発揮させる森林整備と併せて、森林ツーリズム等による森林の多面的活用を図る。

近海魚介類の資源管理に努めるとともに、つくり育てる漁業の推進とブランド化による生産拡大を図る。流通加工施設や漁港・漁場施設等の生産基盤を再編、整備し、流通機能の強化等を図る。さらに、良好な漁場環境の保全、秩序の維持・確保に取り組む。

エ 生活圏の充実

(ア) 生活環境基盤等の整備

宮古島及び石垣島を含む離島地域の自立的発展に向けた定住条件や経済活動に係る競争条件を改善するため、交通アクセス、救急医療等の確保や高度情報通信技術の利活用環境の形成等を図るとともに、地域資源の活用及び農林水産業等の振興など生活圏の充実を図り、交流人口の拡大による活性化に取り組む。

宮古地域は、飲料水の全てを地下水に依存していることから、地下水の水質保全を徹底するとともに、水道施設の整備推進、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽など、地域特性に応じた污水处理施設の整備を促進する。

八重山地域では、水の安定供給を図るため、新たな水資源の開発及び水道施

設の整備に取り組む。また、水道広域化を推進する。下水道等については、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽など、地域特性に応じた排水処理施設の整備を促進する。

地域特性に応じた住宅の整備を支援することにより、定住化に向けた魅力ある居住環境の形成を促進する。また、離島住民の生活を支える港湾機能の拡充を図るため、必要な整備等を推進するとともに、高齢化の進展に対応したバリアフリー化に取り組む。既存空港の更新整備・機能向上等を推進するほか、生活に必要な路線の確保、維持及び改善を図る。

ブロードバンド環境の整備や先島地区民放テレビ放送用海底光ケーブル等施設の改修など情報通信基盤の整備を進め、本島都市部との情報通信格差の是正を図るとともに、教育、医療、福祉、防災などにおける情報通信技術の利活用的高度化を促進し、地域活性化に取り組む。

また、自然災害等発生時における応急対応のための防災情報システムの整備、防災行政無線、携帯電話網、インターネット、地上デジタル放送等の多様なメディアの活用や報道機関等と連携した情報提供体制の整備を推進する。また、高齢者等の災害時要援護者を対象とした迅速な避難の体制整備等により、地域防災力の強化を図る。このため、自主防災組織の結成促進、地域防災リーダー等の人材育成を推進するとともに、災害時におけるボランティアによる円滑な活動を確保する受入体制の整備等を促進する。

(イ) 保健医療・福祉関連機能の充実

救急・高度医療サービスの提供に向け、中核的医療機能を担う県立宮古病院及び県立八重山病院における医師及び看護師等の安定的な確保を図る。慢性的に不足している診療所医師等についても、圏域内自治体との連携による安定的な確保に努めるとともに、巡回診療の確保を図る。また、診療所と県立宮古・八重山病院及び沖縄本島医療機関とのネットワーク化の推進、遠隔医療など高度な情報通信技術の医療分野への利活用を促進し、医療体制の充実を図る。さらに、県立宮古・八重山病院の施設・設備の整備等を図るとともに、診療所の設備等の計画的な整備・更新を促進する。

子どもから高齢者、障害者まで誰もが安心して暮らし、活動できる生活環境の形成に向け、障害福祉サービス等の基盤及び活動拠点の計画的な整備を推進する。また、総合的・一体的な保健・福祉サービスの充実に取り組むとともに、専門的福祉従事者の養成・確保を図る。

(ウ) 公平な教育機会の確保

伊良部島を除く本圏域の周辺離島には、高等学校がないため中学校卒業とともに親元を離れ、宮古島や石垣島、沖縄本島等の高等学校等へ進学している。また、高等教育機関や職業教育機関等が充実していないこともあり、少子化と相まって若年層の流出による人口減少が続いている。

このため、各種教育機会の確保を図り、各種専修学校等の整備促進や職業訓練等の充実に取り組む。また、高度な情報通信技術を活用した教育サービスの充実を促進するとともに、高等学校等への進学に伴う経済的負担軽減等に努める。

オ 国際交流等の推進

国際的な相互理解の促進を図るため、台湾等との島唄、伝統工芸品、修学旅行などの文化、スポーツ交流等を推進する。さらに、多言語を用いた案内表示や特産品等表示、情報通信技術を活用した観光・公共交通情報等の多言語配信などを促進しつつ、圏域内の周遊をサポートする体制整備を図る。

「エコアイランド」実現に向けた取組を加速するとともに、島しょ地域における環境負荷軽減等の先進的な取組によって蓄積された技術、ノウハウ等を活用した新たなビジネスモデルを創出し、アジア・太平洋地域との交流・連携を促進する。

第6章 計画の枠組み

1 計画の効果的な実現に向けて

(1) 実施計画の策定

沖縄21世紀ビジョン実現に向けた基本計画の着実な推進を図るため、基本施策を具体化した実施計画を策定する。

実施計画は5年ごとに策定し、基本計画の施策体系に沿って沖縄県の取り組む内容等を明らかにするとともに、施策効果等を検証するための指標等を設定する。

(2) 計画の効果的な推進

めまぐるしく変化する社会経済情勢等の中で、沖縄県が時代変化に的確に対応し、沖縄21世紀ビジョン実現を確かなものとするためには、その道筋を示す基本計画等が時代に対応した実効性のあるものとして機能する必要がある。

そのためには、取り組む施策の進捗・効果を定期的に検証し、必要に応じて計画の改訂を行う必要がある。

そこで沖縄県は、基本計画や実施計画で設定した指標の達成状況を中心に、施策等の点検・評価を全庁的に行い、その結果に応じて計画の見直し・改善を行う。

これらにより、企画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAマネジメントサイクルを確立し、計画の効果的な推進を図る。

具体的には、既存の行政評価制度を活用し、実施計画で設定した指標の動向等を分析する中で施策の評価を行い、計画の進捗管理を行う。

また、中間地点である5年目を目途に、行政評価等の結果を踏まえた基本計画及び実施計画の評価を実施し、必要に応じて基本計画の改訂や後期の実施計画に反映するとともに、基本計画後半において最終評価を実施し、計画の総括を行う。

ただし、国からの事務権限の移譲など、大きな社会経済情勢の変化がある場合にはこれに限らず適宜見直す機会をつくる。

(3) 効率的で効果的な県政の推進

厳しい行財政環境にあって、県民満足度の高い行政サービスを迅速かつ適切に提供するためには、これまでも増して力強く、行財政改革を進めていく必要がある。

このため、県は、限りある行政資源の有効活用に向け、「選択と集中」を基本として、財源の効率的かつ重点的な配分に努めるとともに、簡素で効率的な行政体制の整備や職員の政策形成能力の向上などを図る。

こうした取組を「新沖縄県行財政改革プラン」等に基づき着実に進めるなど、効率的で効果的な県政運営に努める。

ア 持続力ある財政基盤の確立

基本計画で掲げた施策を着実に推進するとともに、将来の世代に過大な負担を残さないようにするためには、歳入と歳出のバランスがとれた持続力ある財政基盤を確立することが不可欠である。

このため、中長期的な観点から安定的な税源を涵養するための産業振興策に重点的に取り組む一方で、徹底した事務事業の見直しや資産の有効活用などにより、歳入に見合った歳出規模への転換を図るなど、歳入・歳出両面の改革を進める。

また、県民に対してわかりやすく財政状況の情報を開示し、引き続き県債の新規発行額の抑制や、基金残高の確保に努めるほか、公営企業の経営健全化に取り組むなど、持続力のある財政基盤の確立に向けた取組を推進する。

イ 役割分担の明確化と協働体制の構築

国から地方への権限移譲等が進展する中で、県の役割と責任を明確にするとともに、行政運営に対する県民理解の促進や透明性の確保等を目的として、県が行っている行政サービスを予算事業ごとに公開の場で議論する「県民視点による事業棚卸し」を平成22年度から本格的に実施している。

また、県民のニーズに対応した質の高いサービスを効率的に提供するために、これまで県が行ってきた業務のうち、民間の専門知識やノウハウなどを活用した

方が効率的でよりよいサービスが提供できるものについては、アウトソーシングを推進するなど企業などの民間活力の積極的な活用を図る。

さらに、ビジョン実現に向けた計画の推進に向け、県をはじめ国、市町村、各種団体、県民などの各主体がその主体性・自発性による取組が図られることを期待するほか、互いが協働し、その役割分担のもとそれぞれの能力や特性が発揮できる環境の醸成を図る。

ウ 職員と行政組織の活性化

沖縄21世紀ビジョン実現に向けた計画を推進していくためには、まず職員全員が計画の意義・目的を理解し、必要性及び重要性について共通の認識を持つことが大変重要である。

このため、前例にとらわれない自由な発想に基づき、沖縄21世紀ビジョンや基本計画を見据えた県民サービスの向上につながる効果的な施策・事業を企画立案する能力や、問題解決能力を備えた人材の育成に力を入れる。

さらに、新たな課題や組織横断的な課題に迅速かつ的確に対応できるよう、簡素で効率的な組織の構築を図るとともに、定員の適正管理と適材適所の職員配置を行う。

2 計画の法律による位置づけ

(1) 基本計画について

ア 国の支援

国の支援については、沖縄の特殊事情を踏まえ、「沖縄振興特別措置法」に代わる新たな法律に沖縄振興に関する支援措置を位置づけ、自立的発展の基礎条件の整備に資する各種制度や一括交付金による必要な財源を確保する等の制度措置を講ずるとともに、計画に基づく事業を推進する。

イ 国の関与

県計画への国の関与については、地域主権のもと、県の主体性の確保と内閣府をはじめ関係省庁による県への支援等を担保する法的な根拠などが必要である。

3 新たな計画のスタイル

沖縄21世紀ビジョン実現のためには、すべての県民が課題と目標を共有しながら、協働して取り組んでいくことが求められる。このため、新しい計画はこれまでの沖縄振興計画のスタイルから脱し、“わかりやすさ”を重視したスタイルで提示することとする。具体的には、平易でわかりやすい文章で表現するとともに、図表・イメージ写真・イラスト等の挿入や用語の解説、さらには、県民にわかりやすい指標を用いるなど、創意工夫し、県民にとって親しみやすいものとする。こうしたことにより、新たな県づくりに向けた一層の協働体制の構築につなげていく。